

平成 30 年第 4 回定例会

西川町議会会議録

平成30年 12月3日 開会

平成30年 12月7日 閉会

西川町議会

平成三十年

第四回〔十二月〕定例会

西川町議会議録

平成三十年

第四回〔十二月〕定例会

西川町議会議録

平成30年第4回西川町議会定例会会議録目次

第 1 号 (1 2 月 3 日)

議事日程.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議会諸報告.....	4
行政報告.....	9
議案の上程.....	13
提案理由の説明.....	13
人事案の審議・採決.....	16
請願の常任委員会付託.....	17
散会の宣告.....	17

第 2 号 (1 2 月 4 日)

議事日程.....	19
出席議員.....	20
欠席議員.....	20
説明のため出席した者.....	20
事務局職員出席者.....	20
開議の宣告.....	21
一般質問.....	21
宮 林 昌 弘 議員.....	21
佐 藤 耕 二 議員.....	32

飯野咲子議員.....	45
散会の宣告.....	62

第3号(12月5日)

議事日程.....	63
出席議員.....	64
欠席議員.....	64
説明のため出席した者.....	64
事務局職員出席者.....	64
開議の宣告.....	65
一般質問.....	65
奥山敏行議員.....	65
佐藤幸吉議員.....	79
大泉奈美議員.....	95
散会の宣告.....	110

第4号(12月7日)

議事日程.....	111
出席議員.....	112
欠席議員.....	112
説明のため出席した者.....	112
事務局職員出席者.....	112
開議の宣告.....	113
条例案・補正予算案の審議・採決.....	113
報告第10号.....	133
請願の審査報告.....	134
議員派遣について.....	135
閉会中の継続調査申出.....	135
日程の追加.....	135
意見書の提出について.....	136

閉議・閉会の宣告.....	137
署名議員.....	139

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

平成30年第4回西川町議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年12月3日(月)午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
 - 同意第5号 西川町教育委員会委員の任命について
 - 議第55号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第56号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第59号 西川町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第60号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第6号)
 - 議第61号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議第62号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議第63号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 人事案の審議・採決
 - 同意第5号 西川町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 請願の常任委員会付託

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局 長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田真知子	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	片倉正幸	君
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開会 午前 9時30分

開会の宣告

伊藤議長 改めておはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成30年西川町議会第4回定例会を開会します。

開議の宣告

伊藤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員の指名

伊藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、6番、奥山敏行議員、7番、青山知教議員を指名します。

会期の決定

伊藤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から12月7日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月7日までの5日間に決定しました。

議会諸報告

伊藤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

11月16日、村山地方町村議会議長会正副議長事務局長合同会議が大江町で開催されました。会議では、平成31年度の事業計画及び予算案などについて協議いたしました。

11月21日には、第62回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催されました。

大会では、初めに、全国の町村が国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきましたけれども、少子高齢化や過疎化の中で、依然として厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している中で、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていくために、一致団結して、果敢に行動していくことを宣言いたしました。

引き続き、安倍晋三内閣総理大臣を初め、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長と多くの来賓から、国と地方が一体となって地方創生に取り組んでいかなければならないとの力強い祝辞がありました。

議事では、町村財政の強化や議員のなり手確保など34件の要望事項決定、また17項目の決議に加え、特別決議として、地方創生のさらなる推進や町村税財源の充実強化などの5件を決議いたしました。

議事終了後には、「激動の21世紀をどう生き抜くか」の演題で、元NHKワシントン支局長外交ジャーナリストの手嶋龍一氏の特別公演があり、日本を取り巻く中国、ロシア、朝鮮半島情勢と日米同盟など、外交問題について拝聴をしてきました。

同日は、第43回豪雪地帯町村議会議長会全国大会も開催され、豪雪地帯の個性と活力ある発展、住民福祉の向上を図るために、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図るよう、8項目の要望を決議いたしました。

また、夕方には、4名の県選出国會議員との懇談会が開催され、喫緊の課題や重点要望について要望活動を行ってきたところであります。

11月22日には、町村議会議長行財政セミナーが東京の全国町村議員会館で開催されました。セミナーでは、持続可能な自治体病院の確立と医師の偏在是正、看護師確保等へ向けた地域医療対策について、厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室長の松岡輝昌氏から講演をいただき、研修をしてまいりました。

11月29日は、山形県町村議長会理事・監事合同会議が天童市で開催され、平成31年度の事業計画及び予算案などについて協議をされました。

以上、議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。

9番、古澤俊一議員。

〔9番 古澤俊一議員 登壇〕

9番（古澤俊一議員） 西村山広域行政事務組合議会報告を申し上げます。

10月24日に開催されました平成30年第2回定例会の報告をいたします。

報告第1号では、寒河江地区クリーンセンター償却施設内でのごみ収集車とごみクレーンとの接触事故について、損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてが報告されました。

認第1号では、平成29年度西村山広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額14億6,861万6,107円、歳出総額14億5,677万7,868円、実質収支額1,183万8,239円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

認第2号では、平成29年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター斎場特別会計歳入歳出決算について、歳入総額8億3,524万4,500円、歳出総額8億505万6,327円、実質収支額3,018万8,173円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

認第3号では、平成29年度西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算について、歳入総額1,947万1,954円、歳出総額1,732万2,033円、実質収支額214万9,921円の黒字決算を賛成多数で認定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

伊藤議長 次に、総務厚生常任委員会の行政調査報告を行います。

総務厚生常任委員長、宮林昌弘議員。

〔総務厚生常任委員長 宮林昌弘議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（宮林昌弘議員） 総務厚生常任委員会行政調査報告を行います。

総務厚生常任委員会で、去る10月18日、北海道上川郡東川町の定住人口確保対策と国際交

流インバウンドの推進について行政調査を行ってきましたので報告いたします。

東川町の概要。

東川町は北海道のほぼ中央部に位置し、日本最大の自然公園大雪山国立公園の区域の一部になっており、全国的に珍しい北海道で唯一の上水道のない町で、町民が毎日天然水で生活しており、町の面積は247平方キロメートル、平成30年9月現在の人口は8,313人、世帯数は3,879世帯の町です。

まちづくりの大きな特徴は、町民が参加し、後世に残せるまちづくりを目標にして、昭和60年6月1日「写真の日」に、世界にも類のない写真の町宣言をしてから33年経過しております。写真に関するイベントは、東川町国際写真フェスティバルを初め、全国高等学校写真部選手権大会写真甲子園を実施しているほか、幼児、小中学生を対象にした写真少年団を実施しております。

写真の町30年の経過の具体的なものとして、（１）定住人口、交流人口、起業の増加、（２）写真文化に関する財産の蓄積、（３）国内外と写真文化を通じた交流の継続、（４）写真関係ネットワークの広がり、（５）報道、雑誌紹介により知名度の向上、（６）東川スタイルの定着、（７）写真やイベントに関するノウハウの蓄積、以上7項目を成果に挙げておりました。

次に、東川町における定住人口確保対策について報告いたします。

定住人口確保対策の主な事業として、（１）分譲宅地造成売却を初め、（２）景観住宅建築支援事業、（３）新規起業者への支援事業、（４）居住者、移住者支援事業、（５）民間賃貸住宅建築支援事業、（６）2世帯居住推進事業補助、（７）高齢者世帯住宅リフォーム支援補助を実施しております。

東川町は旭川空港から約10分、旭川駅から約30分で旭川市のベッドタウンとしての立地条件にあり、分譲宅地を8カ所207区画造成し、完売しており、移住、定住人口確保の成果があらわれております。

次に、国際交流インバウンドの推進の取り組みの具体的な事業として、（１）海外都市との友好提携、（２）留学生の受け入れ、（３）日本語学校、（４）多様な国際交流事業、（５）JETプログラムによる外国人職員の配置、（６）海外事務局を設置しており、世界の中の東川を目指しており、交流が実を結び始め、世界各地で東川が広がっております。

行政調査のまとめ。

東川町は、昭和60年6月1日写真の町宣言をしてから33年経過しており、その間、町長は

3人かわっているが、終始一貫継続的に当初の目標達成に向けたまちづくりに取り組んできた結果、東川町の人口は、昭和25年の人口1万754人をピークにして、その後減少傾向が続き、平成5年度には6,973人となり7,000人を切りましたが、平成6年度以降、写真の町事業及び各関連施策の実施により、ついに平成26年11月4日に目標人口8,000人を突破し、平成30年9月現在の人口は8,313人になり、約1,300人増加していることはすばらしい成果であります。観光入れ込み客数は83万7,000人から148万9,000人に増加し、飲食店等の数は16件から45件に増加、税収は8億4,690万から9億2,160万円に増加しております。

市町村人口は町政発展のバロメーターであると言われてますが、写真を媒介にして知名度の向上、東川ファンの増加、魅力の再認識、地域消費の拡大、人材の育成、供給が相互連携することによって、定住人口の増加、交流人口の増加、起業の増加により1,300人の人口増加に結びつき、にぎわいと活力あふれるすばらしい町で、ユニークな発想によるまちづくりと情報発信の重要性を学んできました。

以上、行政調査報告といたします。

伊藤議長 次に、産業建設常任委員会の行政調査報告を行います。

産業建設常任委員長、佐藤耕二議員。

〔産業建設常任委員長 佐藤耕二議員 登壇〕

産業建設常任委員長（佐藤耕二議員） 産業建設常任委員会の行政報告を行います。

10月17日から19日にかけて、総務厚生常任委員会とともに、北海道で合同視察研修を行いました。西川町では第6次総合計画の後期計画を策定中ですが、地域資源活用型再生エネルギーをいかにまちづくりに生かしていくのか、そのための一助になるために、北海道下川町のバイオマス産業都市構想について、次の報告をいたします。

下川町は、北海道の北部に位置し、面積は644.2平方キロメートルで、森林面積は9割を占めます。人口は3,347人で、高齢化率は39.4%です。スキージャンプのレジェンド、葛西紀明氏の生まれ故郷でもあり、スキージャンプが盛んな町でもあります。

下川町は、森林活用小規模自治体のモデルとして林業に力を入れ、民有林の路網密度は日本平均の倍以上で、毎年1億円を予算化し、循環型森林経営を実施し、製材品出荷額は年間33億円に上るとのことです。

下川町では、平成21年に下川エネルギー供給協同組合を設立いたしました。この組合は、木質原料製造施設としての木質の収集、運搬、受け入れ、自然乾燥、燃料製造を供給する組合です。24年度から町は協同組合に業務を委託し、指定管理にしています。29年度の約

1,820万円の利益は、協同組合と町で折半したということです。

また、森林バイオマスエネルギー利用では、木質バイオマスエネルギーを10基設置し、30施設に熱を供給しています。公共施設の熱供給のうち68%を再生エネルギーへ転換し、年間1,900万円を削減しています。この1,900万円は、ボイラー等の更新と子育て支援に活用しているとのこと。

また、集落再生を目的に、一の橋地域に、21年度、エネルギーマネジメントシステムを取り入れ、計画的に集住化住宅22戸や、障害者支援施設、郵便局等が入っている住民センター、特用林産物植物栽培研究所等を建設し、熱供給施設からの熱エネルギーで快適な空間をつくり出しました。一の橋地域は、現在、地域おこし協力隊が現役5名、定着3名で、21年度に高齢化率51.6%だったのが、28年度には27.6%になり、人口はほぼ変わらないということです。

下川町は、資源あるところに産業が興る、エネルギーのあるところに産業が興るとして、持続可能な環境未来都市を目指しています。私たち議員も行政と切磋琢磨しながら、しっかりした方針を持ち、今回の下川町の施策を参考にし、西川町の発展に寄与していきたいと思えます。

以上で産業建設常任委員会の行政報告といたします。

伊藤議長 次に、広報公聴常任委員会の活動報告を行います。

広報公聴常任委員長、大江広康議員。

〔広報公聴常任委員長 大江広康議員 登壇〕

広報公聴常任委員長（大江広康議員） 広報公聴常任委員会から、7月30日から8月23日にかけて開催した町民と議会の対話の集いについてご報告いたします。

対話の集いは、議会基本条例に基づき議会活性化の一環として、町民の皆さんと議会が町政や議会活動について自由に意見を交換することを目的として、平成22年から始め、ことしで8回目を迎えました。

今回は岩根沢、小山、志津の3地区に加え、西川町公民館連絡協議会、女性によるまちづくり会議Loveらば、それに西川小学校PTA役員の3団体との対話の集いを開催しました。これら6回の開催により、延べ60名と前回より参加人数は少なかったのですが、大変有意義な多くのご意見やご質問をいただきました。この場をかりてお礼を申し上げます。

今回の町民と議会の対話の集いで出された主な質問や意見につきましては、10月15日発行の議会だより106号の16ページから19ページにかけて掲載しておりますが、主な内容につい

てご紹介いたします。

まず、農林業関係では、農業従事者の高齢化や後継者不足などの影響により、耕作放棄地の増加する中、町はどう対応するのか、西川町の林業にもっと力を入れ、西山材をもっと積極的に利用するべきではないか、有害鳥獣がふえている反面、狩猟人口が減っており、その対策を急ぐべきだ等の意見が出されました。

また、各種団体の皆さんからは、それぞれの団体ならではの問題や要望などを聞くことができました。

公民館連絡協議会からは、議員のなり手確保対策に関する質問や意見をいただきました。地区の役員もなり手不足が問題になっている現状で、議員のなり手確保対策については、議員の中で対応すべきだとの意見もありました。また、夜間議会や議員報酬の件など多くの意見が出されました。

女性によるまちづくり会議 Loveらぼは、気軽に交流のできる場所が欲しいとの要望も出されました。

西川小学校PTA役員の皆さんからは、小中学校にエアコンの設置、除雪対策として登下校時の歩道の確保、防犯対策としてLED街灯の増設、また、音楽などを通じた上層教育にも力を入れてほしいとの4つの要望が出されました。ほかにも、子育て環境の問題など多くの意見が出されました。

町民の皆様からいただいたさまざまなご意見やご要望は、町に対してきちんと伝え、確認するとともに、私たち議員一人一人も前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上、広報公聴常任委員会の活動報告といたします。

伊藤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

行政報告

伊藤議長 日程第4、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、平成30年第4回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、ま

ことにありがとうございます。

初めに、本定例会におきまして、議員の皆さんに啓翁桜のネクタイ、スカーフを着衣いただき、啓翁桜議会として開催いただきますことに深く感謝を申し上げます。

議長からありましたとおり、啓翁桜の園地拡大強化を図りながら販売額 1 億円、そして全国に誇れる産地を目指し、トップセールスにも力を入れてまいり所存でありますので、議員の皆さん、町民の皆さんのさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、このたび、西川町地域学校協働本部の活動が地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞する運びとなり、本日、文部科学省において表彰式がとり行われております。

この表彰は、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域を創生する活動に対し表彰されるもので、西川小学校のふるさと学校や放課後子どもプラン等の活動が評価されたものであります。まさに町民の皆さんの小中学校へのご支援、ご協力に対する表彰であると受けとめております。この場をおかりしまして、町民の皆さんに感謝を申し上げます。

次に、11月28日に、東京のNHKホールで開催されました全国町村長大会についてご報告申し上げます。

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもちろん、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてまいりました。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが町村の責務であります。

しかしながら、町村は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされております。加えて、東日本大震災、熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興を初め、一億総活躍の実現に向けたさらなる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなければならないことを確認したところであります。

このような情勢の中で、町村は相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性の資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進することを決意いたしました。

また、重点事項として大規模震災、豪雨災害からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策

の強化、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進など、9項目の実現を強く求める決議を行い、さらに車体課税に係る地方税収の確保を緊急決議いたしました。

次に、11月20日に東京の砂防会館で開催されました全国治水砂防促進大会についてご報告申し上げます。

大会に先立ち、特別公演として、NHK解説委員の松本浩司氏による「命を守る避難をどう徹底するのか 7月豪雨の教訓」と題し、講演が行われました。大会においては、「これからの砂防」と題し、国土交通省砂防部長の栗原淳一氏の講演と、広島県熊野町の三村裕史町長から「平成30年7月豪雨災害」について、愛媛県宇和島市の岡原文彰市長から「西日本豪雨について がんばろう宇和島」についての意見発表が行われ、議事においては、砂防関係事業の促進を強力に推し進めるための大会提言を決議いたしました。

次に、11月29日に東京のグランドアーク半蔵門で開催されました全国山村振興連盟通常総会についてご報告申し上げます。

議事に先立ちまして、新潟県糸魚川市の米田徹市長と広島県世羅町の奥田正和町長からまちづくりについての事例発表が行われました。

議事においては、平成31年度政府予算編成に当たり、自然災害の被災地、東日本大震災被災地の復旧・復興、山村振興対策の総合的・計画的推進、多面的・公益的機能の持続的発揮、山村地域の活性化、産業の振興、地域資源の活用など、13項目について政府並びに国会に要請することを議決いたしました。

さらに、山村は、日本人としての精神の原点として我が国を支えてきた力の源であり、水資源、エネルギー資源を守り、国土保全、都市住民への憩いの場、若者の教育の場の提供など、多面的・公益的機能の発揮に重要な役割を担っておりますが、この国民の共有の宝である山村は、国土の約5割にも及んでおり、そこを人口のわずか3%の住民が守っているものの、その多くの山村が集落機能の崩壊等により存続の危機に瀕していると言っても過言ではない状況にあります。

こうした中で山村の持つ多面的・公益的機能の一層の充実を図ることが重要であり、このため山村住民の定住と集落維持により、山村の活性化、自発的発展を図ることが我が国全体の発展につながるものであり、国においては、山村振興を国の重要課題に捉えて山村振興対策を図るよう、強く要望することを決議いたしました。

次に、大井沢小水力発電所通電式についてご報告申し上げます。

平成26年度に県営大井沢地区地域用水環境整備事業の採択を受け、本年度までの5年間、

県において整備をいただいた大井沢小水力発電所がこのたび完成し、11月15日に通電式を開催いたしました。

当日は、飛塚村山総合支庁長、松田県議会議員、伊藤町議会議長を初め、地元大井沢地区の皆さんなど多数のご来賓のご臨席を賜り、皆さんが見守る中で代表者が起動スイッチを押し、無事発電を開始いたしました次第であります。このように大井沢小水力発電所の通電を開始できましたことは、ひとえに議員の皆さんを初め、県並びに大井沢地区民の皆さんの並々ならぬお力添えたまものであると心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今後は地域の方々とともに、大井沢小水力発電所並びに大井沢堰の管理運営を行いながら自然豊かなこの町の農業振興、経済発展、そして地域活性化へと寄与してまいりますので、今後とも皆さんのご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、一連のスポーツ大会等についてご報告申し上げます。

11月11日に開催されました第65回西村山地区駅伝競走大会に本町から2チームが出場し、出場全10チーム中、Aチームが5位、Bチームが7位という結果になりました。上位入賞には届きませんでしたが、若手の選手を中心にチームが構成され、明るい雰囲気の中で大会を迎えることができ、各選手が健闘していただいたとお聞きしております。

また、高校生、中学生らも加わる中で、約2カ月に及ぶ練習に取り組んでいただいたとのことで、来年度以降の町駅伝や、西村山地区駅伝大会に必ずやこの成果があらわれるものと思っております。大会出場に不可欠な中学生選手の賛同にご同意いただいた保護者の方々のご理解にも感謝を申し上げますとともに、連日にわたりご尽力いただいた西川町陸上競技協会関係各位に心から御礼を申し上げます。今後、さらなる競技力の向上、選手育成の取り組みにご期待を申し上げます。

11月25日に開催いたしました第42回西川町壮年バレーボール大会には、町内各地区から10チーム参加をいただきました。結果は、下堀チームが優勝、海味の海援三太郎が準優勝しまして、上西宝沢チームと入間チームが3位となりました。

また、昨日開催いたしました第51回西川町家庭婦人バレーボール大会には、10チームの参加をいただきました。そして、昨年の第50回大会を記念して実施しましたプラカードコンテストを今回も行いましたが、各チームとも趣向を凝らしたプラカードにより、華やかな雰囲気の中での入場行進になり、その後熱戦が繰り広げられたとのことであります。

これらバレーボール大会は、町の駅伝競走大会と並んで、地域の広い世代の交流などに大きな役割を果たしてきているのではないかと感じております。

結果は、海味Cチームが優勝、間沢Aチームが準優勝、海味Bチームと吉川Aチームが続いて入賞しております。今後とも地域の親睦を図り、健康増進をはかるため、このようなスポーツ大会を開催してまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

以上を申し上げます、第4回定例会の行政報告といたします。

伊藤議長 以上で行政報告は終わりました。

議案の上程

伊藤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第5号 西川町教育委員会委員の任命について、議第55号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 西川町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第6号）、議第61号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第62号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第63号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上10議案を一括上程します。

提案理由の説明

伊藤議長 日程第6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第5号につきましては、西川町教育委員会委員の任命についてであります。

西川町教育委員会委員、笹島智子さんは、平成30年12月22日をもって任期満了となるので、その後任として松田光子さんを任命するため、提案するものであります。

なお、松田さんにつきましてはの略歴等につきましては、皆さんのお手元にお渡ししておりますが、保健婦として天童市に在職されまして、その後平成22年から西川町の主任児童委員としてご協力いただいておりますが、今、西川町は、これまで小中一貫教育というようなことで進めておりますが、さらに幼児からの保小中一貫教育を目指してございまして、その構想としまして西川学園構想を今策定中でありまして、そういった意味で幼児も含めた教育環境、こういったものについてのご意見等も非常に重要だと思っておりますので、今回の推薦といたしたところでありまして、よろしく申し上げます。

議第55号につきましては、西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第56号につきましては、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

常勤の特別職及び議員の期末手当を改正するため提案するものであります。

議第57号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員等の給与の改正を行うため提案するものであります。

議第58号につきましては、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西川町民体育館使用料の一部を改正するため提案するものであります。

議第59号につきましては、西川町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西川町定住促進住宅B棟を新たに設置するため提案するものであります。

議第60号につきましては、平成30年度西川町一般会計補正予算（第6号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,813万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,937万4,000円といたすものであります。

歳出の主なものから申し上げます。

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づく給与の改正等に伴い、各款にわたり第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に要する経費の組み替えを行うものであります。

給与等に要する経費以外につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、町内公共施設Wi-Fi整備に伴う通信運搬費35万7,000円、同じく工事請負費200万6,000円の追加などであります。

第3款民生費につきましては、障害者自立支援事業に伴う扶助費428万円、介護保険特別会計繰入金826万円の追加などあります。

第4款衛生費につきましては、小山鉦山公害防止坑内水中和処理維持管理委託料7万9,000円の追加であります。

第6款農林水産業費につきましては、大井沢小水力発電事業負担金250万円の追加などあります。

第7款商工費につきましては、起業支援事業補助金100万円の追加であります。

第8款土木費につきましては、住宅建築支援補助金300万円の追加などあります。

第9款消防費につきましては、吉川坂ノ上地内消火栓更新工事請負費87万5,000円の追加などあります。

第10款教育費につきましては、西川小学校冷房設備増設工事設計監理業務委託料594万円、同じく工事請負費1億1,448万円、西川中学校冷暖房設備改修工事設計監理業務委託料259万2,000円、同じく工事請負費4,320万円などの追加などあります。

第11款災害復旧費につきましては、8月5日から6日にかけての大雨に係る被害等に伴う農林業災害復旧事業補助金143万6,000円の追加であります。

第13款諸支出金につきましては、小山のご出身で東京都にお住まいの渋谷喜美夫氏から20万円、海味にお住まいの奥山和茂氏から30万円のご寄附をいただいたことに伴う地域福祉基金積立金50万円の追加であります。

歳入につきましては、第9款地方交付税4,293万2,000円、第13款国庫支出金104万9,000円、第14款県支出金361万8,000円、第16款寄附金50万円、第17款繰入金1億5,000万3,000円、第19款諸収入3万円の追加であります。

議第61号につきましては、平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,111万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,898万9,000円といたすものであります。

歳出につきましては、保険給付費に高額医療及び高額薬剤の支出が見込まれるため、一般被保険者の療養給付費として2,478万円を、同高額療養費として622万円をそれぞれ追加し、

退職被保険者の療養給付費26万円を同高額療養費に組み替えるものであります。

また、保険事業につきましては、所得税法の改正等により確定申告に利用可能な医療費通知の作成を委託し、送付するための経費として11万4,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、保険給付費については保険給付費等交付金で、保険事業費は繰越金でそれぞれ対応するものであります。

議第62号につきましては、平成30年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,926万5,000円といたすものであります。

歳出につきましては、管渠管理費に役務費、委託料を追加するものであります。

歳入につきましては、繰越金で対応するものであります。

議第63号につきましては、平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ890万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,195万8,000円といたすものであります。

歳出の主な内容につきましては、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費について、今年度の利用実績により100万円の追加、諸支出金について、平成29年度実績報告に伴う返納金など790万8,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、地域支援事業費の財源となる国、支払基金、県、町のそれぞれの負担割合に応じた額を追加し、諸支出金については一般会計繰入金等により対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

人事案の審議・採決

伊藤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第5号 西川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 質疑なしと認め、討論を省略し、採決します。

同意第5号 本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

請願の常任委員会付託

伊藤議長 日程第8、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

散会の宣告

伊藤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時23分

平成 3 0 年 1 2 月 4 日

平成30年第4回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年12月4日(火)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田真知子	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	片倉正幸	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

宮 林 昌 弘 議 員

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

〔8番 宮林昌弘議員 質問席へ移動〕

8番（宮林昌弘議員） 8番、宮林昌弘でございます。

今回私は、本町における路線バスを初めとする公共交通の整備拡充について、一般質問を行います。

山間地域が多く地域公共交通が不便な県ほど自家用車所有台数が多くなっているようで、1世帯当たりの自家用車所有台数で全国第1位は福井県、1.72台。第2位は富山県、1.67台。第3位が山形県、1.66台になっております。

本町の場合かというと、ことし3月31日現在で、自動車所有総台数は5,046台だそうでございます。うち乗用車、軽乗用車の所有台数は3,504台。1世帯当たり乗用車所有台数は1.88台になっております。

運転免許を持たない高齢者を初め、障害者、保育園園児、小中高校生の通学生などの地域住民の移動手段を確保し、都市と地方の格差を解消するため、本町の地域公共交通のさらな

る整備拡充をする必要があるという観点から、次の質問をいたします。

質問1ですが、本町の路線バスは町民混乗型のスクールバス10台を主体にして運行しておりますが、路線バスの運行を開始してから41年経過しており、運転手の確保やデマンド運行など、利用者の利便性や運行上の課題をどのように捉え検証しているのでしょうか。

また、今後さらに利用度アップを初め町民の利便性を確保するため、路線バスの利用向上に向けて改善すべき点をどのように考えているのかについて、まず、最初にお尋ねいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの宮林議員のご質問にお答えいたします。

路線バスの運行上の課題、改善点についてであります。本町の路線バスにつきましては、議員ご指摘のとおり昭和52年7月から運行を開始しておりまして、今年度は運行開始から41年目に当たります。

運転手につきましては、運行開始に当たり当初は非常勤特別職の路線バス運転手としておりましたが、その後月山観光タクシー株式会社に運行業務を委託することとなりまして、同社では路線バス運転手として現在27名が従事しております。運転手の確保につきましては、年金の受給年齢が65歳へ引き上げられまして雇用形態が変わったこともあり、求人の問い合わせについては少ないと聞いております。

デマンド運行などの課題といたしましては、デマンド運行のみならず通常の路線運行の利用者が減少していることなどの課題もありまして、毎月乗降客数や運行状況につきまして委託先である月山観光タクシー株式会社との検討会を開催しているほか、年に2回の路線バス体系連絡調整会を開催しまして、他の公共交通機関及び各路線間を乗り継ぐ際の接続環境や路線バスのさらなる効率的な運行体系など、改善すべき点について意見の調整を図っております。

以上であります。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 路線バス運行開始から41年経過しているというようなことで、いろいろな今までの経緯もあったわけでございますけれども、当初走り出したときには、遠隔地である大井沢の方々は非常にありがたいというようなことで、大井沢区にも協力金なるもの

を町に出しながら、存続してもらいたいという動きもあったようでございます。

特に一般乗客も含めてですが、質問第2に移りますけれども、高校生の通学路線の関係でございませう。

高校通学路線である左沢高校線、寒河江駅線、羽前高松駅、県立河北病院の病院線の利用状況はどのようになっているんでしょうか。特に県立谷地高校路線については羽前高松駅からというようなことになったわけございまして、いろいろ利用客数など教えてもらいたいと思っております。

また、通学生や保護者からの運行上の苦情や要望などの改善すべき点と、採算面から考えた場合復路便のいわゆる帰りの便ですけれども、復路便が非常に空バスで走っているのが多いわけございまして、復路便の利用向上についての方策はないものかについてお聞きいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第2点目であります。高校通学路線の利用状況、それと運行上の改善点と復路便の利用向上についてであります。利用状況につきましてはこれまでもご説明ご報告申し上げておりますが、大井沢、稲沢、左沢線については高校生の通学といたしまして1日7名前後の生徒が道の駅にしかわ寒河江駅線。そして、道の駅にしかわ寒河江駅線については寒河江市のほか山形までの通学生徒も含め20名前後、羽前高松駅・県立河北病院線につきましては10名前後の生徒が利用している状況にあります。

時間帯によりましては、通学と通勤が重なりまして混雑するなどのご意見をいただいている路線もありますので、今後さらに改善すべく方策を協議しているところであります。

また、復路便につきましては、通学通勤が主な目的でありますので、復路についての利用をふやすのは難しいことではあります。本町の温泉やイベント、さらに観光等への誘客の活用について、検討していく必要があると考えているところであります。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 特に復路便の関係を今回取り上げてみましたが、例えばの話ですけれども、この前社会福祉協議会の事務局長から話を聞きますと、海味温泉うなぎ湯が大変人気があるといいますか温泉効果が高いというようなことで、河北町にも「ひなの湯」があるわけですけれども、河北町からの入浴客がふえているという話を聞きました。ミニデイなんかに使っているということでございませう。

そんなことも含めながら、さらにはきのう病院の新改革プランの研修会議の結果の報告が

ありますけれども、私も会議に出たわけですが、委員の方から大江町では開業医が非常に少なくなったというようなことで、西川町立病院に患者誘導できないかという意見も出されました。

私も聞いていてなるほどなと思ったわけですが、それらについてやはり採算面を考えた場合には、復路便が空バスで走るといようなことがなるたけないように、復路便の高度利用も含めながら、何とかバスのほうで呼びかけながら、そういう復路便の利用向上に向けての方策がないものかというようなことで、私今回取り上げたところでございます。

そんなことでいろいろそういう情報等もお聞きしておりますので、何か考えられる点があるかどうかですけれども、何とかそれらの意見を生かした中で、今後の復路便の利用向上に向けられないかというようなことで、再度質問いたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まずは復路便の利用等につきましてですが、今議員からご指摘ありましたように河北町からの利用さらには大江町の町立病院の利用、こういったものについてのご意見のご指摘をいただいております、そういった意味もありましてさらに今、1市4町で県が中心となって路線バス、既存の路線バス以外のバスの運行方法、利用方法についての検証試験もやっておりますので、その中でさらに検討させていただければと思っておりますし、町といたしましても今ありましたような勧誘と申しますか、そういったお話は進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 路線バス運行も、採算面を考えながら今後の運行について考えていただきたいと思っております。

次の質問3に移ります。

本町の地域公共交通の主役である路線バスは、平成12年4月から均一200円の利用率で運行されており、町民にとっては大変利用料が安いということはあるが、採算面を考えた場合、今後利用率の見直し検討についてどのように考えているのかについて町長の見解をお聞きいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の第3点目、利用料金の見直しについてであります、現在の均一料金200円につきましては、平成12年4月から町内の生活圏の料金負担を均一にすることや保育園の移転に伴う通園手段の利便性を考慮しまして、町内生活圏域における料金を定額200円に、

中学生以下を無料といたしたところであります。

利用料金の見直しにつきましては、利用者が交通弱者といわれます交通手段を持たない高齢者や保育園児、小中学生、高校生などでありますので、当面は現在の料金体系を維持したいというようなことで考えておるところであります。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 当面は現在の200円を維持したいというようなことで町長の考えのようでございますが、スクールバスは10台運行しておりまして、スクールバスの年間の運行経費が約4,600万円かかっているようでございます。さらに路線バスについては5,300万円というようなことで、決算の資料を見ますとそのような数字が出ております。両方合わせますと約1億円の運行経費になるかと思えます。

一方利用料を調べてみますと、バスの使用料については2万7,700人の利用で721万630円という決算の額が出ております。さらに寒河江市の負担分644万9,067円、約645万円ほど寒河江市からもいただいております。そんなことで単純に収入といいますか、使用料の分だけ足しますと1,365万円というようなことになります。

非常に一般財源の負担も大きくなっているわけでございますので、町民の利便性を考えた場合は確かに200円の均一料金でやっていきたいというのは、考え方はわかるんですけども、やはりある程度採算面も考えないと財政負担が非常に重くなるという観点から、当分は引き上げないというならそのとおりでありがたい話でございますけれども、今後の運行を考えた場合は採算面も十分検討なされた中で、今後の運行を考えていただきたいと思えます。

それでは次に、質問4に移ります。

昨年度運転免許証返納者が、通告書では30名と書きましたけれども、決算資料を見ますと実績としては28名だったようでございますので、これは訂正をお願いします。運転免許証返納者が28名おりました。当初予算では20名を想定しておったのですが、予想以上に多かったなと私も考えております。

免許証を返納した高齢者は自由自在に動けなくなり、不便な生活を強いられることになり、2万円のタクシー利用券やバス利用券が交付されますが、1年限りの交付では足りないのではないかという要望が多くあるようです。町長と語る会で本道寺でもその話が出ました。せめて1年限りではなくて3年ぐらいに延長してできないかという要望もあるようでございます。

一方運転免許証を返納した方が、電気自動車いわゆる電動車を買って乗っている方を大分

見受けられます。電気自転車については余り乗っている方おりませんが、それらの返納者に対する電動車や電気自転車等を買った場合の補助等についても考えられないかというように質問いたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまの質問で、運転免許証の自主返納者に対する支援についてであります。この事業につきましては、高齢化社会が進むにつれまして増加します高齢者の交通事故の減少を図るため、高齢者の身体能力の低下及び運転に不安を感じるようになってきた場合に、自主的に運転免許証を返納していただくよう推奨する中、自主返納した後の日常生活の支援を目的としまして、昨年度から実施いたしております。支援の内容につきましては、運転免許証を自主的に返納された方の移動手段の確保という点もありますが、最も重要な意義は高齢者の交通安全の確保でありまして、支援内容は運転免許証を返納するきっかけに結びつくものとして定めたものであります。

金額につきましては、運転免許証を返納したことにより、自動車を保有することによる車検費用や燃料費等の経費がなくなることなども考慮して設定したものでありまして、また、電動車などへの補助につきましては、乗用車と同様に運転操作を伴うものでありまして、その方の身体機能の状態にも関係するため、慎重に検討する必要があると考えております。

町といたしましては、運転免許証を返納された方に対しては、身体機能に不安がある方でもありますので、その方に対しては積極的に介護予防に取り組むなど、力を入れてまいり所存であります。

また、要介護認定を受けている方へのお出かけ支援事業や、障害者を対象としました福祉タクシー利用助成事業なども行っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 電動車に乗っている方に聞いてみましたら、何ぼするもんだいというのを聞いたら、36万円ぐらいするということでございます。大分電動車も走行が見受けられますけれども。

例えば今まで返納者に対しては、単年度2万円分のタクシー券なりバス券を交付しているんですけども、5年ではちょっと長いのではという話もあります。ですから私は中をとって3年ぐらいは延長してもらいたいということなんですけれども、3年延長した場合ですと、二三が六で6万円になるわけです。ですからバス券なりタクシー券を利用する場合と、あとは電動車を買った場合には例えば同じ6万円ぐらいに、電動車に対する補助も選択できるよ

うな形にできないかというようなことで私は質問したいわけでございますので、その点十分考えてもらいたいなと思っております。

電動車は歩道を走っているわけで、車道と違ってそう危なくはないのではないかというようなことで、まだ運転に自信がある方は電動車を利用しているようでございますので、それらも今後十分考えていただきたいなと思っております。

それでは、質問5に移ります。

寒河江市では公共交通不便な5地区、いわゆる幸生、田代、醍醐、谷沢、中郷を対象に乗り合いタクシーを運行しております。本町でも路線バスは走っているわけですがけれども、いろいろそのほかにさまざまな形で出向く場合には、乗り合いタクシーも必要ではないかと思っております。

そんなことで、遠隔地である西部地区を対象に、高齢者の乗り合いタクシー等の運行を考えるべきと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 西部地区を対象としました高齢者乗り合いタクシーの運行についてへのご質問ですが、近隣市町においても、バス路線のない公共交通空白地帯の解消と高齢者の生活を支えるため、近年試行期間などを経て、その地区に住む登録者に対してタクシー事業者の小型タクシーまたはジャンボタクシーによる運行時間を定めた乗り合いタクシーの予約運行を実施しているようであります。

本町におきましては、町内全域に路線バスが運行しておりまして、利用者が減少した地域にあっては一部デマンド要するに予約制として運行してまいりましたのですが、さっきの質問1でお答え申し上げましたが、デマンド運行の利用者も減少していることもありまして、今後は高齢者の運転免許証自主返納者への支援や通院、買い物、子育て支援などのためのデマンド乗り合いタクシーがよいのか、小型の車両などによる路線バスのデマンド運行がよいのか、高齢者の方のご意見や地域の実情に合った利用しやすい公共交通体系の構築を図っていくとともに、第6次総合計画の後期基本計画におきましても、生活環境対策の一つとして公共交通対策の充実を検討しておりまして、これにあわせて本町の地域公共交通網を見直す計画が必要であると考えております。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 寒河江市を例にとりますと、田代、幸生エリアは500円。醍醐、谷沢、中郷は300円というようなことで、値段の格差があるようでございます。

私もデマンドの路線バスへ年間に何回か乗りますけれども、ほとんど私だけです、大きいバスに私だけ。私だけ乗っている貸し切りバスになってしまいます。非常にもったいないなど、気の毒だなという感じもします。さらにおりるときには200円ぽろっと、200円だけで乗れると、非常にありがたい話ですけれども、もったいないが先に立ちます。

そんなことから、デマンド運行についてはやはり利用者も減っているというようなことなので、その辺は今の路線バスよりも小型化する必要があるというように、先ほど言ったように高齢者の乗り合いタクシーのような形に切りかえながら運行できないかというのが私の考えでございます。

そういう点では十分寒河江市に倣った中で、寒河江市では路線バスがないからタクシーを走らせているというようなことだそうでございますので、その辺今後のバス利用については、乗客の少ない路線とかデマンドについては小型化していくと、乗り合いタクシー的なものにしていくということでぜひ切りかえが必要かと思いますが、その辺り再度もう一回質問いたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今議員ご指摘のように、乗客が1人、あとはゼロというようなそういった路線もあるということで、前々からバスの小型化、こういったものを検討するべきだということなどで考えておりましたんですが、ただ全体的なバスの配車等も考えますと、なかなか踏み切る時点と申しますかそういったものがあるかと思いますが、先ほど申し上げましたように今、小型タクシー、ジャンボタクシーまたは今申し上げましたバスの小型化、こういったものを含めて全体的な検討が必要かとも思いますので、でき得ればやはりコストのかからない、そして利用者に利用しやすい交通体系だと思っていますので、そういった観点で吟味したいと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 検討する検討するではなくて、やはり早い機会に検討した結論を出してもらおうというようなことから、積極的にその点については検討検証してもらった中で取り組んでもらいたいと思っています。

次に、質問6に移ります。

2次交通の関係ですが、山形空港、JRさくらんぼ東根駅から、また、高速道路西川インターチェンジバス停から予約制定額乗り合いタクシー、月山ライナーの運行は、利用者から大変好評のようでございます。前にも山形新聞で月山の宿に直接連絡ということで新聞等に

も出たところであります。乗り合いタクシー好評というようなことで出ております。

また、高速道路バスストップからの志津、姥沢線は利用者もふえつつあるようですが、いろいろな苦情も聞かれます。特に月山観光誘客拡大に向けて増便するとかダイヤの見直し、特に乗り継ぎの際に待っていたけれども、路線バスが行ってしまったとかという苦情も年間に何回かはあるようでございます。

あとさらには、月山ライナーを使った場合旅館側で1人当たり500円の負担をすると、例えば1人乗っても500円、4人乗ってくれば2,000円というようなことなので、その辺旅館側の負担というのをもう少し考えて低減してもらえないかということも、いろいろ要望としてあるようでございますので、今後の運行改善についてどのように考えているのかお聞きいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2次交通の運行改善の考え方についてであります。月山朝日地域を主たるエリアとしまして、観光交流人口100万人の目標達成による観光業の所得向上、そして観光の持続的な発展を図るために、町観光協会とともに、これまで各種の取り組みを展開しているところであります。

その中において町を訪れる観光客や宿泊業関係者の方々からは、これまでも主要交通拠点と観光施設、宿泊地域とを連絡します交通手段として、2次交通の確保充実が求められております。町といたしましても、月山朝日地域の自然資源を活用したアウトドアスポーツや体験が本町の観光スタイルであり、誘客を今後とも拡大するためには、観光客の目線に立った個々に来やすい交通手段を提供することは、特に重要なことであると認識いたしております。

このような考え方から町は、町内タクシー会社と希望する旅館、制度によっては山形県と協賛するレンタカー会社と連携しまして、低廉で利用しやすい2次交通対策を実施いたしているところであります。

平成29年度からは、山形空港を経由するJRさくらんぼ東根駅から月山志津温泉までの月山ライナー便の運行やレンタカー割、今年度からは西川バスストップからのタクシー割を運用しておりますが、利用状況が伸びていることもありまして、ことし9月には補正予算を確保させていただいた経過もあります。また、町営バスの月山志津温泉線につきましても、2次交通としてご利用いただいているところであります。

このような新たな2次交通の実施に当たりましては、観光関係者の方々の要望をお聞きし、協議の上で実施しているところでありますが、公共交通との連絡や十分な周知など改善点を

明確にしながら今後とも関係者との協議を重ね、他の交通拠点等からの新たな路線増設等を含め計画的に拡充実施することが、観光客増加につながるものと認識いたしております。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 2次交通は乗り継ぎというようなことになりますので、それらの苦情がないように、今後も十分気をつけながら運行してもらいたいと思っております。

それでは、最後の質問になります。

質問7ですが、公共交通の都市と地方の格差是正のために、乗り合いタクシー、例えば車両購入とか運行経費など、さらには公共交通の整備拡充をする財源として、ふるさと寄附金を有効に利用すべきと考えますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

例えば車両の購入等については、いろいろ財源的にふるさと寄附金の利用なんかも考えてもらいたいというようなことで、それらも含めて見解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 都市と地方の格差解消のために、公共交通を整備拡充する財源としてのふるさと寄附金の活用についてであります。ふるさと寄附金につきましては、西川町ふるさとづくり寄附条例に基づきまして、特色あるまちづくり、都市と地方の格差解消、その他の事業分野ごとに寄附金をいただいております。いただきました寄附金の充当事業につきましては、決算附属資料にも添付しておりますが、平成29年度の充当事業としましては、特色あるまちづくり事業では西川町子育て応援事業ほか3事業に1,700万円、都市と地方の格差解消事業では小学校教育振興に要する経費として英語活動指導員に要する経費310万円、生涯学習勸奨事業に90万円、計400万円。その他の事業では町営住宅整備事業として定住促進住宅建設事業3,400万円。合計5,500万円となっておりますが、いずれも一般財源に対して寄附金を充當いたしたところであります。

乗り合いタクシー車両購入や運行経費など、公共交通を整備拡充する財源としての寄附金の活用であります。これまで路線バス運行経費につきましては特別交付税により経費の80%が交付されておりました。また、路線バス購入につきましては過疎対策事業債を活用しております。さらにスクールバス運行経費につきましては普通交付税で1台当たり約610万円が基準財政需要額に算入されているところであります。

今後乗り合いタクシー車両購入などの施策の必要性を生じてきた場合には、国の財源措置の動向なども考慮しながら、さらにふるさと納税には国の方針等もあると思っておりますが期限などもあると思っておりますし、さらにふるさと寄附金の利用につきましては計画性をもって、長期

にわたる場合は、慎重な検討が必要であると考えておるところであります。

伊藤議長 8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） ふるさと寄附金の使い方なのですが、ただいま町長から答弁にもありましたように、私も決算の書類を持ってきました。ふるさと寄附金、いわゆる残高ですけれども、2億1,900万円残高がございます。平成29年度に使った分について、町長から話がありましたけれども、特色あるまちづくりに1,700万円、特に都市と地方の格差解消に400万円が使われております。その他には町営住宅3,400万円というようなことで、5,500万円全部で充当したわけですが、特に都市と地方の格差解消、都市と比べて田舎といいますか山間部については、公共交通網が非常に不便な地区が多いわけがございますので、それらをもっと格差解消するために、ふるさと寄附金をもう少し有効に使えないかというのが、私の考え方でございます。

総務省が出したふるさと納税活用事例書で、いろいろ全国の優良事例が載っています。これをずっと見ていきますと、例えば三重県の熊野市ではのってこらいという名前で、過疎地の交通手段を確保というようなことで使っているようでございます。これもいわゆる乗り合いタクシーを購入して、町民から大変喜ばれているという事例が載ってございます。こういう形に何とかもう少し都市と地方の格差解消をするために、ふるさと寄附金を有効に活用する方法方策を考えてもらいたいというようなことでございます。

最後の質問になりますけれども、第6次総合計画の後期計画策定に当たり、主要施策の生活環境対策5項目の中にとりというようなことで、この前策定状況の資料にもありますように、生活環境対策の5項目の一つに公共交通対策の充実とあります。町でも重要視しているわけでございます。そういう点で、特に利便性を追求し、地域住民の移動手段を確保するために、地域公共交通の整備拡充について、町民の要望や意見を第6次総合計画の後期計画に反映していただきたいと考えております。

そういう点では今回質問いたしました地域公共交通の整備について、町長の総括的なコメントを最後をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 第6次総合計画の後期計画につきましては、議員の皆さんにご説明いたしておりありますが、今回の第6次総合計画の後期計画策定の関係で、アンケートの結果でもありますように、まずは、雪対策、生活上一番不安と申しますか不便を感じるのは雪でありますので、さらに議員ご指摘のように、高齢化社会においてなかなか車の運転ができない

というような、そういった環境にあるわけでありますので、そういった面では高齢者の社会参加、こういったものがこれからの認知症対策と申しますか、生活上の大きな課題だと捉えておりました、そういった面では交通対策これは非常に重要だと考えておりますので、それも含めて今回の第6次総合計画の後期計画で考えていきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 以上で、8番、宮林昌弘議員の一般質問を終わります。

佐藤耕二議員

伊藤議長 続いて、3番、佐藤耕二議員。

〔3番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

3番（佐藤耕二議員） 3番、佐藤耕二です。

今回私は、旧西部中体育館の無償譲渡契約を検証するために、質問したいと思います。

旧西部中体育館は、平成25年1月18日付で住宅用パネル製造工場として、旧ケーシースチール株式会社と、議会の議決を経て、町と同社が無償譲渡契約を結びました。これは鉄骨づくり620.81平方メートルの体育館を無償譲渡する件、また、2筆4,005平方メートルの土地を無償貸与するものです。さらに、平成26年6月に1筆1,352平方メートル、合計しまして5,357平方メートルの土地を無償貸与すると、土地使用貸借契約を締結しました。

しかし、平成30年2月ごろから事実上の倒産状態になり、今に至っております。その前から体育館は、あるいはその周辺は、資材置き場かごみ置き場のようになっていたのは、町でも把握していたことと思います。また、町民の方からも今後を心配する声が上がっていることから、最初の質問をします。

町長は、平成24年12月の定例会で、ケーシースチール株式会社から空き家校舎をぜひ活用させていただきたいというような申し出があったというように答弁をしておりますけれども、そのときに一般公募はされていたのかどうか、最初にお聞きしたいというように思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 佐藤議員からのご質問は、旧西部中学校体育館の一般公募についてであります。旧西部中学校体育館につきましては、平成24年8月24日から10月1日までの間、旧西山小学

校の校舎体育館及びグラウンド、旧水沢小学校の校舎の1階の一部と2階及び3階部分、旧入間小学校校舎、旧小山小学校の体育館及びグラウンドとあわせて、利用希望により廃校舎利活用の一般公募を実施いたしております。

この一般公募にケーシースチール株式会社から旧西山小学校、旧西部中学校の体育館及びグラウンドについて応募がありましたが、平成24年10月10日、29日の2回にわたり廃校舎利活用団体等選定審査会の審査結果を受け、庁議の決定の後、公募結果について11月20日の議会全員協議会で説明しますとともに、11月29日に地元の代表者への説明会を開催し、平成24年第4回定例会において旧西部中学校の体育館の無償譲渡、敷地の無償貸し付けについて議決をいただき、平成25年1月18日に契約を締結しまして、平成26年5月から東日本大震災復興のための災害公営住宅建設に向けて旧西部中学校体育館での事業が本格稼働、さらに6月5日には所有権の移転登記が完了しております。

その間、平成26年4月25日に資材置き場にかかるグラウンドの追加の借り受け申し出がありまして、5月21日の廃校舎利活用団体等選定委員会を経て、平成26年第2回定例会において無償貸し付けについて議決をいただき、6月9日に契約を締結しているものであります。

以上であります。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 町長のほうから8月24日から10月1日ですか、公募という話がありましたけれども、8月31日のお知らせには、これにはこういうふうに書いてあるんですよ。廃校となった町内小・中学校の校舎等を有効活用し地域振興を図るため、利活用を希望する個人、団体を募集します。対象施設が、先ほど町長がおっしゃいましたその4つなんです。この中には旧西部中学校が入っていないと思います、このお知らせの中だけ見ますと。その辺はどうなんでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 その内容については、そのほかに利用希望があれば申し出てほしいというような旨の通知をやったということであります。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） その中の一部が該当しているということだったというふうに思います。

ケーシースチール株式会社さん、ここではケーシースチール株式会社ということで、その当時はケーシースチール株式会社でしたので、ケーシースチール株式会社に統一させていた

だきます。

ケーシースチール株式会社さんのほうからは、申し出があったのはいつごろでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ちょっとその点につきましては、確認した後ほどご回答いたしますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） わかりました。

この平成24年の12月の定例会は、私ども議会のほうにはそのときにお話がありまして、そしてそこで議決したわけですけれども、そのときの議決するまでの過程としまして、その当時の総務課長でありました高橋副町長からいろいろな説明を受けました。ただ、最終的にはその場で説明を受けましたけれども、議会のほうとしましてはそのときの状況とすれば、譲渡する財産は何なのか、あるいはその相手先は誰なのか、また、その理由は何なのかとこの3つについて、議決あるいは賛成反対するしか方法がなかったように、記憶ではありますけれども、そのように考えますと、確かに議会の議決は経ているのですけれども、どうも少し振り返ってみますと、いろんな資料を見ますと少し早急過ぎるような気がいたしましたけれども、その辺6年前のことですので記憶にないかもしれませんが、今感じられることだけで結構ですので、町長のほうからお答えいただければなというように思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 議会に説明等につきましては、それなりの説明を行いながら皆様のご理解を得たと思いますが、町といたしましてもいろいろな廃校舎が相当ありますんで、それらの廃校舎の計画的な解体等も含めて、廃校舎の利活用団体等の利活用の委員会なども設けておりまして、そしてもし利用がなければ計画的に解体するというような、そういった計画も立てておりますので、その中でどうしてもやっぱり利用したいというものがあれば、その時期に合わせて貸し付けなり譲渡を行うというような方針でありますので、時間的にそういった感じがあったかどうか私もわかりませんが、町といたしましては、それなりの説明を行ったというふうに認識しております。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 確かにそのときに説明は受けております。その説明を受けた上で議決を経たということですので、その当時のことを考えますと、やはり町は企業を支援しなくてはいけないだろうというようなこと、あるいは誘致企業は到底見込むのが厳しいだろうと

というような想定の中ですから、これはこれでいいと思います。

ただ私どももやはり議会で議決をしたわけですが、その後のことがやはり非常にどうなのかというような心配もありますので、次の質問に移っていきます。

今のことに関連するんですけれども、次の質問に移る前に、契約譲渡契約書については議会には平成24年12月21日の全員協議会で、そのとき案しか示されておりません。町の説明によりますと、議会の議決を経た契約案件については、契約書は議会の議決を経ることはしていないということですので、議会は正式な契約書は見えていないということになります。このことを念頭に置きながら、以下の質問をしていきたいというふうに思います。

建物譲渡契約書（案）の第6条に住宅用パネル製造工場以外に使用してはならないとありますけれども、町はその後実態を調査あるいは報告を求めたことはあるかどうか、また、よく見ますと5番目の質問もそうなんですけれども、5番目は土地使用貸借契約書（案）の第9条に、必要があると認めるときは実地に調査し又は報告を求めることができるとありますので、これは似たような質問にもなりますので、もし何でしたら一括答弁してもよろしいですので、お答えいただければなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2番目、実態調査の関係、さらに5番目に通告がありました、その後の契約書にある実態等につきましてであります、実態調査、報告についてでありますので、質問1でお答え申し上げますが、平成26年5月から災害公営住宅建設に向けまして住宅パネル製作を始めていることを確認いたしております、また、その際は大規模な住宅物件であるため人手も6名増員し、さらに20名ほど募集しているとのことであつたわけでありませう。

その後2年ほど住宅パネルを製造しまして、その後は住宅パネルの資材を持ちながら使用していると認識いたしております。

一方、平成35年3月31日までの無償の使用貸借契約を締結しているグラウンドにつきましては、当然所有権は町にありますので、町でも管理いたしているところであります。

以上であります。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 平成26年の5月には確認しているというようなお話がありました。この確認というのは報告を求めることがある、できるということなんですけれども、その報告、確認はどのような方法で確認されているのか、教えていただければなと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 確認の方法につきましては、担当のほうからご説明させますので、よろしくお願いいたします。

伊藤議長 追加答弁を佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまご質問ございました確認の方法についてお答えさせていただきます。

確認につきましては、当時のケーシースチール株式会社のほうから文書等で現在の状況等についても報告がありまして、なおかつ、現地のほうでも確認を行っているというようなところでございます。よろしくご理解ください。

以上であります。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） そうしますとちょっと再度になりますけれども、平成26年の5月に確認して文書で報告いただいたというようなことですが、ずっと振り返ってみますと平成24年12月の定例会では、毎年経営状況を報告してもらおうというふうに答弁されているわけですが、毎年行っていなかったというような理解でよろしいのでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 事務的なものにつきましては、担当のほうからご説明させますのでよろしくお願いいたします。

伊藤議長 佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、毎年は行っていないというところでありまして、平成26年5月が最初になるところということになりますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 平成26年5月が最初で最後というように理解してもよろしいのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

伊藤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 それ以降につきましては、当然のことながら現地のほうに町の担当職員等が赴くなりして現場の状況等は把握してございますけれども、文書等でケーシースチール株式会社から報告いただいたというのは、この平成26年5月でございます。その後は職員のほうで現場のほうの確認を適宜行っているということになります。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 東京商工リサーチによりますと、平成29年3月期の負債総額は約5億2,000万円というように出ております。それによりますと、平成25年度からもう赤字状態になっているというような調査報告があるんですけども、その辺は把握していたんでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 具体的な数値につきましては把握しておりませんが、いろいろな商工会等の状況報告などもあったわけでありますが、その程度であります。

以上です。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） わかりました。

では、次の質問に移りたいというふうに思います。

第7条に担保の用に供してはならないというふうにあるわけですけども、この辺は抵当権の設定なんかはあったのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 抵当権の設定についてであります。旧西部中学校体育館の抵当権の設定につきましては、登記簿を確認するなどしておりまして、この限りではなかったと認識いたしております。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 抵当権は入っていなかったということですけども、ことしの4月5日に町の体育館を差し押さえているというふうに思います。そのときの状況、差し押さえたというようなことですけども、その中に、体育館の中にもあるいはグラウンドの外にも廃材といいますかごみだと思えますけれども、それが非常に多くあるわけです。差し押さえたと仮に町が解体する場合は、これはどういうふうに処分対象になっていくのかどうか、今時点で結構ですので、もしわかればなと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 その辺は詳細につきましては、担当のほうからご説明させますのでよろしく願いします。

伊藤議長 追加答弁を佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように、確かに町

のほうで差し押さえということで、手続のほうはとっておるところでございます。それを今後どうするかとこういうことになりますけれども、これらにつきましては町のほうでも検討しながらとこういうことになろうかと思えますけれども、何分今現在、一方ではいろいろな手続等も準備が進んでおるといふ状況でもございますし、その点等も考慮しながら検討を進めていきたいというふうを考えております。よろしく申し上げます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 新聞に、これが一番最初に無償譲渡されるというときの新聞記事にこういふ文章がちょっとあるんですね。廃校舎の利活用は、その方法次第では町財政の圧迫につながりかねない大きな問題である、ということが書かれております。今、町としてはいろんな手続をされている最中だと思いますので、とにかく町財政の圧迫につながらないような方法でやっていただければなというふうに思います。

次の質問に移ります。

同じく第10条ですけれども、この義務を履行しないときは、催促をせずに直ちにこの契約を解除することができるというようにありますけれども、今現在、結果は求められないのかもしれないけれども、経営状況や決算書の提出はどういうふうな状況になっているのか、あるいは去年の段階でもいいですからその辺の状況とか、もしわかるかどうかお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 建物譲渡契約の解除や経営状況、さらに決算書の提出についてであります。さっきの質問1でお答え申し上げましたとおり、平成26年6月5日付で旧西部中学校体育館の所有権移転登記が完了しております。また、幾度となく電話や自宅を訪問するなどして代表取締役との接触を試みておりましたが、音信不通、接触不可能な状況にありますので、契約解除は町への所有権移転登記ができない現状にあります。

これまで質問2でお答え申し上げました実態調査へ報告を求めたほか、決算報告書の提出を求めるなどして、状況の把握に努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） ちょっと次の質問に移りますね。

最後の6番目ですけれども、町税等の滞納は、平成29年のころから始まっていると思います。先ほども言いましたように。詳細な年月日あるいはその金額等わかれば教えていただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 町税等の滞納状況の詳細な年月日、金額についてであります。町税等に係る事案につきましては、地方公務員法第34条及び地方税法第22条で地方税に関する守秘義務が指定されておりまして、また、その運用に当たっては、滞納者名及び滞納額の一覧であっても、納税者等の利益を保護し行政の円滑な運用を確保するため、議会の審議の場においても開示を求められた場合においても、原則開示すべきではないものとされておりまして、ご理解くださるようお願いいたします。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） わかりました。

今からちょっと全体的な総括的な質問を若干させていただきたいというふうに思います。

まず、平成30年2月20日付で全員解雇の情報というようなものがあつたと思います。町の資料によりますと、町の資料といいますが議会に提出された資料を見ますと、2月27日にその報告を受けたというふうにあります。その後商工会を通じて内容を聞いたというふうにありますけれども、なぜ商工会を通じてだったのかが、ちょっと私この辺が理解できない部分で、やはり町が直接確認すべきだったというふうに思いますけれども、その辺の記憶なんではしょうけれども、もしその辺わかればちょっとひとつ教えていただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 私への報告としましてそのような経過でありますので、なぜ商工会なのか等々につきましては、担当の課長のほうからご報告を申し上げます。

伊藤議長 志田商工観光課長。

志田商工観光課長 町内事業者の動向関係につきましては、商工会のほうで主に把握をしているというようなところもございますし、もちろん行政側としてもそれはありますが、第一義的に商工会のほうに確認をさせていただいたというような状況であるというふうに思っております。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 通常ならばそれによろしいかと思っておりますけれども、今回は無償譲渡の契約を結んでいて、直ちに解約できるというような条文もあるわけですから、その中でやはりもっときちんとしなくちゃいけなかったのではないかなというふうに思います。

その当時はまだ事務職員の方も在籍していたわけですから、事務職員といいましても一般的な

事務職員じゃなくて部長さんかなんか役職のある方だったと思いますけれども、その方のお話ですと、その当時は入間と狭山にまだ工場があると。そのときの状況としては、海味工場と狭山工場を閉鎖して入間工場を残すというような情報があったと思います。

この時期ならばまだ社長とも連絡がとれていたと思いますけれども、その辺なぜその時点でケーシースチール株式会社の社長さんにとり合わなかったのかどうか、その辺があったのかどうかもわかりませんが、ちょっと教えていただきたいなというように思います。

伊藤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員からございました、いわゆることしの冬場の間の相手方との対応でございますけれども、商工会等につきましては先ほど志田商工観光課長からお答え申し上げた考え方にに基づき行ったものでございます。

加えまして町といたしましては、私どもの記録では議員ご指摘のとおりこの3月6日の日に相手方の営業管理部長と話し合いを行った形跡がございます。ケーシースチール株式会社のほうを訪問いたしまして、営業管理部長と話し合いをしたという記録がございます。この際は社長のほうにも連絡するようというふうなことで、3月8日の日に再び営業管理部長とも話をしまして、申し上げましたとおり社長にも電話連絡してくれるようにと電話依頼するという経過があったようでございます。

しかしながら3月の中旬に入りますと、電話等で連絡を行っておりますけれども、不通であったというようなことで、この辺から音信が途絶えてきているという状況にありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 町長は毎年町内企業を訪問していらっしゃると思います。ケーシースチール株式会社さんには何回ぐらい訪問したのかわかりますか。わかったら教えていただきたいというように思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 毎年企業訪問をやっておりますが、会社を設立する時点で1回、その後会社の事業が進められてから1回。2回というように記憶しております。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 2回訪問されているというふうなことでしょうけれども、わかりました。

今の状況に関しましては、前回の全員協議会の席上でも総務課長のほうから聞いております。今現在がまた、その辺の状況を簡単にでもいいですから、ちょっと教えていただければなというように思います。

伊藤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいま議員からございましたとおり、今現在の状況ということですが、6月定例会中の6月5日の日に開催されました議会全員協議会でご説明申し上げた以降については動きがございませんが、再びダブるようなところもございますけれども、簡単にご説明させていただきたいと思います。

今年の4月23日に町のほうには届きませんでしたけれども、埼玉県所沢市の債務整理を依頼されました弁護士から受任通知が届いた旨の連絡が、いろんなところから町のほうにも寄せられたところでございました。

早速町のほうでも町の顧問弁護士と相談いたしましたところ、この委任通知と申しますのは、破産の手続に向けた準備が間もなく始まるということでありまして、書類が調って裁判所が許可して初めて破産手続が始まるということのようであるということ、ご説明申し上げたところでございます。

その際は、受任通知が届いてから破産の手続が始まるまでの期間これはさまざまであるというようなことで、通常は半年ほど要しているようではありますが、というようなことでご説明申し上げたところでありますが、半年経過してございますけれども、きょう今現在の状況というのは変わらないというところであります。破産の手続が始まったという通知については、私どものほうに今現在届いておりませんので、先方のほうで弁護士が手続に向けた準備を進められておられるのかなというふうに理解しておるところでございます。

今後、その通知と対応を待つという時期でございますので、よろしくご理解くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 破産の手続が今進行中だということですが、そうしますと管財人もまだ決まっていないというような理解でよろしいのでしょうか。

伊藤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、破産の手続に向けた準備をただいま議員もご指摘のとおり行っているというところがございます、それらが裁判所に届け出

られ受理された段階で管財人は決まるものというふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 本当にまれなケースだと思いますので、なかなかその辺が厳しい対応を迫られているかなと思いますけれども、いろいろ調べてみますとそういうときの債権管理の流れというようなものがあるところもあります。その流れに沿って考えなくちゃいけないという部分なのかなと思いますけれども、町にはこういうことは初めてでしょうから、恐らく債権管理の流れというものはないかと思えますけれども、その辺は町に存在しているかどうか教えていただければなと思えます。

伊藤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 ただいまの佐藤議員の質問でございますが、税法におきまして個別の規定あるいは地方自治法において滞納関係の条項ありますので、それに基づきまして事務を進めるといふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） このようなことは本当にまれだと思いますので今、税務課長からあったようなことだと思います。

ちょっとさかのぼってもう一回確認しますが、先ほど議会の議決を経たというお話を私もさせていただきましたけれども、その席上で定例会ではこのリスクの問題が何回も議論されております。非常にこういうリスクが起きた場合はどうするんだという話があったわけですが、そのときの町の答弁はやはり企業の支援あるいは雇用の確保が第一だというようなお答えがあったというふうに思います。その辺が今振り返ってみますと、確かにその当時はこれを議決しなくちゃいけない、あるいは町でもそういうような対応をしなくちゃいけないということでしたけれども、リスクの問題をやはりどういうふうに考えていたのかなと。リスクとは当然倒産するというかこのような今の現状のことなんですけれども、その辺が6年前振り返ってといふとなかなか記憶にないと思えますけれども、町長その辺は再度どのようにお考えでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まずは、西川町の企業誘致等につきましては以前から議会のほうからもいろんなご意見がありまして、企業を誘致しながら西川町の定住人口をふやすべきだといふような、

そういったご意見でありまして、ただ現状のような状況の中ではなかなか企業誘致は困難であるというような状況の中で、どうしても西川町に建築関係も含めたそういった会社を設立したいというようなご意見がありまして、企業誘致等も含めて、そして現に当時は東日本大震災等もありまして、その住宅需要が非常に高まっているというような中で状況でありますんで、いろんな企業誘致する場合はそういったリスクが非常に大きいわけではありますが、それも含めてどのような会社を誘致してもリスクは伴うものと思っておりますが、最終的にあります、そういったことで先ほど議員がおっしゃいますように、まずは町内の雇用、こういったものを含めて、そして、企業誘致をできないという現状にある中で改めて企業の誘致、こういったものを含めてでありますんで、その辺は非常にリスク等も伴うわけではありますが、ご理解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） わかりました。

今の話の中にもちょっとありましたけれども、要するに雇用の問題が確かにその当時大きい問題だったと思います。

ケーシースチール株式会社さんの話あるいは町の答弁のほうをずっと調べてみますと、その時に10名程度新しい新規雇用が見込まれるというようなお話がありました。それが非常に大事なんだというお話がありました。

それで実際雇用されたのは何人かわかりますか。ちょっとこれ課長には話してなかったんで、すぐ答えられるかどうかですけれども、もしわかればというふうに思います。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 町内からの雇用につきましては、おおむね16名程度というふうにお聞きしておるといふふうに思っております。

以上です。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 非常によかったなというふうに思いますけれども、それでもう一つ確認したいんですけれども、町には産業立地促進条例というのがありますよね。産業立地促進条例の中では、新しく新設あるいは増設もしくは移設する事業者に対して奨励措置を講じることができるというふうにあります。事業所設置奨励金の交付あるいは雇用奨励金の交付という2項目があるわけです。別表を見ますとやはり事業所の設置奨励金、適用条件がありますけれども、それと雇用奨励金があります。町内に住所を有するものを1人以上新たに雇

用者として雇用することというようにありますけれども、そうしますと新たに16人ということとは、この条例の中で雇用奨励金につながっているというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ご質問の点につきましてですが、会社が設立した後に該当する条例が制定されたというふうに認識しております。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） この条例は平成27年3月にできた条例じゃないかなと私は思っていたんですけども、ちょっと待ってください。平成27年3月13日条例第3号として、いやあれ、と思います。

そうしますとちょっとこれは定かではないからわかりませんが、ケーシースチール株式会社さんがあそこに第2工場を建てたということは、増設になりますから該当しているんじゃないかと思えますけれども、その辺が微妙な期間なんでわかりませんが、どうでしょうか。

伊藤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 時期的にはちょっと私も記憶にございませんですけども、確かケーシースチール株式会社でなくてその後の吉川地区に会社が新しく来るということで、企業誘致そういうものにつきましてこういう措置をとって企業の活動を支援していきたいということで、これらの制度を他の市町村の例も参考にしましてつくったというふうに思っております、一番最初に適用になったのが吉川の会社だったというふうに記憶しております。

ですからその前に当然、増設にはなりますけれども、ケーシースチール株式会社さんは来られておまして、その中で採用されてきたというふうに理解しております、いろんな条例の設置時期とあわせて、大変申しわけございませんが定かではないんですが、そういう適用だったかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 旧西部中学校の体育館の無償譲渡に関しましては、もちろん土地も含めてですけども、本当に多くの町民の方が関心を持って今からの経緯を見つめていると思います。

先ほども破産手続の最中であると、あるいは完全に決まっていないうようなお話でしたけれども、これから先非常に大事なことだと思います。その辺が、町の財産でもあります

ので、町の財産無償譲渡していますからね、ですけれども、でもやはりそういう観点から見ますと、やっぱり町のほうから町民に説明する義務もあるんじゃないかなというふうにも思います。ぜひその辺を早く解決していただいて、やっていただきたいというふうに思います。

その当時を考えますとやはり今、町長からいろんなお話がありましたように、非常に雇用の問題なり企業の支援なりが求められている時期だったというように理解しますし、それに関しましてはそのときはある意味では英断だったなというような気もいたします。

ただ、結果がこうなってきたのは非常に残念であるし、なった以上はそれに対してどのような対応施策をとるのかということが大事だと思いますので、ぜひその辺は町のほうから向こうの弁護士さんにも呼びかけながらでしょうけれども、早急に解決していただけるようお願いしまして、私の質問を終わります。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 先ほどケーススチール株式会社からの応募での審査の受理の関係で保留しておりましたんですが、平成24年の9月27日付で受理いたしておりますのでよろしく申し上げます。

伊藤議長 以上で、3番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。

再開は、11時10分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

飯野咲子 議員

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

〔4番 飯野咲子議員 質問席へ移動〕

4番（飯野咲子議員） 4番、飯野咲子でございます。

今回は、2点について質問いたします。

まず、1点目は地域循環型のまちづくりのさらなる推進を、2点目は月山湖売店の現状と水の文化館についてお伺いしたいと思います。

まず、地域循環型のまちづくりのさらなる推進。

議員になりました当初、6人が交代になりまして新しい人が6人入ったときでございましたが、町を元気にするためにとか活性化するためにということで議員各位が、町のまず元気な1,500世帯が1カ月に今より、今よりといいますかその当時、1カ月やっぱり2,000円から3,000円の買い物を町内ですれば、年間で3,600万円から5,400万円の金額が単純に町に入り潤うということで、議会でもそのことで一般質問がなされたりもしました。

あれから8年が経過しようとしていますけれども、地域がまず潤っていない。ほとんどが町外に流出している。このままではいけないなと考えます。役場も町民も町内業者も膝を交えて、地域を豊かに暮らしやすい西川町にするために、さらに見直しをする必要があるのではないかと思います、次の質問をします。

質問1でございます。

西川町でも住宅リフォーム補助事業、プレミアム付商品券の発行事業、また、福祉事業を軸としてのさまざまな内部循環型の経済づくりも行われておりますが、今多くの自治体で取り組んでいる中小企業振興基本条例、これは市町村によって名称はまず異なるんですけども、地域からもっと物を買うということや地域の方々と共同して農林業、町にある産業、観光業、福祉、全ての連携のもとで経済力が地域内を循環する産業振興を図り、また、町外からの財の獲得にも努める地域循環型まちづくりを進める条例でございます、重々ご存じのこととは思いますが、当町でも取り組んではと思ひまして、町長の考えをお伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 飯野議員からは大きく2つのご質問が通告になっておりますが、まずは1点目の地域循環型まちづくりの推進に関してであります、その中でも中小企業振興基本条例についてであります。

議員が詳しくご承知されております中小企業振興基本条例につきましては、一般質問通告書にもありますように、地域循環型まちづくりを進める条例との捉え方と考えておりますが、東京都墨田区が初めて条例化しまして、現在では全国の百数十の地方自治体で制定されていると認識いたしております。

人口減少、超高齢化社会の到来や経済のグローバル化の進展など社会構造が大きく変化する中で、持続可能なまちづくりを進めていくために、中小企業の役割と重要性について町民、事業者、経済団体などと町が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにして協働して取り組むことの重要性を確認しながら進める、1つのまちづくりの手法であると認識いたしております。

ご提案の条例の制定は今のところ現在考えておりませんが、本町においては平成27年12月に西川町まちづくり基本条例を議員の皆様と一緒に制定しまして、一人一人の誓いとして定めた町民憲章を尊重し、まちづくりの基本は町民主体のまちづくりを進めることでありまして、町民一人一人が参画し町や議会、地域とともにそれぞれの役割を担って進めていくことが必要であるということをうたい、第6次総合計画のもとに推進してまいりました。

また、第6次西川町総合計画の第3章基本計画では、総合産業が織りなす活力とにぎわいと雇用をつくるまちづくりとして町内経済の循環と雇用創出を掲げまして、地域経済を回し地域の活性化を目指すための各種の具体的な施策を展開することを規定いたしております。

議員ご提案の中小企業振興基本条例で規定されております、企業の振興のための施策としましては、本町では独自の産業立地補助事業や起業支援制度の創設、小規模事業者のためのリフォーム事業や持続化事業、商工業振興資金制度などを実施いたしており、また、町民の役割としての町内消費運動としては、プレミアム商品券事業を実施することで町内産品愛用運動を推進しているところであります。

また、商工会会員の独自の取り組みを支援する商工会運営補助などを実施しておりまして、町内の経済循環を推進してきたところであります。

さらに、従来から農林商工観光が連携します総合産業の推進を着実に推進しまして、農林商工観光を審議検討いただく組織として産業振興協議会、地域協議会を開催しております。

町内の経済循環体制を推進することの重要性を十分に認識しまして、また、外貨獲得の必要性もあわせて認識しながら、議員ご提案の地域循環型まちづくりを進めてきているものと考えております。

以上のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 第6次総合計画の5年間の実績と見直し、今後5年間の後期計画につきまして、昨日も全員協議会で丁寧なご説明をいただきました。

11月27日にあいべホールでも西川町総合政策審議会の席上で傍聴いたしました。出席した

政策審議会の全委員が質問や意見を発表し、西川町の今後についてそれぞれの真剣な意見を拝聴することができまして、本当に各委員の西川町を思う率直な気持ちを強く感じることができました。今回から新たなメンバーとしての第1回の政策審議会でありまして、委員の皆様のおっしゃられておりましたことが本当に大変心に残った次第です。

いろんな意見がありましたけれども、こんなにいろいろな取り組みがなされているということを町民として知らなかった、初めて知ったという意見や、また、意見や質問を言うだけではなくてそれぞれ分野ごとにまとまって深めていく、掘り下げていくという取り組みが必要ではないかというような意見もありまして、全員の委員の方の力強い考えを拝聴して、本当にいい審議会であったなというふうに思いました。

町でもさまざまな取り組みやそれを裏づける条例をつくっているわけなんですけれども、それがやっぱりなかなか町民には伝わらないと申しますか、本当に伝わっていないというのがやっぱり実情ではないかなというふうに思います。町をよく知るということは、そういうことを本当に理解する人たちが多くなると町の活気につながるということであろうと思います。

総合審議会の一般委員は10名でございます。この一般委員の専門分野の方々を3倍ぐらいにふやしまして、そしてその分野ごとに話し合い、これまでの地域型循環のまちづくりの、先ほど町長が条例は別につくらないというふうにおっしゃってございましたけれども、やっぱりそういう条例をつくって、今先ほども町長もおっしゃいましたけれどもいろんな条例の確認、ああそういう条例もあるのかという多くの町民の方々の確認、そしてさらに新たな必要な条例というものをやっぱり策定する。つくらないというのは町長の意見でしたけれども、企業振興の基本条例というのはやっぱりつくって、理解する仲間が本当に多くなれば地域循環型まちづくりが進む力になるというふうに考えるものです。

町民を巻き込んでの意識改革、積極的にそういうものを理解しようとする人たちの集まりを本当に実現するために、やっぱりこういう取り組みが必要ではないかというふうに思いますので、再度ご所見をお伺いいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず議員ご指摘のように、この前の総合政策審議会でも西川町の情報発信、これが非常に手が薄いんじゃないかというようなそういったご指摘もありまして、今議員からご指摘ありましたように、町民の皆さんが町のいろんな制度、そういった支援策、こういったものについてもなかなか知り得ない部分が非常に多いというようなご指摘がありますが、

それは認識しておりまして、でき得る限り町報等も含めて、そのために毎年座談会も欠かさずやっているところでありまして、特に近年最近の座談会につきましては、その年その年テーマを設けましてそこに重点を絞った形で特にご説明しているわけでありましたが、議員ご指摘のように特に農林商工関係こういったものもテーマに据えながらと思っております。

町の総合計画につきましても、これまで要するに町民の皆さんの情報の共有、こういったものを含めてそして、行動は協働で行うと。協働のまちづくりというようなことを大きく掲げて第5次総合計画は進んだわけでありまして、今回の第6次総合計画につきましてもその精神を十分受け継いでおりまして、そんなようなことで町民の皆さんの意識改革と申しますか、十分な情報量を提供しながらと思っております。

そういったことで、必ずしも条例をつくったからそれが十分かということではなくて、まず、足元をきっちり固めてやるべきというように思っています。やはり足元をきっちりやるべきということは、要するに先ほど言いましたように、現在の町の状況等について十分な情報を発信しながら、そして皆さんにご理解いただきながら、その中で町民の皆さんの声もあっていろんな条例ができ得れば最高だと思っておりますので、そのような経過をたどるべきだというふうに思っていますので、よろしく願います。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） この本を読みまして大変感銘を受けたんですね。28歳の主婦が議員となりまして、町長になって40年近い長い年月を町政を担ってきたという、その足跡をまとめられた本なんですけれども、京都府の与謝野町の町長であられました。

この本に地域循環型の地域づくりのために話し合いを重ねて中小企業条例をつくって、企業の人たちがみずから中心になって、自分たちが町民を引っ張っていこうという、そういう機運になりまして、活気づいたということが書いてありましたことがまず一番でございます。この質問につながりました。

また、その中で最も感銘を受けたのは、町の実態調査。これを現業職を除く町職員全員で、もちろん町長自身もそれを受け持って、1人平均16世帯を訪問して実施したということでありました。ただ調査票を封書に入れて送るのではなく、1軒1軒全世帯を職員が回る。町民の生の声を聞く。職員は本当に大変だったと思いますけれども、頑張ってくれましたと。これは本当に大事な研修の機会であると捉えて、職員は鍛えられ、住民の実態や思いを肌で知ること、本当にどうすればよいのかという手だてやアイデアが生まれ、施策につなげてきたということでありました。

また、税金等の滞納者の取り立て、今は西川町は専門の方を採用しておりますけれども、昔私も病院のいろんな滞納者の病院の会計とか国民年金とかそういうものをやっぱり個人の家を回って、そのころは西川町はそういういわゆる税金等々の納付率、年金もそうですけれども、西郡で1位ということは本当に全国でも1位クラスの町でありましたので、やったことがあります。でもそれを滞納者の取り立てについても町長自身も受け持って、それもみんながやっぱり訪問しづらいといいますが、前町議した人のお宅だとかそういうみんながやりづらいところを受け持ったということでもありました。

西川町においては10年に1回やる町民アンケートが、1年前倒しでことし行われたところでございますけれども、京都府与謝野町の研修所に行くよりも成果が上がる、職員の士気が上がるというこのような取り組みを西川町でも今後1回でもやってみる価値は大いにあります、町長のご所見を伺います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まずは今、本の紹介がありまして、大変女性の町長さんの奮闘記と申しますが大変なものだと、人生だなと思いますが、機会があれば読んでみたいと思いますが、女性目線というのは非常に重要だと思っています。非常にきめ細かいと申しますか、まさに住民の皆さんのなかなか気づかない部分そういった面まで把握できると申しますか、要するにそれぞれ家庭での生活を支えておるわけでありますので、そういった目線での政策展開ということとは非常に重要だと思っております。

ですから、そういった意味で男女共同参画社会の実現というような、そういった方向を国でも出しておるわけでありますので、そういったまずは男女共同の目線が一緒にできる、そういった社会をつくり上げながら、そうして今の住民の皆さんに弱者に優しいまちづくりが可能だと思っております。

そして、そういった中で特に今の政策の積み上げであります、これにつきましてはいわゆるあくまでもトップダウンではなくてボトムアップが重要だと思っています。

特に私も職員にも申し上げておるんですが、まずは現場に出て、町民の皆さんがどのような考えと申しますか、持っておられるのか。そういった意味で腹を割った意見交換ができるような、そういった関係ができればというようなことであります。そういった意味で職員の派遣をやっておりまして、特に以前は地域にかかわらないで人員派遣の担当地域をしておったんですが、そうではなくて将来的にはその地域にずっと役場職員をやめてもかかわっていくわけでありますので、役場の職員自体からその地域にかかわれるような地域派遣制度

を今やっているということでありまして、そういった点も含めてまずは地域の皆さんと同じような目線で対応できる、そういった社会、関係、ですから協働のまちづくりそして情報につきましては、町の十分な発信をしてそうして皆さんで共有できる、そういった中でのまちづくりでありますので、必ずしもアンケートを各自が回すというだけでなく、それ以前の問題もあると思いますので、町といたしてはまずは町民の皆さんが、お互いが、常に腹を割って話し合えるようなそういった関係があれば、まずは大きなまちづくりの成果だと思っていますので、そのようなことで今後ともやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 本当に役場の人たちは職員の方々は町民の中に入って本当に仕事を一生懸命やっているというように思いますけれども、やはり全員が同じ目的で、そうすると、こういうことあった、ああいうことあったと1つのことに対しての研修が深まるんじゃないかというふうに私は思ったんです。こういうこともやれば、すぐ本当に研修所に行くよりもいいんじゃないかなとは思いました。大変ではあると思いますけれども、西川町ならば1,500世帯ですから1人15、13世帯ぐらいになりましょかね。ですけれどもそういう取り組みも、まず、10年に1回とかではなくて、自分が役場の職員であったときに1回くらいはつかるといって、経験があるとやっぱり違うのかなというふうに思った次第です。

それはそれでいいんですけれども、10月の17日から19日に私たちは北海道の東川町と下川町に視察研修に行っていました。

視察の内容については、これも昨日の議会の各常任委員長の行政調査報告で述べられたとおりでございます。両町ともに本当に活気のある町でございました。

下川町でもこの中小企業基本条例をつくってございました。下川町は昭和40年にもう中小企業条例ができて、昭和56年には中小企業促進条例、そして、平成19年に2つの条例を統合しまして中小企業振興基本条例にしたということでございました。条例でうたっている経済に本当になっているか乖離したものになっていないかとかいうことを企業振興協議会というところで話し合いながら構築しているとのことでありました。中小企業振興基本条例の視察も多いということを知りました。

地域循環型のまちづくりを推進するには、何も役場も町民も中小企業、公社も農林業、観光業、福祉事業全てが協働して話し合いをする、西川町もそういう施政でやっているんですから、必ずこの小規模基本条例をつくっていただきたいというふうには、当初はこれ本当は提言で申し上げようというふうに思ったくらいなんですけれども、でも絶対に必要というこ

とではありませんし、全国でも百何十の市町村しかまだつくってないし、それ以上の取り組みを西川町ではしているのでしょうか。

ただ、町の元気をどうつくるか。今の町の、まず、鬱積した状態と申しましょうか、そういう状態を打破するには、どのようなことをどのようにお考えでしょうか。時間というのは本当に刻々と迫り過ぎてまいります。何をもっとも優先すべきとお考えか、お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、基本的にはまちづくりにつきましては、それぞれの分野と申しますか個人もそうですが、役割をきちっとそれぞれ認識してその役割分担をお互いが連携し合う、そうしてまちづくりを進めるというような、それがまちづくりの基本だと思っております、それがまちづくり基本条例であります。ですから、まちづくり基本条例では、先ほど申し上げましたように、それぞれの役割をいかに認識するか、そうしてお互いを尊重し合うかだと思っております。それが連携し合うと。

ですから、それぞれ中小企業それから農業、林業、商工業とそれぞれの分野ごとの条例と申しますか振興条例と申すものそういったものでなくて、町全体でお互いがどういうふうにつながり合うか。そういった意味で総合産業、要するにですから商工会だけでなく農業も林業も観光も一緒になってそれぞれが手を携えなければならないわけでありまして、現在のところでは中小企業につきましてはいろんな制度、支援制度を設けながらやっておりますんで、そうしてそれを町の協議会の中で検証をしてもらって、そしてさらにもし不都合であればその中でも議論願うというようなことでやっておりますんで、今のところはまず、基本条例を中心にしながら町の皆さんと一緒に連携、団結こういったものが必要だと思っております。

ですから、これまでも申し上げておりますように、例えば商工関係で申し上げれば町内産品愛用運動とか、そういった町内の皆さんが一緒になってできるような環境をいかに作るかだと思っておりますんで、そのために個別の条例も必要だと思っておりますが、まずは基本条例でということでありまして、よろしく申し上げます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） それでは質問2のほうに移ります。

9月議会の中で、町内の業者が下請の賃金が安くて困っているという発言がありました。

公契約条例というのは、労働者の賃金を守り雇用を安定させるためのものでありますので、この公契約条例につきましても制定してはいかがかということでお伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 質問の2番目ではありますが、公契約条例の制定についてであります。公契約条例につきましては、地方自治体の事業請負受託するための契約を締結した事業所に雇用される労働者の適正な労働条件、特に条例で規定した賃金の支払いを確保させることを指定しておりまして、平成21年9月に千葉県野田市で初めて制定しまして、翌年2月に施行されているようではありますが、県内では県及び市町村ともに未制定であると認識いたしております。

現在、労働者の賃金の最低額を保証することによりまして労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の資質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としました最低賃金法が施行されておりまして、この最低賃金法では最低賃金の適用を受ける労働者に対しその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと規定されておりまして、それに違反した場合の罰則規定まで定められております。

本町では、道路及び町営住宅等の工事の設計に際しては県の土木関係設計単価を参考にしながら賃金を設定するなどしておりまして、労働者の賃金には十分に留意しながら事業を発注しております。

最低賃金額を上回る独自の最低賃金額を規定する条例の制定は、最低賃金法の趣旨に反する疑念もありますので、公契約に関する国や県初め県内の市町村の動向を十分注視してまいりたいと考えているところであります。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） まとめたいと思いますけれども、以上お聞きしましたけれども、役場でも自分たちはほかの町と同じかそれ以上の取り組みをしている、これ以上本当にどうせよというのかというような気持ちでいらっしゃるようでは、やっぱり打開策は出てこないのではないのでしょうか。

どうしたら町民や業者やそういう皆さんの意識の向上を上げるにはどう図るべきか。そういうふうに自分たちのやっている仕事は全て100%なわけですけれども、それでも町がもっと元気になるためにどうしたらいいかということにおきまして、町長はどんなふうに捉えているかということも再度お聞きするわけですけれども、やっぱり世の中には言いにくいことを言わなくてはならない、きついことも言わざるを得ないときがあります。そのことが後生自分について、一生ついて回ることがあるかもしれません。やっぱり人は悪く思われたくないし、そういうふうに思いますけれども、個人の場合は全部自分が背負うものであります

けれども、それが組織であれば組織の長の役割でありまして、町長のその決断というのが、やっぱりいろんな意味で皆さんに影響を与えるわけなんですけれども、本当に今の町をもっと元気にしていくために、もちろん役場の皆さんや町民がどういうふうにとどうしたらいいかということは、やっぱり町長の決断にもあるのかなと思いますが、町長はいかがでしょう。お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まずは、冒頭にありましたように自分たちの仕事は、今やっている制度、条例こういった規定につきましては全てが町で100%だというような、そういった考えは決してございません。そういった意味で、議員の皆さんからもいろんなご提言をいただきながら、そして町の施策展開をやっているというようなところであります。そしてまた、町民の皆さんからは、行政の座談会等を行いながらご意見いただきながらやっているわけでありまして、決してそのような考えではございませんので、ご理解をお願いしたいと思っています。

そして、今回の条例の関係であります。この関係につきましても全国のそれぞれの市町村の中でそういった動きがあるというようなことは、先ほど申しましたように既に条例化されている地域もありますが、やはりこういった条例等の制定につきましては、先ほども申しましたように町民の皆さんの理解、こういったものをいかに理解を深めながらやるかでありまして、それから、そうした意味では西川町の現状をきちっと捉えて、そしてその中でこういったニーズがあるか、こういったものを含めてであります。

ですから、必ずしも全国の市町村でいろいろ動きがあるそのために、全国と同様の条例制定が必要ではないかということではありますが、そうではないと思いますので、必ずしも、必ずしもと申しますか町独自の課題把握を行いながらすべきだということに思いますので、現在では先ほど申しましたように基本条例、町づくり基本条例で、まず、皆さんの協働の意識を持っていただくというような、そういったまず段階かなと思っていますので、よろしくお伺いします。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 以上で1番目の質問は終わります。

2つ目の月山湖売店の現状と水の文化館についてお伺いいたします。

月山湖売店、現在は通称関の茶屋ということになります。また、平成5年に開館しました水の文化館は、ことしの4月からがらりと様相を変えての営業を開始しました。余りの変容ぶりに衝撃を受けていたのは、多くの町民と町をたびたび訪れてくださる多くのお客様の一

様の驚きの声でありました。どうしてこのような寂しい茶屋にしたのだろうと真意が理解できないというものでありました。私もそうです。茶屋というところは軽食をとったり一服したりしながらお土産などを買い求める楽しいところ、楽しいといえますか休む場であろうと思います。にぎわいのある楽しい茶屋に戻してほしいと願ひまして、下記に質問します。

質問1です。以前のように茶屋にお土産を置いてにぎやかに飾ってお客様に喜ばれるようにしてはというふうに思いますけれども、運営をどのように考えているのかお伺ひします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大きい2番のご質問で、月山湖売店の現状と水の文化館を考えるであります、基本的にいま一つ申し上げておきますが、あくまでもあの売店につきましては指定管理制度の中で管理運営されているということでありまして、詳細な件につきましては指定管理を受けております株式会社がそれぞれ事業を執行しているわけでありまして、詳しいことまで私のほうで答弁できるかどうかは定かではございませんが、私のほうで答弁できる範囲内での答弁といたしますのでよろしくお願ひします。

まず、質問1の今年度から変更した月山湖売店の売り場についてであります、西川町総合開発株式会社では、現在各指定管理施設において経営の効率化を図るため、業務に見合ったコスト管理を行っているところであります。ご質問の月山湖売店につきましても、平成29年度において売り上げを減少したものの、黒字決算となったところであります。このことは、徹底した経営の効率化を図ったことによるものであると理解しておりますが、さらに、月山湖レストランに関しましては、昨年度まで営業していた業者の業務廃止に伴ひまして、今年度からは西川町総合開発株式会社の直営により営業を開始しております。その点を考慮しながらの売り場変更によるものと考えております。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 月山湖の大噴水は11月4日で終了、月山湖売店は11月11日でことは終了しました。

先ほど町長の話では、全体的だと思ふんですけれども、黒字決算だったと言ひますけれども、月山湖売店のこれまでの年間の売り上げ、毎年違うんでしょうけれども、そういう平均的な数字とことしの売り上げの違いはどうでしたかということ、これは株式会社の指定管理者になっているからわからないということになるのかと思ひますけれども、副町長ならお答えできますでしょうか。お願ひします。

伊藤議長 答弁は高橋副町長。

高橋副町長 お断りしておきますけれども、副町長に対する質問なのか総合開発株式会社の社長に対する質問なのかということですが、皆さんほとんどの町民の方も町で運営されているような感覚で物事をおっしゃいますけれども、なかなか会社としての運営になりますとやっぱりご存じのように今、かなり大きな質問なんで。答弁ですが、そういうことで社長として答弁してよろしいのでしょうか。

伊藤議長 飯野議員よろしいですか。

4番（飯野咲子議員） はい、そうです。答弁よろしくお願いします。

伊藤議長 では、西川総合開発株式会社社長。

高橋西川総合開発株式会社社長 金額については詳しくは申し上げられませんが、あそここの月山湖売店の売店収入そのものは年々減少しております。これはやっぱり道の駅が今の名水館のほうに移転したこと、それから思ったより噴水についてもなかなか寄っていただく人数が減ってきている。通過人口も減ってきているからだというふうに思います。

それから、商品なんかもどうしても道の駅のほうとダブったりする商品がありますから、そういった意味で月山湖売店のほうの売店に置く商品の内容についても独自性、特徴、目玉的なものを置かないとなかなか売りに結びつけないということがございます。

変貌ぶりに衝撃を受けているというのはかなりの衝撃なのかなというふうに思いますが、しかし売店そのものについては水の文化館の中に移しておりますし、中に今のこの茶屋というふうなことは水の文化館の手前の建物のことを指しているのかなというふうに思いますけれども、あの中にも一応商品というのは置いてあります。外から見えないのでにぎやかさが感じられないということでしょうけれども、逆にやっぱり会社から申し上げますと、水の文化館の中についても、ことし六十里越街道の関係で、六十里越街道の拠点というふうな意味もありましていろいろ展示をさせていただきましたけれども、そういったことで両方に人を配置してやっていくというふうになりますと、売りに対してやっぱりそれだけの経費がかかってしまうというようなことで、なかなか経営的には難しいと。

それからレストランにつきましても噴水がちょうど見えますし非常にいいロケーションでもったいないというふうには思いますけれども、皆さんおいでになった方はおわかりかと思えますけれども、あそこは3人体制でやっております。3人体制でやっぱり収入、レストラン収入だけですとかなり厳しいものがあります。それだけの人件費がかかっているわけですから。

ですから会社としては全体的な年間の収入、利益そういうものを考えながら経営しなくて

はいけないと思いますけれども、今、会社はご存じのように資本金の半分は食い尽くしておりますして、以前のように例えば大震災のような通行動めとかそれから雪崩による通行動め、そういうような影響がありますと、1,000万円、2,000万円赤字になるのは見えておりますので、そうした場合に今の状況ですとそういったことが起こると資金が回らなくなるというふうな状況にもなってきます。それを一番懸念しておりますして、やっぱりいろいろご要望とかご意見はございますけれども、まずは、会社そのものの運営を確実に黒字化していく、そういうところが必要だなというふうが一番思っております。

社員につきましてもいろいろ町民からお叱りを受けたりしておりますけれども、それについてはいろいろサービス向上の上でも改善をしていくというふうにしておりますけれども、みんな社員については頑張っているというふうに思います。ただ、まだまだ社長としての指導、それから、社員としてのサービス向上力それはまだまだ不足しているとは思いますが、そういう中で経営的にはやっぱり黒字経営を、安定的な黒字経営を目指してやっていきたい。

そういう上で、やっぱり商品開発なり新しい商品それから外販そういうところを強化していきたいというふうにしておりまして、徐々にそういう方向に移っているというふうなところでございます。

月山湖売店につきましても、決して手前の建物を空にするとかそういうことではございませんので、そういうところをご理解いただいてご利用いただきたいというふうにしておりますし、これからも月山湖売店につきましては会社としてもPRをして引き続きやっていきたいというふうにしておりますので、これは町と会社といろいろ協議をしながら進めていくということになりますけれども、こういうことで進めていきたい。

ご利用される皆さんからそういうご意見があるということにつきましては、重々会社の中でも検討して運営に当たっていききたいというふうに思いますので、今後ともよろしくご協力をお願い申し上げます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 平成27年度からは寒河江ダム関係に要する経費事業として1本で進められておりますけれども、平成26年度まではダム関係に要する事業、月山湖大噴水管理運営事業、寒河江ダム展望広場管理運営事業との3つの事業として運営されてきました。

1つの事業になったので、改めてやっぱり全体を見渡しているいろいろ考えなくてはならないのではないかと、まず、思いますけれども、私的には、まず、茶屋といいますか売店、月山

湖売店のことについて、私はまだあそこは月山湖売店のほうが水の文化館のほうの建物よりも大事だというふうに考えるものですから、ここまで本当に変わってしまった茶屋を復活させる第一歩、これまでも宮林議員とか何回も質問したんですけれども、あそこの地名は砂子関じゃないですか。全国にたくさんの関所というのがあって、関所にある茶屋であるので関の茶屋というような、どこにでもあること、あったものを指す言葉だと思いますので、なぜ砂子関に、砂子関茶屋にできないのかということで、まず、社長にお伺いします。

伊藤議長 社長は答えられないんじゃないかと思いますが、小川町長。

小川町長 なぜできないかということではありますが、先ほど申し上げましたように、これは会社の経営上の問題だと捉えておりますんで、そういった意味で西川町民にとっては関の茶屋だと思いますが、全体等のことを考えて……西川町民にとっては砂子関の茶屋が1番だと場所的にも昔からの関係でわかると思いますが、ただ名称の何というかな、町民だけでなく県民も含めて受け得るイメージ、そういったものを含めて多分関の茶屋ということにしたんだと思いますんで、その辺はどういった経過で名称が選定されたかわかりませんが、これは会社のほうにもこれまでも議員の皆さんからいろんな面で質問されておりますんで、会社のほうにも申し上げておりますんで、今後とも会社のほうに申し上げながら、きょう副町長、会社の社長さんもおりますんで、十分頭に入ったと思いますんで、よろしく願います。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 私だけじゃなくて砂子関の人がそういうふうにおっしゃってますんで、本当に経営上の問題とかいわないで、まず、看板も直してもらって砂子関の茶屋ということで、皆さんの声も聞きながら直していただきたいと思います。

次に移ります。水の文化館の本館のことについて質問いたします。

2階のレストランやっぱり経営は大変なんだけれども、あそは3人雇って、またその株式会社で当初お願いした人たちは3月いっぱいはやめたんですけれども、途中からまた6月からですか、株式会社のほうで引き受けられたわけなんですけれども、あそこは1階の文化館についてはこれまでは川雑魚館とかということでやっぱり水の文化館にふさわしい展示もありましたし、いろいろ絵手紙教室とか茶席なども開催して活用されてきたというふうに思っています。

しかし、上のレストランもですけれども、名水館のほうに道の駅も変わって、名水館のほうにレストランもある、そして、そのダムのところには月山湖売店がありますから、何も

その水の文化館にある上のレストランというのは、本当に収益も上がらないのに本当に必要なのか、株式会社であそこを経営していかなくてはならないものなのか、厳しい状況であるのであればする必要もないのではないかとこのように思いますけれども、どうしてあのレストランを使うのか、その集客の展望というのは何を根拠にしているのか、これも社長に伺います。

伊藤議長 高橋西川総合開発株式会社社長。

高橋西川総合開発株式会社社長 レストランにつきましては、私も今までやられていた方というのは手前の建物で当初からやられて、そして、水の文化館ができると2階で営業されて、長い間されて本当にありがたいなというふうに思っています。それがやめられまして、会社でというときにかなりどうするか私自身も迷ったのは確かでございます。

ただその中でどうも先ほど申し上げましたように、今の月山湖の売店が特に商品につきましてもなかなか目玉となる商品が起きない、そういうようなこともありますし、ただ月山湖の噴水のロケーションについては、最高に水の文化館からのロケーションがすばらしい。ぜひそういうものを知ってもらいたいと。

それから、最近ダムマニアという方が随分ふえておりまして、ダムカードですとかダムの見学ですとか、それも観光に結びつくというようなことに、だんだんではありますけれどもなってきました。その中でもこれまでされていた方もダムカレーというものをつくって、そこで売り出していたというようなこともございまして、何とかそういうような状況の中でやれないかと。

通常レストランをするにすれば当然料理をする方の確保をしなければなりませんけれども、ちょうど会社のほうで定年といいますが、そういうようになった方もいらっしゃいますので、そういう方でやってみてはどうかということで、レストランのほうをすることに決定をいたしました。

ちょうど、調理をするにしてもいろいろ道具とか器具とか場所とか設備が必要なわけで、下の茶屋のほうは簡単なものしかできませんので、そこで料理を提供するとなりますとその設備そういうものを整備しなくちゃなりませんので、2階ですとそれが、一部手直しともしましたけれども、そういうことでやれるということもありましたので、そこでまずやって状況を見てみようというようにございまして、あそこのレストランをまだ継続的にさせていただいたというような経過でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 現在の水の文化館の2階のレストランの現状を今、社長もわかっているということでしたけれども、そして今の1階の現在の活用、あそこのいわゆる月山湖売店からのお土産をただ持ってきて、あの広い1階でただばらーっと土産品を売っていて、あそこに人を置いていらっしゃるんですけども、本当に水の文化館は今後これからこれまで以上にといいますか、どのような活用を考えていらっしゃるのでしょうか。

そして、ミュージアム構想とかスクエア構想とかということがよくわからないのでお聞きするんですけども、実際どのように進んでいるのか、そのような名称でみんな理解できないんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのようなものですかということも考えておられるのですか、お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 レストランの関係ですが、要するに今説明がありましたが、レストラン自体の収益の関係もありますんで、収益につきましては、今年度から指定管理者制度で運営を行っておりまして、7月から11月までの運営期間での状況についてであります。お聞きしたところであります。利用者数が6,351人、収入が619万5,000円程度で、人件費を含み340万円程度の利益というようなことで報告を受けております。これらをどういうふうに理解しながら今後会社のほうでやっていくかだと思っております。それは先ほど申し上げたとおりです。

そしてご指摘の水の文化館としての役割、役目が終わったのではないかとのご質問であります。水の文化館につきましては今年9月の定例会でもお答えいたしております。平成5年4月1日に町民の自然学習と水の文化に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇活動の場を提供し町の環境の振興に資するということを目的として設置されたものでありまして、施設の利活用につきましては施設整備後約25年が経過しておりますが、施設の設備の老朽が進んでおりまして、整備当時の機能を十分維持するための経費と活用効果などが研究課題だと捉えております。

しかし、設置目的を踏まえまして拙速に設備の更新とかそういったもので、これまでダム移転された方々の写真、さらにボタニカルアート等々昆虫の世界、あと絵画、写真、川雑魚金魚DVDの鑑賞などを行ってきたわけではありますが、なかなか訪れる方と申しますか、売店には来られるのですが、中に入られる方が少なかったように認識しておりますが、そこはこれからの課題だと思っております。今年度につきましては、一昨年度におきまして日本遺産の選定をいただいておりますんで、自然と信仰が息づく「生まれかわりの旅」の構成要素

であります六十里越街道のパネル展示、志津、月山、大井沢などのダム周辺の拠点としてPRしているところでありますが、今後改めて防災などの観点からも施設の管理、利用等につきましては考慮する必要があると思っております。

当初の目的に沿った形での利活用ができればと思っておりますが、これまで25年経過した中でもなかなか利活用が、図ったつもりではありますが、あそこを訪れる方が非常に少なかったということでもありますので、そういったことをさらに会社のほうと協議しまして、今後の対応をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 4番、飯野咲子議員。残り2分です。

4番（飯野咲子議員） あそこはやっぱり株式会社に管理委託したというようにありますけれども、町からの委託料も随分のお金が出ていると思うんですね。だから、1つの事業にまとめたということでもありますので、ここの全体の全体的な活用、本当にあのダムの噴水も上から眺めればいいと言いますけれども、あの高さみんな112メートルという物語にしているけれども本当は131メートルは上がっているとみんな言うんですけれども、下から見ればすごいダムですけど上からただこうレストランから眺めろと言ったって、真ん中からただ上がっているというだけでそんなによくは見えないというふうに思います。

ですから本当にここの全体的な活用について町、株式会社もみんなでやっぱり活用を考えていかなくてはいけないのではないかなというふうに思います。

ただ私は、観光立町としてはあそこにトイレというのが本当に必要ではないかなと思っております。ダム湖畔で休憩をとる茶屋、お土産も売っている、だからあの小さい茶屋に今まで町長がいろんな行事をしたあそこ、離れた112個も飾ったときとあの小さい茶屋にきれいに飾っただけで十分なんです。あの大きい建物って本当に私的には要らないもの、もうその役割を果たしたものなので、あそこきれいにもうきちんとどのように整備して駐車場にするかということもあるんですけれども、本当にもう少しみんなの考えを聞いて急いで、限られた予算でもございますので、取捨選択も迫られておりますので、考えるべきだと思っております。町長の考えは聞いていいんですか。祈念して、町長の意気込みも再度お聞きしたいと思っておりますけれども、よろしくお聞きしたいと思っております。

以上です。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まずはダムに関しましてであります、数年前国の方針でダムは必要ないというようなことで、ダムの建設はやめるといようなそういう方針が出されて、しかし今、

防災、災害等も含めてダム的重要性が改めて皆さんに認識いただいたということもあって、今さらにそれとあわせてただ単にダムは防災だけではなくて、観光面もいかに利用するかということで湖面活用、要するに湖面をいかに活用するかというのが、ダムの設置を担っている地方自治体の大きな課題であります。

それとあわせてダムの下、堤体の下のゲートボール場とかそういういろんな運動施設がありますが、そういったものを含めて全体的な活用方法を今検討しているわけでありまして、そういった意味で一本化と申しますか、ばらばらではなくてそういった考えもあると思っておりますが、ただ先ほど申しましたように全国各地のダムの所在市町村でいろんなことやっておりますが、西川町ほど湖面利用それから売店もそうですが、ほかのダムに行きますとああいった売店、ダムの事務所の隣に建設した第3セクターの売店があるわけですが、もう既にその機能は果たさない施設でもありますんで、そういった意味では25年ここまでよくもってきた、もってきたもんだと言うと叱られますけれども、そういった意味では特に西川町は六十里越街道の中間地点でありますんで、さらに今後日本遺産との関係もありますんで、それを踏まえて十分な活用をしていきたいと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

伊藤議長 以上で、4番、飯野咲子議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

伊藤議長 これでは本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時13分

平成 3 0 年 1 2 月 5 日

平成30年第4回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年12月5日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田真知子	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	片倉正幸	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

伊藤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

奥山敏行議員

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

〔6番 奥山敏行議員 質問席へ移動〕

6番（奥山敏行議員） おはようございます。6番、奥山敏行です。

私は、山岳観光への広域連携での誘客拡大ということで質問させていただきます。

平成26年3月の定例会で、磐梯朝日国立公園の朝日連峰山岳観光について、朝日町の白田議員、そして大江町の菊池議員、そして私と3町同時に質問をさせていただきました。

あれから4年が過ぎましたが、山岳観光の誘客への方法、広域連携で拡大をと、3人で再び連携を始めて質問を予定しておりましたが、しかし、このたびタイムリーにも先月の11月9日の山形新聞に、当時の一般質問に関係した掲載がされました。この新聞でございますが、「朝日連峰誘客を目指し3町連絡協議会発足」と金曜トピックで掲載されたわけです。

今回も同じように、3町連携して、観光誘客の拡大を目指して質問いたします。

今回は、前回誘客の人口を調べましたけれども、去年の3町の登山口での誘客数が約6万5,000人ほど登山されております。

それでは、第1番目の質問でございますが、現在、大江町の登山口である古寺鉱泉口の駐車場を整備しておりますが、朝日鉱泉と日暮小屋登山口、そして駐車場の整備のおくれについて、朝日鉱泉登山口と日暮小屋登山口までの道路、そういったところがおくれております。これを西川町、朝日町、独自にそれぞれ改良・整備することはできないか、初めに質問させていただきます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 おはようございます。

ただいまの奥山議員のご質問にお答えいたしますが、山岳観光誘客への広域連携の拡大というようにありますので、まず、日本百名山の朝日連峰につきましては、夏スキーや四季のトレッキングなど、初心者向けの登山でにぎわいを見せる霊峰月山とは对象的に、ふだんは一般の人を寄せつけず、連なる奥深い山容や特有の気象条件がもたらす高山植物群の美しい眺めによりまして、中級者向けの登山旅行者に大変人気が高い東北有数の連山で、本町を代表する山岳観光資源であります。

また、朝日連峰は連峰であるがゆえに、その裾野が広いことから、多くの地方自治体が一定のかかわりを持ちながら保全活動や登山環境の改善、山開きなどを行ってきたところであります。

さらに、村山地域7市7町や西村山1市4町での広域観光推進組織によります各種連携事業を展開してきたところでありますが、朝日連峰を訪れる登山者等の視点に立てば、さらなる広域的な連携により登山環境の改善を図り、誘客拡大を図ることが必要であると考えております。

ご質問にありますように、このような状況を踏まえ、本町から大江町、朝日町に呼びかけ、10月17日に3町が連携して朝日連峰の振興を図るための任意組織、朝日連峰振興連絡会を立ち上げたところであります。この連絡会は、今年度においては朝日連峰のポスター制作であります。今後においてはさまざまな視点から可能な連携事業等を検討し、実施に移していくことで周辺観光施設の振興と、あわせて朝日連峰の観光振興に寄与していくことといたしております。

さて、ご質問の登山口の駐車場の整備と登山口までの道路の町道編入について、おのこの町が独自に進めることができないかということですが、まず本町が所管します登山口の日暮沢小屋口の駐車場確保と森林管理署所管林道の町道編入、いわゆる併用林道につい

てであります。

まず、駐車場候補地についても森林管理署所管であることから、町としては、これまでも森林管理署に要望しまして協議を重ねてきたところではありますが、今年度に入り、町道と林道の併用化を含めて秋田森林管理局から一定のご理解をいただいたところでもあります。その後、担当所管で具体的な協議を行いまして、降雪前には具体的な現地打ち合わせなどを行ったところではありますが、今後も具体的な事務手続、設計等を含めて計画的に推進することといたしております。

さらに、林道区間の町道認定の懸案につきましては、来年3月の定例会での上程を予定いたしており、また日暮沢小屋駐車場の整備については30台から40台程度を予定しておりますが、まず法的な手続期間等を考慮しますと、平成32年度までの完成を見込んでおるところでありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） ただいま最初から秋田県管理局と話が進んでいるというようなことをお聞きしまして、大変喜ぶところでございます。日暮沢ないし天狗のバカ平の2カ所が西川町の登山口の方でございますが、やはりその両方とも、登山口の入り口からずっと草刈りなども地元の方、そして山岳関係クラブの方々のご努力によりまして、いろいろ管理されているということなのですが、やはり朝日連峰の入り口の顔でございます道路並びに駐車場が今までは14台ぐらいですか、草むらにとめることだったんですが、これが進み出すと大変喜ばしく思いますし、ただいま駐車場の収容台数なども報告いただきました。それができるとを願って、次の質問に移りたいと思います。

第2問目ですが、登山客から登山届、やはり山に登るとき、名前を記帳して行ったり、連絡してくわけなんです、現在その登録方法、記入方法ですか、それが結構ばらばらで、その届け出というものは登山者の人数確認、あと把握、そして遭難対策の一つでもあります。こういったことがしっかり確実に登録されないと、万が一のときに困るわけです。現在ではスマートフォンやインターネット等による書き込み、ソフトは簡単にできる時代でもありますし、そういった各町、そして山岳関係のクラブとも連携して、そのソフト整備、朝日連峰を取り巻く各地域、山岳会、そしてまた、朝日連峰保全協議会とあります、が中心に連携して、朝日連峰基地局としてデータベース化をすることができないか、またSNS等も使い、登山者からも書き込みなどを受け、いいものをつくっていくことはできないかお伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 ただいまのご質問であります。朝日連峰の統一した様式、SNS等を活用した登山届についてであります。警察署に提出すべき登山届につきましては、議員ご指摘のとおり一定の様式はなく、県警察本部のホームページでは必要事項を任意様式により記載して届け出をお願いしている状況であります。

また、県警察本部では、インターネットを利用した届け出については実施しておりまして、登山者の利便性は向上されているようではあります。ご提案のとおり今後は各地区山岳会や朝日連峰保全協議会、そして今回発足しました朝日連峰振興連絡会等で連携しながら書式設定の働きかけやインターネットでの届け出についての周知強化を図り、登山者の利便性を確保してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） 朝日連峰を囲む町、そして県、いろいろございますけれども、朝日連峰保全協議会という大きな組織があるわけなんです。もしこの中身がわかったらちょっとお伺いしたいと思いますが、わかったら結構です。よろしく申し上げます。

伊藤議長 志田商工観光課長。

志田商工観光課長 奥山議員からの朝日連峰保全協議会の関係でございます。

この協議会につきましては、環境省が所管をしている組織になってございまして、関係する山形県、新潟県、それから国の関係省庁、林野関係、加えまして、それぞれの裾野の山岳会、それから関係自治体、7つほどだというふうに思っておりますけれども、合計しまして24ほどの団体と個人で構成する協議会であります。

この協議会につきましては、年に1回総会を開催する中で、主に登山道の保全、登山客が上ることによって登山道が崩れたりするのを防ぐというふうなところを主な目的としておりまして、山形大学の研究組織なども入りながら山岳会さんも年に数回登山されまして、労力を提供する中で保全するために何をすればいいのかということで、毎年実施されているというふうな活動内容ではございますけれども、そういった中身の活動をしておりまして、加えまして、全体会におきまして、それぞれの情報交換などもしているというふうな団体というふうに考えております。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） やはり朝日連峰保全協議会、これは大きな組織団体で、朝日連峰全部を取り巻く組織とお伺いしております。そんな関係でございますが、やはり年1回の総会でいろいろと顔を合わせるわけでございます。

そんなことで、先ほど言いました、今は3町の私たちがやっておりますけれども、もっと大きい組織の中で各町が、山岳関係は動いているものでございますので、そういったことで先ほど町長からもありましたが、警察署のほうで届け出を受け取っているというようなことでありますけれども、やはりいろんな大きく考えていったときに、その連絡網を一つのデータベース化にして朝日連峰全体を売り込みながら、そしていろんな部分を見たり、調べたりすることができるソフトなども、もし開発できるものであれば進めていただきたいというふうに思うわけですが、やはり朝日連峰は町長からもありましたけれども、なかなか月山と違って登山者は、先ほど3町の登山口からで6万5,000人ほどと言いましたが、もっと広く考えていくと、まだまだ朝日連峰には登山客が入っているわけです。

そういったことで、その全体のネット、そして各地区の山岳関係からいろんなものを含めて、一つの大きい朝日連峰というソフトができるようであれば、その中で、仮に西川町の日暮登山口から入って行って別のほうに抜けていくといったときの調べ方として、スマートフォンの中で日暮ならどこことすると、その辺の周辺のお花畑とか、何かそういったものがデータで出たり、道路網は衛星放送で見ることができますけれども、そういったことが完備されているものを一体化して、朝日連峰を取り巻く全体の新潟県、山形県、そして個々に持っている地図は、これは3市4町のつくった地図でございますけれども、これをネットの中で見られるようなことも、これから朝日連峰全体の盛り上げにもなるのかと思いますが、そんなことをちょっと私は考えているのですがいかがでしょうか。お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 朝日連峰につきましては、先ほども申し上げましたように、月山とまた違って中級以上、中級・上級というようなことで、大変険しい山岳になっておりまして、どうしても登山者につきましてはターゲットが絞られるわけでありまして、なかなか月山のように、それぞれ県民登山とか、そういった全体的な事業は打ち出せない状況になっています。ただ、年に1度の朝日の山開きをやりますが、その折には関係市町村、特に県内ですが、小国から始まって小国、飯豊、長井、白鷹、朝日、大江、西川というふうな、それぞれの市町村が一緒になって今後の朝日連峰の観光開発、こういったものについて意見交換等も含めてやっておりますが、なかなかそこまでは至っていないのではないかなと思っておりますが、その辺の状況はこの後、担当の課長のほうからご説明させますが、まず今回の3町につきましては、まず起爆剤として、せめてポスターで全国にアピールするというふうなことも踏まえて、そして先ほど言いましたように、小国から含めて一緒になって展開できるような、そういった

組織を改めて強くしたいと、そういった思いでのことでもありますのでよろしくをお願いします。
現在の状況につきましては、担当課長のほうからご説明させます。

伊藤議長 追加答弁を志田商工観光課長。

志田商工観光課長 議員から朝日連峰の全体のデータベース化というようなところのお話の
関連でございますけれども、先ほどご説明申し上げた朝日連峰の保全協議会、ここについま
しては発足から10年が経過しているということがございまして、環境省のほうでこれまでの
取り組みの評価と、今後のその方向性についての意見を求められてございます。そういった
中で、本町といたしましては、朝日町、大江町とも連携する中で、その組織の目的が保全の
みだけでなく、観光誘客というようなところの目的を追加できないかというふうな意見を
要望として出しているところであります。やはり裾野が広く、登ったところの情報はあるわ
けであります。向こうのおり口の情報がなかなかないと、得られないというような情報な
んかもありまして、登山者からは要望なんかがあるところでありますので、そういった組織
のさらなる発展なども期待しながら要望活動もしているところであります。

あわせまして、登山者同士のネットを通じた情報交換という部分につきましても、今現在
は本町関係はございませんけれども、鶴岡朝日庁舎さんのほうでは、タキタロウネットとい
うようなことを運用する中で、登山者同士が連携ができる、そういったシステムを構築した
いということで頑張っておられておりますので、そういった動きと合わせながら、あと、そ
の3町連携のまた今回の連絡会等でも検討しながら進めていくことが必要であるというふう
に思っております。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番(奥山敏行議員) お聞きしますと、やはりそういったタキタロウネット関係も進んで
きているというようなことで、そういった各山岳会のインターネットにホームページを出し
ておりますけれども、そういったこととあわせて、すばらしいものができるんだろうなと感
じがしますけれども、ここでちょっと政策推進室の土田課長さんから、彼はプログラムとか
ネットとか、そういったものがかなりわかる人なものですから、そういったことは意外と簡
単にできるものかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれどもよろしくをお願いします。ご
指導賜ります。

伊藤議長 答弁は土田政策推進課長。

土田政策推進課長 私が知っている範囲になりますが、基本的な機能とか、そういったもの
については、もう既にいろんな機能が出されておりますので、大切なのはやはりこういった

情報の中身をわかりやすく出すかというふうなことだと思いますので、その辺は今後十分検討して、活用していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） 朝日連峰の山がいろいろ全国に百名山、いろいろ二百名山とありますけれども、朝日連峰の山の違いというものはアルプス立山連峰の方面とか、いろいろ大きい山がございますけれども、ほとんどが石山、岩の山と、そういったところが多いわけです。しかし、朝日連峰は緑豊かなといいますか、きれいな山で本当に上に登ってみますと、すがすがしい感じの中にお花畑も結構ございます。山新のトピックに載っておりましたが、この方は日本全国の森林を撮影している石橋睦美さんといいますか、その方がいろんな写真を撮りながら、やはりそれをドローンで飛ばして撮影していると、そういったことなどもありますし、その山の紹介でもそういった、同じくやっていければ相当自然の中の部分で花畑、山野草、それから、その辺の景観、いろんなものがかなりよその山とも違う部分はいっぱいあります。本当にその辺は朝日連峰特有の山だと思っておりますので、そういったことも含めながら進められれば大変いいのかなと思っております。

次に、3番目の月山朝日連峰ルートには、400年前の歴史上のロマンということで、朝日連峰の尾根伝いを戦国時代に最上領を通らないで米沢藩から庄内藩に結ぶ山岳道路、直江兼続が開削した山岳道路が朝日軍道として、これが歴史上に残っております。また、その朝日連峰の麓には月山参りを関東方面からの近道として、600年前ごろにつくられた道智通りが歴史上に、それもやっぱり月山の参拝として、にぎわいの一部として現在でも語り継がれています。こういった朝日連峰にかかわるロマンなどもありますので、そういったこともその朝日連峰の誘客のための観光案内部分に取り入れることはできないかどうか、それも1点伺います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変懐かしい言葉であります、朝日軍道であります、朝日軍道や道智道の観光客拡大の利用についてであります、朝日軍道は今から約400年前、議員ご指摘のとおりであります、戦国武将の直江兼続が庄内と米沢を軍事的な目的で結ぶために、朝日連峰の稜線に沿って開削した60キロに及ぶ山岳道路であります。また、道智道は今から約600年前の応永年中に道智上人が開いた湯殿山参詣の道でありまして、白鷹町の鮎貝から朝日町、萱野、大江町、古寺を經由し大井沢に続く約45キロの山岳道路であります。朝日軍道と道智道では、ともに大江町、朝日町、そして本町に密接に関係ある歴史の道でありまして、この魅

力あるストーリーを活用することは朝日連峰の振興策の一つであると考えております。

朝日連峰振興連絡会では、健全な登山環境及び登山誘客を図ることで、周辺地域の振興を図ることを目的としておりますので、3町が連携してのリーフレット等を作成する機会などにおいて朝日軍道や道智道の情報を掲載したり、また、その他、広域連携組織の取り組みに反映することができないかなどについても、今後とも3町が連携して推進できるものと考えております。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） 朝日連峰につきましては、いろいろと質問申し上げましたが、やはり調べてみますと、いろんな部分ですばらしいものがございます。そういったことを全体を含めまして、ぜひ朝日連峰を3町だけでなく、山形県の山として全国に広げられるようにお願いしたいものです。まずよろしくどうぞ。おかげさまで朝日連峰は、お話の中でこれから登山道路の整備、いろいろ進められるようでございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、84回西川町菊まつり、取り組みと会場整備ということでご質問いたします。

ことしで83回が終わったわけなんです、菊まつり発祥が、発祥といいますが、西川町に三山電車が昭和3年に来まして、実際に菊人形が始まったのは昭和6年でございます。その間に4年ほど戦争中に休止になりまして、なかったわけで、ことしで83回というふうな年数になっております。

当初、三山電車が来たときは、お客様がいなかったというようなことで、従業員が24名の従業員の中で歌にも出たということで調書に書かれておりましたが、その中で、菊人形で何とか地域おこしというのが当初のマツダシロウさん、駅長さんですが、その方が菊を広めて昭和6年から始まったと聞いております。

そんなことで、私たちも間沢の菊、西川町の菊ということで頑張っておりますが、一点目の現在展示会場などが余りにも古くなっております。また、施設のほうもリニューアルできないのか、今残っている三山重陽会が17名ですが、これからも頑張っていくと言っています。そんなことで、ぜひ会場のリニューアル関係をこれから進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 伝統ある西川の菊まつりについてのご質問であります、この西川菊まつりは、議員が今おっしゃいましたとおり昭和6年に第1回目が開催されまして、今回で83回を数え

る町を代表するイベントであります。

この伝統と歴史を刻む菊まつりは、菊づくりの運営母体となります三山重陽会の皆さんのたゆまぬ努力と振興委員会等の実行組織・地域・町内事業所のご理解とご支援の上に開催されてきたところであります。高齢化に伴う菊づくり担い手の確保等の課題があることについては十分認識いたしておりますが、今後もさまざまな視点から検討し、継続すべきものと考えております。

さて、ご質問の展示会場小屋や設備のリニューアルについてであります。菊まつりの作品展示会場としてのご利用をいただいております施設は、西川交流センターあいべの屋外展示館であります。

この施設の利用状況につきましては、過去には農産物直売会場として、また民間業者の商品販売会場としてご利用いただいたこともありました。ほとんどは菊まつり会場でありまして、その作品展示会場としてご利用いただいているものであります。

この施設は、昭和53年に建築したものでありまして、既に40年が経過しておりますことから、ご指摘のとおり老朽化が進行しております。支障がある箇所も出てきている状況にあることは認識しております。83年の伝統と歴史を刻む西川菊まつりは、これまでも菊まつり等振興委員会、実行委員会、そして三山重陽会の方々の熱意を土台としまして、さまざまな課題を協議、解決しながら開催されてきたものと思っておりますので、展示会場の老朽化の課題につきましても、今後、西川菊まつり等振興委員会の方々と十分協議してまいりたいと考えております。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） やはり菊をつくっている人も本当に頑張って、県内外に見てほしいということで一生懸命頑張って作品をつくっております。やはりそういった頑張る皆様のこれからの力にもなりますように、ぜひ進めていただきものと考えております。

その次ですが、ことしはお客様の誘導看板は中山からでしたが、来年度からは来場者の増員を目指して、今、山形の霞城セントラル、そして南陽、いろいろやっているところがございまして、見にも来ます。特に今回、私も3日ほど監理当番をしながら、お客様と見たわけですが、やはりそういった、どこから来たんですかと言うと、県内外いろいろ来ております。そんなことも含めながらよその会場との相互交流ということで、会場の案内を広くしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 来場者の増加のために、他市町の菊まつりなどとの相互交流についてであります。県内におけます菊まつりや菊花展覧の催し物につきましては、議員ご承知のとおりであります。本町と同様の伝統と歴史を誇る南陽の菊まつりがありまして、従来から親しく親交・交流がありますが、視察や菊花審査員の相互派遣等で関係を深めてきているものと認識いたしております。近年は、山形市や寒河江市でも菊花展覧会が開催されているようですので、このような組織や団体との相互交流により、お互いが発展していくことは大変喜ばしいことと考えておりますが、相手の事情や考え方への配慮も必要であると思われるので、実際の取り組みにつきましては、西川菊まつり等振興委員会の協議の場において十分検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） このたび3日ほど監理当番をしたということで、いろんな人との交流をしながらいろいろ話を聞いてみました。新潟から来た人、福島のほうから来た人、そして仙台から来た人も何度もあります。やはりいろいろ回ってきて西川町に入ったときに、間沢の菊と申しますか、西川の菊は本当にすばらしいというふうな、いろいろ好評をいただいております。そして、その好評の中に菊花展の品評会があるわけなんです。品評会のことし大臣賞をもらった方々は、吉川の伊藤幸三さんから始まって、松田政男さん、そして懸崖のほうの伊藤正さん、盆栽は稲沢の工藤さん、そういった方が本当にすばらしく頑張ってつくってしてくれるわけです。今、そして、ちょっと今の方々は全部吉川の方で、本当に菊づくりは吉川のもう売りになったのかなと。ここにも吉川の方がたくさんおりますが、いろいろ副町長から始まって菊づくりに力をかしていただければ大変ありがたいと思っています。

やはり人数が少ない中でやっていますけれども、本当に頑張ってやろうという方々、今少しずつまた出てきております。ぜひ西川の菊が観光誘客ということで、今、会場に入場された方は3,300名ほどございます。これはまっすぐ100万人交流と申しますか、それは通り客もあるんですが、菊はまっすぐ見に来るわけです。そして、いろいろ見ながら批評もして下さったり、褒めていただいたり、いろんなことをしております。その菊のありがたさというか、その町の顔にもなり得る部分でもあるのかなと思っています。

そんなことと、あと菊人形・菊まつりが三山電車から始まったということで、その三山電車の面影というものが今西川町になくなったとは言いませんが、上田屋さんには電車、初代の電車が飾られております。あれももう古くなって壊れてしまうのかなという心配がございます。あれもこれから菊と一緒に残すことができないのか。それを上田屋さんからもらい受

けてしてくれるようなことも、菊とあわせて西川町の菊の来年は84回ということで、そんなことも含め何とか西川町で譲り受けて管理することができないか、ちょっと付録になりましたけれども町長のご所見をいただきたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 最後の件であります、電車の件であります、これは相手もあることでありますし、長らくそれを保存してきたという、そういったこともあって愛着も非常に多いかと思いますが、今、間沢の有志の方で、何とかそういったことができないかというようなことで検討されておりますので、町としてはその後の経過を見つめると申しますか、どういった支援ができるか、これはわかりませんが、町でもできる限りの支援はしたいと思っておりますが、菊まつりであります、菊につきましては、西川町の花が菊でありまして、この西川町の花を菊と指定したのも、菊まつりがあるの菊というようなことでありますので、ただ、やっぱり一番は町民の皆さんからいかに、この菊まつり、菊に愛着を持ってもらうかだと思っております。

そういった中で、議員の皆さんからもご協力いただいて、三本立てを出品していただいておりますし、さらに海味区、間沢区、それから西川小学校、それぞれの皆さんから玉菊をつくっていただいて、会場を非常に華やかにして、そしてにぎやかにしていただいております。あれがあって、大分前と違った菊花展になってきたのかと思っております。

そして、そういった菊に直接、菊を直接栽培してみるということは非常に重要だと思っておりますし、菊のよしあしを眺められる、そして菊の栽培のその苦労、こういったものを含めてしますと、一度手をかけますと、また違った感覚が出てくるということでもありますので、できれば先ほど議員がおっしゃるように、吉川だけでなく西川町民の皆さんが何らかの形で菊栽培にかかわれば非常に、まさに西川町の菊となるかと思っておりますが、そういった夢を持って今後ともやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） やはり今町長からもお話ございましたが、今、ことしなんです、役場の職員も結構出してくださった。そして、小学校も50鉢ぐらいの玉菊、そしていろいろ菊に関する、そして菊人形をつくる方々、そしてその方々、全体が今一生懸命やっているわけでございます。これから将来に向けて100回の菊まつりまで、とにかく頑張っていくというふうなことで、ぜひ皆様方々からの一緒に菊をつくって協力していただくことを念願するところでございます。以上をもちまして菊のほうは終わりました、今度3点目の月山湖カヌ

－会場についてお伺いします。

前から何回も、月山湖1,000メートルのカヌーコースについては質問をしておりますが、2020年の東京オリンピックが2年後に近づき、カヌー競技について西川町とモルドバ共和国のホストタウンということで調印式が行われました。

来年度、ホストタウンとしての会場準備などや月山湖練習会場としての1,000メートルコースの建設関係について問題はないのか質問いたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 月山湖カヌースプリント競技場における1,000メートルコースの整備状況、そしてモルドバ共和国のホストタウンについてであります。まず月山湖カヌースプリント競技場におけます1,000メートルコースの整備につきましては、これまでの一般質問でもお答えいたしておりますが、オリンピック出場選手の事前合宿や国際大会に向けた合宿地の形成に向けまして、関係機関に1,000メートルコースの実現に向けた整備手法の協議や支援をお願いしてきたところであります。また県カヌー協会といたしましても、県や日本カヌー連盟等、関係機関にコース整備とあわせ艇庫やトレーニングセンター整備のための財政的支援を求める要望を行ってきたところであります。現時点では多額な整備費用に対する有効な補助制度等を掌握するまでに至っていないため、実際どれくらいの規模で整備を行うかは明言できませんが、新年度の予算編成に合わせまして、一定の方向づけを行ってまいりたいと考えております。

次に、東ヨーロッパ、モルドバ共和国からの東京オリンピック出場選手らのホストタウンとしての受け入れに関する今後の見通しについてであります。9月定例会でご報告いたしましたとおり、ことし7月2日に鶴岡市役所におきまして、モルドバ共和国選手団の事前受け入れに関する合意書の調印を行いまして、その後、具体的な受け入れの調整を行う段階に入っております。来年の7月前後に東ヨーロッパ諸国での東京オリンピック選考を兼ねた大会が開催されるとのことですので、候補選手らが来年、本町で合宿することはないと聞いておりますが、同国のカヌー連盟関係者の視察等の受け入れを予定しているところであります。再来年の初夏にはモルドバ共和国の東京オリンピック出場選手の事前合宿の受け入れをぜひとも行っていきたいと考えております。

なお、モルドバ共和国、あるいは他の国の出場選手の事前合宿等に際しては、月山湖における1,000メートルコースがあれば非常に好適な場所にはなるわけですが、これは必須ということではありませんので、むしろ屋内練習場や宿泊場所、カヌー艇の貸与などに関

する対応や支援などは重要になりますので、それらの課題整理を行ってまいりたいと考えております。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） 月山湖の1,000メートルコースですが、今、月山湖を使っている大会が中学校の全国大会、高校の大会、隔年で両方がかわりばんこのように来ております。そして、月山湖で育った山形県の選手は、本当に全国でも名だたるメンバーになっておりまして、その力強さというのは、お家芸と言われるぐらい力を持っているわけです。

今、全国的にといいますか、世界的にもですが、長距離化になってきております。大会が今、国体では、高校は500メートル、200メートルと。中学校も500メートル、200メートルになっていますが、大学になれば1,000メートルコースが入ってきます。そんなことで、今、力のといいますか、練習で500メートルでの練習よりも1,000メートルに伸びつつあります。今やはり、先日、高校の先生、中学生のコーチともお話ししたのですが、やはりこれからは長距離をしておかないとだめだというようなことがはっきり言われております。

そして、全国に1,000メートルコースが4カ所ぐらいあるんですが、そのうちの2カ所、石川県の木場潟、そして香川県の府中湖があるわけなんです、その両方とも日本カヌー連盟でも余り芳しくないというのは、石川県の木場潟は海沿いです。海の波、風で時々試合が中断されて使えないと。それで今、アジア大会が石川県の木場潟はもうなくなりました、そこは使わないというようなことになって。また、香川県の府中湖、夏になるとダムの水が少なくなって試合ができなくなるというようなことで、今本当にできる場所は少なくなっております。

しかし、月山湖の場合ですと、全国で選手が毎年何かしら来てやっているわけです。そんなことを含めて、とにかく月山湖から中央に、大会に出すには、長距離の会場で練習することによって力のつき方が違うというようなことに、やはりコーチ方々、月山湖では東北大会も何回もやっていますし、その多くの選手、コーチが口をそろえて、なるべく早くつくってほしいというようなことと、やはり今まで月山湖には1,000メートルコースということで、前々から話がされております。ぜひ大会に向けて施設をつくり、大きい艇庫とか何かじゃなくて、練習コースの1,000メートルの部分だけでも先につくっていただくことはできないのか、お伺いします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 1,000メートルコースにつきまして今議員がおっしゃいますとおり、今、全国、

日本のコースは今500メートルが基準でありますが、本来であれば連盟のほうでは、本来は1,000メートルが本来の距離だということでありまして、日本ではなかなか1,000メートルをとれる箇所がないというようなことで暫定的と申しますか、500メートルで今やっています。ですが、国際競技は1,000メートルですから、近い将来、日本のカヌー連盟としても1,000メートルの競技をぜひ早目にやりたいというようなご意見でありまして、そういった中でのコースの整備です。

今、議員からありましたように、海岸沿いの競技場では朝夕のなぎが立って、なぎであります。波が立って競技ができないというような。そして、さらにダム湖、そのほかに1つダム湖があるんですが、ダム湖につきましては非常にアクセス悪い。要するに、ダムは山の中にありますので、極端のことをいえば、林道のような道路を行かざるを得ない。そういった面では、この西川町の月山湖につきましては、高速道路のインターチェンジからすぐだというようなこともありますし、非常にアクセスもよい。それからコース的にも申し分ないというようなことで、早目にと申しますか、できる限り整備もしてほしいというような要請もあるんですが、ただ先ほど言いましたように、財源的な問題もありますし、整備するにはこれはいいんですが、その後の維持管理であります。

現在の500メートルコースも三、四百万かかっておりますし、その維持管理、こういったものも含めてどのような形にするか、現在は冬期間、冬の間は全て撤去して、そして春に改めてレーンを張るというようなことでありますが、今、協会の事務局のほうでも考えていますが、冬、湖面の下に沈めて一冬過ごせないかとか、そういった検討もやっておりますので、整備もそうですが、その後の維持管理、こういったものも含めて今検討しているところでありますので、そのようなことで、どうしても財源的に団体の支援が受けられないというようなことになれば、県のほうにもさらに要請して、そして国のほうにも要請して、できる限り町の財源の少ない、自己負担の少ない形でやれればと思っていますので、そういった意味で早急にそういった上部機関に対応を要望したいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 6番、奥山敏行議員。

6番（奥山敏行議員） 山形のスポーツで国体に出ても、得点源は本当にカヌーがもう山形県のトップクラス、全国でもトップクラスにいるわけです。そして、山形県で国体というと、県庁のほうから先生方がたくさん来るわけです。来ても、口は出すけれども金は出さないと。ということではなくて、やはり山形県の顔にもなりつつあるスポーツでもありますし、その辺

をしっかりと県のほうとお話をしながら、ぜひとも協力していただく。やはり維持費は毎年
のことですから絶対大切な話なんです、やはりそういった子どもたちが頑張っていてい
く、これからもずっと月山湖のレーンがある限りは進んでいくわけでございますので、ぜひ
とも各スポーツ団体に応分じゃなくて、やはりカヌーに対しては、そのレーンがなければで
きないということで、県のほうとももっとしっかりと話をしながら要望をしていただきた
いなと思っています。ぜひ来年には、1,000メートルのコースがつくられる、始まるような
ことをお願い申し上げながら、私の質問を終わらせていただきます。

最後にもう一度、町長からの答弁だけよろしくお願ひします、心づもり、頑張っていくと
いう、ひとつ。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 カヌーは競技もそうですが、まず西川町の町民の皆さんであれば、まず全町民が
スキーをやれる、そして夏のカヌーは全員がカヌーをこげると。今、このカヌー競技も始ま
って平成に入る前から昭和60年代後半から、この競技に小学校・中学校で受け入れをやって
おりますので、それ以来30年を超えていますので、40歳以下の町民の皆さん、ほとんどが何
らかの形でカヌーにかかわっているというようなことでもありますので、まず西川町の町民の
スポーツとして今後、町としてかかわっていける、支援していける、そういったことであ
りますので、まずその頂点として、いろんな競技大会も含めて、町の観光ともあわせて頑張
っていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

伊藤議長 以上で、6番、奥山敏行議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤幸吉議員

伊藤議長 続いて、5番、佐藤幸吉議員。

〔5番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

5番（佐藤幸吉議員） 5番、佐藤幸吉でございます。

今回、私は、3つの視点から質問を申し上げたいというふうに思っております。

最初の質問でございますが、これまで一般質問を行ってきた中でいろいろ事案について、検討されるというようなことで回答されたこの結果について、その後の進捗などについてお尋ねをしたいと、こんなふうに思っているところであります。この件につきましては、その時点で単なる検討という言葉だけでなく、町側としましても認識が合うというようなことで、何とかやはり解決のための検討をするというような経過があったのではないかと、こんなふうに思っております。

質問の第1点でございますが、平成23年12月の一般質問から6年が経過した昨年12月議会で、再度看板のあり方として説明的なものでなく、月山と自然、文化、西川町の人々のよさなど、西川町のよさをイメージする大きな看板が観光地にふさわしいのではないかという旨の質問をいたしました。網取の岩根沢を案内する看板について、木の葉が落ちて今は見やすくなっておりますが、葉が茂っている季節などについては、この看板は全く見えないというような状況になっております。また、今でさえも下のほうは笹の葉で、常緑である笹の葉が茂っておりますので、下のほうは見えにくいというようなことと、看板としては字が小さ過ぎると。車をとめて案内板を見なければならぬというような看板でございます。

昨年の課長答弁では、国交省の岩根沢への看板もできたので、青い看板は内容の変更をして有効活用を検討したいとの回答がありました。検討に期待をしながら質問を終えたという経過がありますが、その結果について、検討途中でもお話しただければというふうに思いますので、1つ目の質問にさせていただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたしますが、網取地内の国道112号沿いの看板についてであります。ご質問の内容は、平成29年第4回定例会の一般質問、西川町のイメージにつながる観光看板の設置を検討せよとの中で、岩根沢三山神社等に誘導するために町が設置した網取地内の看板については、設置位置が高いことや自然の緑色の中に青色の看板であるために、目立たないのではないかと。また、運転中に比較的小さい案内表記を見て読み取ることになることから、運転に支障になるのではとのご指摘をいただいたところ

でありました。また、国道管理者から岩根沢入り口に同様の案内看板を設置いただいたこともあるため、町の看板は撤去してもよいのではとのご提案をいただいたものであります。

このご指摘に対しまして、町でも同様の見解を示したところでありますが、撤去のご提案につきましては、看板の表記の内容を変更して有効活用できないか検討させていただいているとお答えしたものでありまして、現在、町では、第6次総合計画の後期計画を策定中ですが、これに先立ち、町と観光協会は協働による西川観光ビジョンを昨年度から策定中でありまして、観光ビジョンは、昨年度の観光協会理事会等で協議いただき総会で案を説明し、現在は行政内部で後期計画との整合性を図りながら検討を行っている段階にあります。そのビジョンにおいて観光案内板につきましては、観光戦略の重点項目と捉えておりまして、第6章、具現化する手だてではの誘導案内看板整備の項目の中において、町全体のイメージ向上とわかりやすい道しるべはどうあるべきかなどの検討を行ってきております。

議員ご提案の看板につきましても、その策定作業の中で全体的に十分検討し進めることとしておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思っております。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 後期計画に反映をさせたいと、こういう回答でございますが、それはそれとして、やはり観光ビジョンを立てる際の視点でありますので、何としてもやっぱり西川町のイメージをよくするという面から、そのように計画することについては妥当なやり方ではないかというふうに思います。

しかし、振り返ってみますと、平成23年でありますから7年前の話でありますし、また昨年改めてその問題を取り上げたわけでありましてけれども、7年の経過をどう捉えるのかなというようなことでございます。これからの後期計画に対しても、やはり同じような先が見えてくるような感じがいたしますので、現段階で、やはり急ぐというか、マイナスイメージの看板については早く手直しをするというような視点が必要なのではないかなと、こういうふうに思います。それが第1点と、それから、後期計画の中で全体的な見直しを図ると、こういう見解でございますが、例えば西川町のビジョンとしてのあり方、観光看板、あるいは観光という面からの誘客・誘導の視点からの看板などについては、どの程度、そしてどの場所というようなこと、どういうふうにイメージしているのか、その2点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、観光客の誘導につきまして、今、全国的な、これは大きな課題でありまし

て、特にインバウンドの関係で日本語表記だけでなく、今は英語表記もなっているんですが、それにあわせて韓国語、中国語等々も含めて、どう表記するかというような、そういった視点で今、観光看板、要するに道路の案内板が書きかえられて、特に国において今進められているわけでありまして。

そういったことで、西川町におきましては今後、今、ただ、英語表記も表記の仕方が、このつづりが違うのではないかというような、そういった議論もありまして、そういったものを踏まえて看板につきましては、町として全体的なものをどう表記するかとか含めてしないと、先ほど7年もかかったとありますが、これは将来に結びつけての看板の表記でありますので、そういったものを含めてすべきではないかと思っておりますが、ただ、これまでの経過について担当課長のほうからご説明させますので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 追加答弁を志田商工観光課長。

志田商工観光課長 看板関係の見直しというようなことをございまして、やはり今、本当に後期計画の6次総の実現のための後期計画の見直し、それから、そこにあわせて観光ビジョンの策定としているというふうなところでありますが、やはり観光関係者につきましては、なかなか厳しい状況にもあるというふうなことで、そういったことも受けとめながら、町としては本当にこの辺を上向きにしていかなければならないというふうな思いで、今策定作業のほうも進めているところであります。

でありますので、今の段階でどの看板を、こういったイメージというふうな部分については具体的にはお示しできませんけれども、町全体のそのイメージを上げる、観光看板のみならず、そういった誰から見てもすばらしいサイン計画というふうなものについては、少し時間をかけながら慎重にやっていく、重要なことであるというふうにも思っておりますので、そういったことで後期計画の見直し、それからビジョンの見直しの中で実効性が上がるような形で進めていきたいというふうに考えているところでありますので、ご理解お願ひしたいと思ひます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番(佐藤幸吉議員) 今の回答の中では、具体的なことについては後期計画の中での策定計画にしていきたいというようなことで、現段階では持っていないというようなことと、時間をかけたいという話もあるわけでありまして、ただ現段階のあの2つについては、非常に小高いところにあつて目に飛び込んでこない、とまって読まなければ何が書いてあるかわからないと、こういう看板なわけですね。そういうことについては、もう認識が一致する

わけでありませけれども、そういうマイナスイメージの看板については、やはり、むしろ撤去というのがふさわしいのではないかなと、こういうふうに思います。そういう点も含めまして、この観光看板について西川町、あるいは西川町がどうしても宣伝が余り上手ではないというようなこともよく言われますけれども、そういう点からしますと、何としてもやっぱり西川町に来た際の自信につながる、西川町に来た誇りにつながるような看板なり、あるいは西川町のイメージをつくっていただきたいなど、こんなふうに思っているところであります。

ぜひ後期計画が先延ばしの対策にならないように、ぜひ検討を、そういう意味での早急な結論を出していただきたいと、こんなふうをお願いをしたいと、こんなふうに思っているところであります。

1つ目の質問については以上でございますが、2つ目のみどり団地の未売却地の長期賃貸住宅への変更計画の検討についてお伺いをしたいというふうに思います。検討結果はどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 みどり団地の未売却地の長期賃貸住宅への変更計画についてであります。みどり団地の未売却地の長期賃貸住宅への変更計画につきましては、平成29年第4回定例会の一般質問でもご提案をいただいておりますが、その際お答えいたしましたとおり、定住促進住宅A棟6戸のうち現在2戸が空室、B棟4戸についても建設中でありまして、来年1月中旬から2月にかけて入居募集を行う予定でありますので、その募集申し込み状況を見ながら、新たな計画策定をしたいと考えておるところでありますのでよろしくお願ひします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） みどり団地の売却がいろんな政策の方針転換などによって、いい結果を生んでいるというようなことでございますし、そういうことを通して未売却地の早急な完売が図られるように検討していただきたいと、こんなふうに思いながら長期賃貸住宅への方針転換というようなことを提案したわけでありませけれども、前回、全員協議会の中で説明されました町民の意識調査の中から見ますと、125件という西川町の中で住宅を建てたいというようなこと、あるいはそれに対する住宅を建てる場所をどこにするかというような質問に対して、125件のうち84件が町外を希望していると、67.2%という数字が出ているわけです。そのうち15件がみどり団地の東側を団地にした場合、希望するかというような質問に対して、希望しないというような回答をしている人が8件ということで、半分以上を

占めているというようなことで、これら住宅政策についても、そろそろ頭打ちになってきたのかなという心配もしているところであります。

そういう中での残り3区画の完売対策、これらについて今のような状態をどう捉えて、そして残り3区画の完売対策をどのように持っていくのかというようなこと、これらの認識の合わせ方などについて質問を申し上げたいと。

先ほど町長の答弁からは、1月の定住促進住宅の販売状況を見て結論を出したいと、こういうことでありますけれども、その件については回答をいただいたとおりでありますけれども、こういう意識調査の結果というものをどういうふうに認識し、これからの人口減少対策にもなる大切な支援だと思いますので、この見解について町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今の住宅団地については、若者にいかに定住していただくかというようなことで、若者定住住宅というような名目で今開発しておりますが、そういった意味で住宅もそうですが、要するに若者が住みやすいこの西川町の環境をどう構築していくかというような観点で、いろんな子育て環境やら、小学校の学校義務教育の教育環境、こういったものについては、それぞれ毎年、意を配しながら充実してきたところであります。

この前の総合政策審議会の席上でも、委員の家族のご意見もあったわけではありますが、その中で、改めて町外から西川町に嫁いできて、西川町の子育て環境のよさを十分認識したというような、そういったことで、なぜもう少し町外にこのよさを発信しないのかというようなご意見でありまして、まさにそのとおりでありまして、若者にとってはやっぱり一番は子育てだと思っていますし、そういった意味で、これまで町内の若い方もとどまったこともありますが、町外からもその環境を理解して移住してきた方もおりますので、そういった面でこの西川町にとどめることも必要ですし、さらには寒河江、1市4町等も含めてこの西川町に呼び込む手だて、こういったものもこれからの課題だと思っています。

そういった意味では、ただ今回の3区画等、未売却地がありますが、今回の座談会の中でも、その団地の方の意見では、冬期間の冬の排雪場所も十分に確保しているわけですが、なかなかそれでは不十分だということで、その空き地も含めてそういった検討をさせていただけないかというような、そういったご意見もありますし、さらに今、子育て中のお母さん方の集まれる場所、要するに一般的に言われるママ友カフェと申しますか、そういった場所、できれば保育園の近くとか、それとあわせまして、あとは今、コーポにお試し住宅と申

しますが2戸、町のほうでとってありますが、なかなか利用がないと。利用がないと申しませうか、一番と便利の悪い、一番3階の奥、一番最上階の二部屋をとってありますが、なかなか利用がないわけでありませうが、ただ、お試し住宅、要するに西川町に一回住んでもらうという意味では、そういった新たな住宅の建設なども含めてできないかというような、いろいろなご意見を伺っていますので、それらも含めてです。

ただ、私町長になったときに、あの住宅団地全区画を買収するというような前の方針を覆したと申しませうか、1期、2期に分けて買収しながら整備していくというようなことで申し上げていますので、そろそろ2期目の住宅団地の計画も念頭に置きながらすべきだと思っていますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番(佐藤幸吉議員) ただいまの回答では、私が定住促進住宅の提案を、長期賃貸住宅の提案をしているわけでありませうけれども、それに加えて、検討する内容には町民の皆さんの意見が非常に大きいし、大切な意見だと、こういうふうに言われておりますが、やはりカフェであるとか、お試しの建物を建てるとか、そういうこともあり得るんだなというようなことで、今お伺いしたわけでありませうけれども、やはり有効な手段で、結果、結論が出るように1月、2月ごろには、その検討の結果が出るだろうというふうに思いますけれども、早急な結論が出されて、その3件がうまく埋まってしまうというようなことと、第2期のみどり団地の東側の売却が早い機会に完成することを期待申し上げたいと、こんなふうに思います。

質問の3つ目に入らせていただきます。

実は、西山杉の産地というようなことについてでありますけれども、西山杉の産地が大江町なのではないかということを行う人が多いわけであります。なぜこのようになっているのかなと、こういうふうに思いますと、私も何年か前に柳川までの道通りの杉林に大きな懸垂幕が、西山杉の町というようなことで懸垂幕が張られているのを、掲げてあるのを見たことがあります。つい最近まで見たような感じがしましませうけれども、このイメージが非常に強いわけでありませうして、大江町が西山杉の産地なんだなというようなことを改めて思っておったわけであります。

考えてみますと、朝日、大江、西川の産材が西山杉というふうに言われるわけでありませうので、実際は西山杉の町は改めて西川町が主産地であるというようなことに自信を持ってよいのではないかなというふうなことを最近思っているところであります。そういうふうな点

では、まだまだ西山杉をPRする、西川町でPRする、そういう手だてが必要なのではないかなというような思いで、実は昨年、新体育館ができ上がったそのときに、西山杉を利用した椅子があれば多くあるわけでありますので、大きくPRをしていかなものかと、こういうふうなことを申し上げたわけであります。

貪欲にと申しますか、そういう一つのどんな小さなことでも自信を持ってやれることについては、やはりPRして、西川町町民の皆さんの誇りにしていただきたいと、こんな思いでございます。そういう意味では、どんなふうに観覧席のPRをされておられるのか、パネル化したり、あるいは町民の目に飛び込んでくるような施策というものについて、されているのかお伺いをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、ご質問の新町民体育館の西山杉を利用しました椅子のPRについてであります。新町民体育館の観客席につきましては、ご案内のとおり西川町産の杉材を圧縮成形した材料を使用しまして、特別に製作した椅子であります。できるだけ多くの木材を使用して建築した体育館の最大のアピールポイントであると思っておりますが、林業関係の会議、あるいはスポーツ関係の大会、イベント等で紹介に努めてきております。

ご指摘を受けたこともありまして、体育館入り口部分の1、2階案内板図にPRの文言を入れておりますが、さらに効果的にPRできる表示などを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） そういう活動がやはり大江町のように長年PRしていると、大江町のだというふうに言われるように、何かでやはり大きくPRをする機会を捉える必要があるのではないかと、こんなふうに思いながら今、町長から回答をいただいたように、今後パネル化するとか、あるいは大きく町民の目に飛び込む、あるいは、ほかの市町村から来られる体育館利用者に対してのPRなどもされるように、ぜひ取り計らいをお願いしたいと、こういうふうに思っております。

それから、玄関口の館内案内板の下に掲示されておるということでありますが、ちょっと二、三センチの幅のもう全くその近くに行かないと見えないというような案内でありますので、ちょっとこれでは少し目に飛び込んでくるというふうには言えないのではないかなと、こういうふうに思います。これはいつ張られたのですか。

伊藤議長 答弁は片倉生涯学習課長。

片倉生涯学習課長 案内図のPRに関してでございますが、佐藤議員からの一般質問、3月議会だったと思いますが、その後しばらくしてからと、掲示したというようなことでございます。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 確かに目立たないとはいえ、それなりの説明書は入っておりますので、それについては理解できるわけでありませけれども、やはり胸を張って西山杉が我が町の産物であるということをPRするために、もっと大きく西山杉の町、西川町、しかもそれをつくった椅子ということを端的な表現をしていただきたいと、こういうふうに思っているところであります。

1つ目の質問を3つさせていただきましても、この検討するというようなことにしておいて質問した内容であります、やはり町長は常日ごろ、町と議会は車の両輪であるというような話をされます。その結果、例えば途中経過であるとか、検討の結果であるとか、これらについて議長や、あるいは提案した議員に対して一言話があれば、車の両輪のように政策が先に進むのではないかと、こんなふうに思いますので、そういう信頼関係をお互いにつくっていけるように、というようなことも含めまして、この1、2、3の3つの質問をさせていただいたところであります。

きのうの宮林議員のふるさと給付金の使途について、都市との格差解消にもっと使ったらとの質問に対して、これについても検討されるというようなことがありましたので、これらの検討についてもやはり、できるだけ早い結論が出ればよいと、こんな思いでございます。

次に、大きく2つ目の質問に入らせていただきます。

オリンピック選手をたたえ、後輩に励みをというようにございませますが、我が町のお家芸と言われるカヌー競技は、国内はもちろん世界に羽ばたこうとする選手が大勢輩出されております。2020年の東京オリンピックも1年半後に迫っております。西川町には、アテネオリンピック2004年に出場した白田美由希選手がおりますが、その栄誉をたたえ、後に続く後輩の励みになるように何らかの手だてが欲しいと考えますので、質問いたします。

端的に、オリンピック出場の先輩選手を励みの対象に何か手だてはないか、この辺の検討などをした経過はないのか、その辺のお尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 オリンピック選手をたたえて、後輩に励みをというようにございませますが、東京オリンピック2020年に向けまして、カヌー競技選手の出場に向けての励みとなる手だてに

ついてであります、改めて申し上げるまでもありませんが、本町の月山湖カヌースプリント競技場は、平成4年にべにばな国体カヌー競技が開催されて以来、この競技場を練習場として育った地元西川町の中学生、高校生らが国民体育大会やインターハイ等で大きな活躍をされてきております。

ご質問にありました白田美由希選手は、高校生時代に国民体育大会とインターハイへの2大会で2連覇を達成しまして、翌年、アジアカヌー選手権大会での優勝などにより、2004年、平成16年であります、日本代表としてアテネオリンピックに出場されました。本町初のオリンピック出場選手の誕生に町民挙げて喜びに沸くとともに、本町カヌー選手のレベルの高さを改めて認識する機会になったのではないかと思います。

その後、着実に谷地高等学校、寒河江高等学校を中心に国民体育大会やインターハイ等で多くの本町選手が優勝、入賞する活躍を見せていただいております。さらに、ここ数年来、本町のカヌー競技選手が世界ジュニア選手権大会などに出場する機会に恵まれまして、その中でも優秀な成績をおさめている状況を見ますと、2年後の東京オリンピック出場もまさに現実のものと感じられるところであります。

町といたしましては、町の広報紙等で選手の活躍を紹介するとともに、役場本庁舎に看板を掲げておりまして、さらに、その功労をたたえ、より一層の意欲向上を喚起するため、町のスポーツ功労としての表彰を行っております。選手のモチベーション向上には、さまざまな形態があるとは思いますが、明確な目標を持って努力し、その中で成果が上がり、周囲からの評価もされるといったことが最も有効ではないかと考えておりまして、町といたしましては、その努力や活躍をもっと取り上げ、町民に周知して大きな応援となるような取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 唯一オリンピックに出場している選手でありますけれども、やはり何年かたって、あるいはそういう人がいたなということすら、ちょっと忘れ去られている現実があるだろうというふうに思います。そういう中で、2020年を迎え東京オリンピックが開催されるという時期に、やはり再度、ああ、そういう人もいたなというようなことでの思いと、それから2020年に期待する後輩選手諸君が日本国内のみならず世界で活躍している、そういう中でのオリンピックを迎えるこの時期に、やはり何かの手だてというものをする必要があるのでないかということと、2020年に活躍してオリンピックに出場する人がまた出てくるということが考えられるわけでありましてけれども、そういう人たちをどうたたえていく

のかと。

先ほど町長からの答弁では、広報紙の利用であるとか、それから看板、懸垂幕などあると思いますが、あるいは功労賞というもので、たたえながら選手の励ましにするというようなことでありますけれども、実は懸垂幕や、あるいはその時期のことだけでは、その一過性的に終わるようなものだけでたたえるということだけでは、ちょっと物足りない感じがします。やはりほかの学校や、あるいはほかの町民体育館、オリンピックに出場されたところの体育館などを見ますと、体育館の正面にというか、体育館の中に畳1枚以上の写真パネルが張られて、その人の栄誉をたたえと。そして、後世にその栄誉をたたえていくと。オリンピックに出られるなんてことは、もう何年先、あるかどうかもわからないぐらいの選手なわけにありますから、ぜひそういう後世に物にして残るような、そして目に入ってくるようなたたえ方があるのではないかと、こういうことをご提案申し上げたいなと。提案というよりも、かつてというか、もう既にほかの市町村ではされているところがいっぱいあるようでありますので、そういうことを通して後世がこういうことを目指さなければならぬんだなということになるように、ぜひ考えていただきたいと、こんなふうに思っておりますが、その点についてご所見をお願い申し上げたいと思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、オリンピック選手につながるような選手育成ということですが、西川町、山形県もそうですが、義務教育と申しますか、高校を含めて中学校・高校まで大変な成績で全国を制覇しているというような状況であります。なかなか大学、社会人になってからのそのかわりが薄らいでいくと申しますか、そういった選手層と申しますか、そういったものが若干あるのではないかと思っておりますが、そこには何が原因かと申しますと、カヌー連盟の役員の方にお聞きしますと、やっぱり一番は1,000メートルだということです。

ですから、500メートルまではある程度の力を出せるんですが、その1,000メートルをいかにクリアできるかが大学、それから青年、成人のその競技力だということですので、まず中学校・高校時代から1,000メートルをある程度経験させておくことは非常に重要だと。それが国際大会につながる競技力だというようなことです。ですから、そういった意味も含めて、この西川町、山形県で1,000メートルコースはせっかく全国制覇をしている学校でありますので、せめてそこまでを経験させて、次の大学、社会人につなげるような、そういった環境ができればというような思いもあって1,000メートルコースということを行っているわけがあります。

それとあわせて町の対応といたしましては、今、中学校・高校とも非常に優秀な指導者に恵まれておりますが、これいつまでもそういったわけにはいきませんので、そういった意味も含めて、この西川町で継続して子どもを教育できると申しますか、指導できる、そういった体制をぜひつくっていきたいというようなこともあって、数年前、職員採用の際には、そういった職員の採用の指導力も含めて採用した経過がございますので、そういった底辺の要するに、カヌー環境の整備というのは非常に重要だと思っています。

それとあわせて議員がおっしゃったようなご意見のようなメモリアルと申しますか、そういったものも含めて今後、やはりちょっと私らもその辺は頭になかった、頭になかったというか、役場のあそこに掲げるということが一つの大きな目標だったんですが、そういった意味も含めて、やはりあるかと思いますので、その辺はちょっと担当課長のほうから所見を述べさせますので、よろしくをお願いします。

伊藤議長 追加答弁を片倉生涯学習課長。

片倉生涯学習課長 では、追加して回答申し上げますが、町長のお話ありましたとおり、東京オリンピックの出場も現実を感じられるというようなことでありまして、逆に白田選手の功績といたしますか、偉業が改めて感じられるというようなことになりまして、白田選手をたたえる何かメモリアルといたしますか、そういったものというご質問だと思っております。

旧体育館の2階の通路部分に、ちょっとガラスケースがございまして、白田選手の出場したアテネオリンピックの公式、オリンピック委員会のものと思われるプレートがございまして、これと色紙を掲示していたというようなことがございまして、体育館の建築とともに、ちょっと撤去しておりまして、私もそのままになっておりまして、そういったこととあわせて、そのプレートなども含めて、やっぱり町民の目に入るというような形で、たたえるようなものを検討したいなということでご意見を伺いましたので、ぜひそういったことで進めていきたいというふうに思います。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 先ほど町長の答弁にありましたように、1,000メートルコースの必要性というか、有効性というものを回答いただいたわけではありますが、先ほど奥山議員の質問の中にもありましたように、1,000メートルコースが国際的な基準になっていくというようなこともありますし、また先週に県のカヌー協会の理事会があったわけではありますが、その中でもやはり国内は先ほど府中湖と、それから木場潟の例が出されましたけれども、西川町の月山湖は条件が非常にいいというようなことと、それから国際的な基準になっていく

1,000メートルコースはぜひあるべきだというようなことで、ほぼ満場一致で、そこで再度その必要性の確認がされたところでもありますので、ぜひこの件の実現に向かっていくべきだと、こんなふうに改めて申し上げたいなというふうに思います。

それから、片倉課長から答弁がありました。考えてみますと、プレートであるとか色紙の白田選手をたたえる功績がそこに飾られておったなというふうに思いますが、やはり改めて体育館のほうに玄関を入ったところは非常に広いわけでありまして、あの辺の利活用が図られるのではないかなと、こういうふうに思いますので、それとあわせてプレートなどもパネル化して、大きな選手の功績を残すようなパネルにしたほうがよろしいのではないかと、こういうふうに思っております。

実は、この辺の近くでいいますと、スキー大会などに参加している最上町の向町分校などに行きますと、体育館の真ん中にどんと大きな海和選手と佐藤選手のパネルが掲示されております。それを見て、後輩がスキーに励むというようなこともあると思いますので、そういうことを考えますと、何かやっぱり功績のあった人をたたえることが大きな成果につながるんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、改めて今の課長の答弁から、ぜひそういう趣旨を踏まえながら実現してほしいと、こんなふうに願っているところであります。

それからあわせてであります、実はインターハイや国体などで活躍する選手も多く出ているわけでありまして、先ほど申し上げました体育館の入り口が非常に広いわけでありまして、また壁面はパネルなどを張るのにふさわしい場所だなというふうに思います。そこを利用して入っていくと、西川町の選手の活躍が一眼に見えるというような、その場所にさせていただいて、その大きなパネルが飛び込んでくるような場所にさせていただきたいと、こんなふうに思っているところであります。ぜひ宣伝が行き届くようにご期待を申し上げたいなというふうに思っております。

大きく3つ目の質問に入らせていただきます。

いよいよ冬将軍の到来なわけでありましてけれども、昨年、非常に多く大雪に見舞われたわけでありましてけれども、我々なれている雪国の生活であります、大変苦勞を強いられたというようなことがあるわけでありまして。

小学校が統合されまして、通学にもスクールバスが利用されております。安全性もほぼ地域から学校の入り口までというようなことで、安全も確保されているのかなというふうに思いますが、旧西山小学校区内の小学校については徒歩通学というふうになっております。遠いところでは2キロほどあるのではないかなというふうに思います。冬場の、夏にしても通

学途上の安全はもちろん確保しなければなりません、特に冬場の通学上の安全対策が十分なのか、また、その対策のために、どのような対策がされているのかを質問申し上げたいというふうに思います。

1つ目でありますが、通学途上に屋根の雪が危ないとか、そういうところとか、あるいは雪が堰や沼などの周辺を囲って見えない、危険なところが見えない場所なども把握されているのではないかと思います、その辺の状況について、どのような見解を持っているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 初めに、西川小学校児童の徒歩通学及びスクールバス通学についてご説明を申し上げます。

平成24年に西川小学校が開校した際に、小・中学校、PTA、町等の関係者で組織しました通学環境整備専門部会で検討されまして、旧西山小学校学区の児童は徒歩通学、それ以外の児童はスクールバス通学と決定し、現在に至っております。

さて、ご質問の通学途上の危険な箇所についてであります、小学校の通学指導につきましては、年間を通して計画的に指導しておりまして、その中で、特に冬の登下校につきましては、教職員も同伴し一斉下校で下校指導を行うとともに、通学路の安全確認を行っております。また、小学校では警察、道路管理者、区長会、交通安全協会連合会、PTA会長、育成部会、町関係者等、約30名を超える構成員からなる交通生活安全対策協議会を組織しまして、先月、冬期間の登下校の安全確保について協議を行ったところであります。

このように、小学校では通学路の安全対策に努めているところであります。ただ、昨年度、屋根の雪が道路に落ちてきそうだと、地域の方から連絡をいただきまして、雪下ろしをしていただいたという事案がありましたので、地域の方や保護者からの情報提供をいただきながら、町といたしましても雪の状況の確認と安全対策について、学校と連携をとりながら進めてまいっているところであります。

また、通学路付近での堰や沼などの危険箇所については、小学校では通学路の点検時に確認しまして、近づかないように指導しておりますが、今後とも情報をいただきながら安全な通学路の確保に努めてまいりたいと思っております。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 確かに、どんな場合でも安全が保障されるというようなことでは、万全を尽くしてもそういう状況というのは、危険な箇所というのはあるのではないかと

ふうに思います。そういう点からすれば、今のように地区民との連携がとれる状態、また、その関係者の皆さんの連携によってその対策が図れる状態というものがあって、危険な箇所を回避できるのかなというふうに思いますので、それらについて情報のやりとりをしながら、ぜひそれに早い対応をしていただけるように、今後ともお願いしたいなというふうに思います。

昨年は、やはり屋根の雪が覆いかぶさっている、あるいは雪が道路まで落ちてくるというような場所があって、すぐ対応していただいたというようなこともお伺いしておりますので、ぜひ早い対策がそういういい結果を生んでいるんだなというふうに思いますので、これからもうそういうふうにしていくべきではないかというふうに思います。

それから、実は歩道であります、実は国道の歩道、あるいは海味・網取線の歩道のある場所については、それなりの除雪もされて歩道の確保がされているわけでありましてけれども、歩道のない場所等について、大変危険な場所というのは結構あるのではないかとこのように思いますので、単純に申し上げますと、雪が降って、すぐ対応できるというふうなことだけではなと思いますので、その辺の朝、除雪になって、夕方までまたいっぱいになるなんていうことは往々にしてあることでもありますので、その辺の対策をどうされているのか、お伺いしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 歩道の除雪についてであります、通学路の歩道の除雪につきましては、議員ご指摘のとおり、まず通学に支障のないように努めていただいているところであります。

ただ、短時間に降雪があった場合などにつきましては、積雪のある中で通学することが昨年度ありましたので、現状を伝えながら改善していただけるように要望してまいっております。そして、去る11月26日に開催いたしました町の雪対策会議、これには国・県、それから区長さん、関係者、全てお集まりいただいて、雪の除雪の状況、特に道路の除雪の状況について、それぞれのご意見をいただきながら改善すべき点は改善していただくというような、そういった雪対策会議であります、その中で、冬期間の特に通学路の確保についてお願いをいたしたところであります。

先ほど申しましたように、通学、要するに朝の通学については万全の対策をしておりますが、なかなか帰り等につきましては、国道については議員ご指摘のとおり、あの速さで除雪をします、どうしても歩道に雪がかかるというような状況もあります、そういった場合につきましても、でき得る限りの対応をしていただくというようなことで申し上げていま

すので、よろしくお願ひします。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番(佐藤幸吉議員) 安全を最優先に、そして手を抜かない対策が必要なんだというふうに思いますし、そういう会議を通して万全な体制がつくられているというふうに認識をいたしますので、この冬も安全で乗り切っていただきたいと、こういうふうに思います。

3つ目の質問であります、実は海味・綱取線の町道であります。海味方面から間沢川橋までは広い道路が確保されております。歩道も確保されております。ところが、山形銀行までの間は非常に狭くなっているわけであります。結構広い場所から狭い場所に入るというようなこともありまして、車も非常にスピードを出されているというようなこともあるようありますので、実は、かつての町長と語る会の中でも、まず地区の中で意見が出されておったと思いますが、間沢川橋から山形銀行までの狭い道路に歩道を確保してほしいと。あるいは道路を拡幅してほしいというような質問が出されておったと思いますが、その辺について、改めてどうのお考えか、あるいは今後の見通しなど、どういうふうに図られるというようなことを思っているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 国道についての車の往来等もありますが、歩道を除雪していただいております、横断の際には信号機を通るようにしまして、安全な通学路の確保に努めておりますが、歩道のない狭い道路、例えばご指摘の西川小学校から間沢方面への山形銀行西川支店周辺につきましては、除雪された雪が道路脇に積み上げられておまして幅員が非常に狭くなっておりますが、小学校では車が来た際には、除雪されている道路脇に退避するなどして気をつけて、通学するよう指導しております。

先に申し上げましたが、下校指導を行った際に気をつけなければならない箇所を具体的に伝えまして、児童に注意を喚起しているところでありますが、これは現在の状況であります。議員ご指摘のように、今のあそこの道路の拡幅、これは非常に懸案事項でありまして、時期的にいつまでとは言いませんが、これは、あそこはちょうど、あそこだけが狭くなっていますので、それぞれに。あれは、ある時点では改良せざるを得ないのではないかと、いうふうな考えを持っています。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番(佐藤幸吉議員) 小学生も少子高齢化の波に乗って少なくなっているという状況にありますし、危険な箇所などは絶対にならないようにしていかなければならないというふうに思い

つつ、やはり狭い道路でありますし、先ほど屋根からの雪やら、あるいは堰などの安全対策やら、非常にそこに密集している危険な冬場の場所というふうなことを理解してよろしいのかなと、こういうふうに思いますので、今、町長も認識としてはそのように思っていると同じように、早急な解決が図られればと、こういうふうに思っております。いろいろ人家のそろう場所でもありますので、なかなか難しい背景を持っているのかなと、こういうふうにと思いますが、そういう認識が一つ合うとすれば、ぜひその線に向かって可能な時期に可能な対策を打っていただくと、こういうふうなことを希望するものでございます。

それから、最後……

伊藤議長 佐藤議員、あと残り1分。

5番（佐藤幸吉議員） 1分で終わります。

最後であります。先ほど、質問4のことですけれども、地区民との協力を得ながら、この安全対策をしているというようなことでもありますので、これらについては、今後ともこの精神にのっとり進めていただけるようお願いを申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

伊藤議長 以上で、5番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

続いて、実施をしたいのですが、質問の途中になりますので、若干昼には早いですけれども、ここで昼食のために休憩をして、1時から再開をしたいというふうに思いますので、よろしくご協力をお願いします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

大泉奈美議員

伊藤議長 続いて1番、大泉奈美議員。

〔1番 大泉奈美議員 質問席へ移動〕

1番（大泉奈美議員） 1番、大泉奈美でございます。きょう最後の質問者になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

きょう2点について質問をさせていただきます。

1つ目ですが、中間年を迎えた総合産業の進捗状況と今後についての次の質問を行います。

町の第6次総合計画の基本目標に、総合産業が織りなす活力とにぎわいと雇用をつくるまちづくり、さらに基本計画としての農、林、業の推進、地域資源活用型再生エネルギーの創出について、これから後期計画が策定されるわけですが、稼ぐ力、もうかる仕組みの視点で、農業、林業、商工業、観光業について進捗状況と今後についてお伺いをいたします。

先日の議会全員協議会の中での説明もありましたが、改めまして本町のような中山間地域における農業振興の現状と展望についてお伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

小川町長 平成30年の最後のご質問でありますので、大泉奈美議員のご質問にお答えいたします。

中山間地域であります本町の農業の現状と展望についてであります。本町の農業の現状につきましては、農業者の68%が70歳以上という高齢化を迎えておりました。後継者の育成や新たな担い手となる新規就農者の確保、営農法人化への誘導など、持続可能な営農体制づくりが必要となっております。

また、高齢化とともに各地域における耕作放棄地の増加が懸念されているため、耕作放棄地の抑制と農地の多面的利用の維持を含め、農地の有効活用への支援強化が必要となっております。

そのような状況において、これからの町の農業の展望について申し上げます。

まずは、本町のこれからの農業は、稲作、果樹、野菜、そして冬期間の啓翁桜の出荷などを取り入れた周年農業モデルを確立しまして、農業所得1,000万円を超える農業者をより多く育てていくことが大事であると考えております。そのために、稲作作業終了後の11月中旬からの収穫作業となる啓翁桜の生産振興は、今後の本町の農業の核と考えておりました。昨年度から啓翁桜の販売額1億円を目指し、国・県の協力を得ながら生産組合、JAさがえ西村山農協とともに、啓翁桜による大規模園芸団地化計画を策定しまして、その計画に基づき町を代表する農業生産物にしてまいりたいと考えております。

本年度の整備状況は、海味団地に3.3ヘクタールの造成工事、吉川団地は来年度工事に向

けて測量設計を実施しておりまして、平成36年度には栽培面積38.5ヘクタール、生産本数77万本、生産額1億円を目指しております。

また、冬期間の出荷作物としまして、スノーボールやナナカマドなどの花木につきましても市場の評価は大変高く、今後、さらに生産の拡大支援を行ってまいります。

ソバにつきましては、転作作物として現在約65ヘクタールの栽培面積となっております、町そば生産組合と町内製麺所との連携により、品質向上と生産振興に取り組んでおるところであります。今年度の数量は昨年よりも改善されまして、約20トンの収穫量となっております。しかし、まだ土壌の改良の問題など多くの課題がありますが、農業生産物の生産から加工・販売までと、まさに本町が目指す6次産業化の重要農産物として位置づけておりまして、今後ともしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

また、山菜、キノコの生産量の減少が懸念される中、国の山村活性化支援交付金による町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクトを実施いたしておりまして、山菜、キノコの持続可能な生産体制の確立を目指しております。

さらに、西川牛など畜産の担い手生産性向上対策や堆肥活用による耕畜連携を図り、農産物生産向上にも努めてまいりたいと考えておりまして、今後、町内にある畜産業者を中心に、地元農業関係者、JAさがえ西村山農協、県、農業共済組合及び町による西川町畜産クラスター協議会を立ち上げ、今後の畜産振興に寄与してまいりたいと考えております。

このように、町内の農業者や農業関係団体などが実施する農業振興に対し、町といたしましてもしっかりと支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） ただいま町長さんから詳しく説明をお聞きしまして、町の農業については展望が見えているところではありますが、まず、主力品目の米とソバについてお尋ねをいたします。

ふるさと納税の中におきまして、お米は人気の品目と聞いておりますが、町内にはJAを初め米月山ほか、個人の商店など取り扱い業者さんがいるわけですが、仕入れ、発送につきまして、米の取り扱い状況などを含みまして、全員の業者がそれに携わることができるというふうな仕組みになっていきますかお尋ねをいたします。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 米の取り扱いに対しまして町内の状況というようなことでございます。

詳しい状況につきましては、よく把握はしていないわけですが、ご承知のとおり本町の米の生産面積につきましては180ヘクタールほどございます。その中で農協に出荷をしているのが大半でございまして、そこからそれぞれの販売店、米月山とかそういうところにつきましてはそのルートを通しまして販売をしておるところでございます。さらには、その他町内の米業者さんもございますので、その業者さんにつきましては直接農家からの買い入れや、自己生産もしていっしょにいますけれども、そのような中で販売をしているというようなこととなります。

数量につきましては、ただいま手元に持っておりませんのでお答えはできませんが、そのような流れの中で販売をさせていただいているというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

伊藤議長 ふるさと納税の米については土田政策推進課長。

土田政策推進課長 ふるさと納税の返礼品というふうなものでございますが、米につきましては、今、産業振興課長からもありましたとおり、米月山からというふうなことで全て対応をさせていただいております。

なお、米月山のほうは先ほど説明にあったとおり、町内産の米のみの返礼となっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番(大泉奈美議員) 町は地域循環型まちづくりということで、農業についてのそういった米の品目についても推進しているわけです。ですので、ほかにも町内の業者さんがいるのであれば、振り分けるといいですか、そういった形で、商工業者といいですか、そういった方たちも潤えるといいかなというふうに考えているところです。

続きましてソバについてですが、先ほど詳しく収量、町内での作付面積などご説明はいただきましたが、製麺所さんにそのソバを卸すという形になっていますが、実際そば粉という形、そばにして食べるという形で、具体的に町内の飲食店で西川町産のそば粉を使ったそばを食べられるというお店はあるのかなというふうに思いますが、そのことについてお伺いをします。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 西川町産のそばが町内の飲食店で食べられるかというようなことでございます。

まず、先ほど生産トン数等もお話をさせていただきましたが、実際に町内製麺所の必要な

ソバの生産量にはまだ至っていないわけです。それに向けてぜひその町内の農家、そば生産組合の方が、その生産量を西川町産で全て賄えるようなと、なかなかいきませんが、それに向けて今頑張っているところです。

町内でそのそば粉を、町内の手打ちのそば屋さんというようなことにおきましては、まだまだやっぱり町内のおそば屋さん自身が自分の手打ちのそばを自分で、西川町産ということではなくて、これまで使ってきたというようなことも含めてやっておりますので、やっぱり自分が使いたいそば粉というようなところもございますので、手打ちそばの中で、今、どこが使っているところについてはございません。

ただ、町内製麺所で行っております、はっきり申し上げて月山山菜そばでございますね、それにつきましては町内産のそばで何とか提供したいということから、製麺所で製麺したそばを町内産ということで、特に新そばの時期になりまして、月山山菜そば組合の方が町内産のそばというようなことを出しながら、食べさせているというようなこともしているところがございますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 今、やはりほかの市町村、大石田とか尾花沢など、そば街道という形で売り出してありまして、西川町の手打ちそば並びにそばも非常に好評なのかなというふうに考えております。ほかから来たお客様に、これは西川町でつくられた、大井沢でつくられたそば粉ですよというふうに、はっきりと言える形になっていけば、それも西川ブランドではないですが、総合的にはそういった形で、町民みんなが、あそこでは西川のそば粉を使っているんだよというふうに、ほかの方にお話ができるのではないかなというふうに考えたところです。

なかなかことは天候に恵まれず、ソバの収量も少なかったというふうに聞いておりますが、今後も西川町産そば粉をここで食べられますというふうに、みんなに宣伝できるようにしていただけたらというふうに思います。

続いては啓翁桜についてですが、担当課のご努力でこのたびの定例会は、私もですが、スカーフ、男性の方はネクタイを着用しての啓翁桜議会としてマスコミにも取り上げていただき、また広報紙モリバーにも掲載され、今後の啓翁桜産業について大きく期待するところでございます。先ほどもお話がありましたように、今後、園地拡大、担い手確保を推進する上で、次の3点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1つ目ですが、栽培条件なんです、降雪量、日照時間、日当たり、例えば南向き

がいいですよとか、北向きはだめだなとかそういったことですがけれども、町内どこの地域でも栽培は可能ですかということが1点。

2つ目は、大体西川町は専業農家は少なく、兼業農家の方が多いかと思います。そこで、直売所などで販売するために個人での栽培などは可能でしょうかということが2つ目です。

3つ目は、新規就農者を育てるために、短期間お試し体験企画などはありますでしょうか。

以上3点について、わかる範囲で結構ですので、お聞きいたします。

伊藤議長 答弁は工藤産業振興課長。

工藤産業振興課長 まず、啓翁桜の栽培条件といいますが、日照時間、場所というようなところでございます。

まずは、このたびの啓翁桜の産地として、まず今考えさせていただいているのは、西川町でいえば吉川・海味で東部地区になります。これにつきましては、やはり雪が余りにも多くなると冬期間ちょっと倒れてしまうというようなこともございまして、やはり東部地区、吉川・海味というようなことでさせていただいております。

このたび園芸団地化の計画をさせていただいておりますが、1つには大体5キロ圏内というようなことで、そこで販売額1億円というようなことで県のほうでも定めております。その関係から基本的な範囲としましては、今申し上げた範囲の中で1億円を目指すというようなことでさせていただいておりますので、よろしくご理解をいただければなというふうに思っております。

さらには兼業農家がといいますが、個人で栽培して、それを販売することは可能なのかというようなことでございます。

やり方によっては、今、園地を拡大しておりますので、ぜひ私がやりたいというようなことがあればそれは可能であるかなとは思いますが、先ほど町長からの答弁ありましたとおり、町の啓翁桜が周年農業の一つの目玉として冬期間というようなことでございます。したがって、1,000万の農業所得にするためには、やはり一人が2町歩ほど持たなければ、大体年間、今のところの計算で概算でございますが2町歩ぐらいですと年間の、毎年2町歩を全部切るのではなく3年にわたって切って、それを生産いたしていくと大体500万程度なのかなというように見ております。そのぐらいまでやっぱり持たないと、そのぐらいの収穫が得られないというようなことでございますし、さらには芽吹きをさせるに当たっても、今、農協の加温施設がございしますが、そこで一旦風呂に入れて、そして春ですよというようなことをお知らせしながら、さらには一定の栽培の方法もございしますので、兼業でやれるかと言わ

ればやれないことはないということでございますが、今申し上げました観点からすれば、やっぱりしっかりとした專業にさせていただいたほうがいいのかなというふうに思っているところでございます。

新規就農者の短期間の体験、お試しというようなことでございます。

ただいま実施しております。新規就農者になりたいという方が、今、切り出し作業をしながら、そういうお試しといたしますか、やっておりますし、どんどんやりたいという方の声が徐々に新規就農の中にも出ておりますので、体験していただきながら次世代を担っていただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番(大泉奈美議員) ただいまご説明をいただきまして、啓翁桜大体2ヘクタールということで、なかなかそういった形になりますと、本当に專業というか、仕事をやめてしなければいけない、ただ、なかなか現実的には生活もあるということで、兼業といった形になるかと思ひます。これから定年を迎える、ただ、国の雇用の状況から考えれば65歳定年、さらに70歳定年というふうな方向にしているところではあります、定年した後もこういった形で少しずつ植えながら、だんだんうまくいってきたから広げていこうかなという方たちに対しても何らかの対応があれば、もっとやはり広がっていくのかなというふうに考えたところでございます。

啓翁桜、今から1億円を目標にやっているわけではございますし、担当課のほうもいろいろ考えて作戦を練っているのかなとは思ひますが、やはり園地拡大と同時に次の一手といたしますか、例えば福島県の花見山のように、インスタグラムで写真を撮って全世界に発信しよう、観光に来てもらおうということとか、あとは啓翁桜の花が咲いたらミツバチを飛ばして養蜂家を育て、啓翁桜蜂蜜を売ろうとか、あとは今回マスコミなどで取り上げていただきまして、このスカーフ、ネクタイ、これを見た方がやはり自分も欲しいなという方は当然私はいらっしゃるかと思ひます。ですので、こういった形の関連商品の販売などこういったことも、啓翁桜の生産、それはもちろんではあります、これに付随した観光やら商品の販売を進めていただけて、次の世代につなげていけるような夢のある施策を期待したいなというふうに思うところですが、こういったことについてちょっとお考えをお聞ひしたいんですが、お願ひします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 大変夢のあるご意見でありまして、まさにそのとおりでありまして、単品だけではなくていろんなものに波及させて、そして経済効果を生むというのが、今、町が進めています総合産業でありまして、ですから、啓翁桜を中心と申しますか、それを素材にしまして商業やら観光やらそういったものを含めて、全体的な産業に伸ばせればと思っていますんで、議員のご意見をお伺いしまして、今後の参考にさせていただきたいと思っていますんで、よろしくをお願いします。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 続きまして2番目の質問に移らせていただきます。

町の森林資源を活用し、収益が上げられる施策を考えているのか、また森林帳簿による施業履歴や所有者情報の整理は行われているのか、お伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 森林資源を活用し、収益が上げられる施策についてであります。さらには森林簿等の施業履歴や所有者情報の整理についてであります。戦後造成されました人工林の過半数が本格的な利用期を迎えておりまして、この豊富な森林資源を有効に活用しまして循環的な利用を推進することにより、林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮を図ることが重要となってきております。

国では、今年度抜本的な林業改革の内容を固めまして、林業については市町村を介して森林所有者の経営管理権を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、平成31年度から交付されます森林環境税も活用しまして、経済ベースにのらない森林等について市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築することとしております。また、新システムを構築する地域を中心に、路網整備の重点化、川上と川下の連携強化によります木材流通コストの削減、木材需要の拡大等を進めることといたしております。

このように、国の政策が大きく転換される中において、本町の森林面積3万5,302ヘクタールのうち民有林面積1万2,767ヘクタールで、その中でも人工林面積が5,094ヘクタールでありまして、針葉樹の蓄積量につきましても195万立方メートルと村山管内でも最大の生産地となっております。本町の森林の整備についても積極的に実施しているところであります。

平成29年度実施事業を申し上げますと、やまがた緑環境税による管理放棄された里山林のうち、保全上重要な森林の公益的機能を回復する森林環境緊急保全対策事業につきましても、83.1ヘクタール、森林作業道1,154メートルを整備いたしております。

また、森林施業支援事業につきましても、再造林3ヘクタール、下刈り18.4ヘクタール、

除伐13.3ヘクタール、間伐62ヘクタール、枝打ち41.5ヘクタール、合計139.3ヘクタールの整備、作業道は2,273メートルの整備を行っております。本町では再造林を積極的に実施いたしているところあります。

さらには合板・製材生産性強化対策事業として実施しております間伐及び路網整備につきましては、47.7ヘクタール、作業道3,011メートルの整備を図っております。

また、今年度から実施いたしました町単間伐事業についても、町内2地区6.12ヘクタール、作業道延長1,274メートルが整備されております。

このように、森林の整備を積極的に図りながら、施業に必要な費用は間伐材の売り上げで補填し、地元森林所有者への負担をできるだけ生じないように配慮しながら、経費を超えた売上金は森林所有者に還元しているところであります。

また、森林の所有者情報等の整備についてであります。国では森林所有者の世代交代、木材価格の低迷などによって森林経営の意欲が低下している中で、森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界の不明確な森林が増加していることを懸念しておりまして、そのような中で、これまでの森林の土地所有者、所在、境界に関する情報については、法務局、地方自治体、森林組合等がそれぞれに所有しているものの、情報の種類、量、公表の有無等については統一的にまとまった形で整備されておりました。そのため、国では平成28年5月に森林法を一部改正して、林地台帳制度を創設いたしました。これにより各市町村に全国統一基準に基づき、森林所有者や林地の境界に関する情報等の整備を義務づけ、平成31年4月1日から、公表しなければならないことになりました。

本町の整備状況につきましては、県内でもいち早く整備が終了いたしておりまして、来年度の公表が可能となっているところであります。

以上であります。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） ただいま町長のほうから詳しく説明をしていただきました。

ただ、これを聞いて理解する町民の方が、じゃ具体的にここはどうなんだとか、例えば名義が三代前になっているんだけれどもどうしたらいいんだろうとか、そういった恐らく相談事が出てくるかなというふうに思います。それについて、やはり今でもほかの課、要は職員の方ですが、担当課などは、国道を通りますと遅くまで電気がついております。今の仕事でも忙しいのに、これからさらにこの制度がふえたことによって職員は大変だと、要は現場対応をして、その後事務作業、そういった形になりますと組織的にも非常に大変な部分が

出てくると思います。その中で、やはり町民が新たな制度や素朴な疑問点などの相談ができる、例えば専任の森林アドバイザーのような方がいてくれたら、役場のあそこに行くとも何でも聞いてもらえるというところがあれば、町民としては安心できるのかなというふうに考えますが、その点について町長のご意見をお伺いいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、森林の所有形態につきまして、先ほど申し上げましたとおりでありまして、特に個人所有の森林につきましては、もう既に西川町では国土調査を、地籍調査は全て完了しておりまして、それぞれの各農家に、個人において、田んぼも畑もそうですが、森林も全て境界はそれぞれを個人で境界立ち会いをして確認しているはずでありますので、わからないというはずはないと思います。

ただ、町営地の貸し付け地ではありますが、要するに区有林の貸し付け地においては、これは町営地一本で調査になっておりますので、その中の細分化されたものについては町では不明な点があると。ただ、その点につきましては、森林組合が全て押さえておりますので、何かもしあれば、いろんな制度もそうですが、森林組合が中心となって、今、森林関係の整備等も含めてやっておりますので、それらと町のほうと一緒に今やっておりますので、ただ、制度改正ごとにそういった事務量の変化があるんじゃないかということではありますが、それは町の役場の中での事務改善等も含めてやられますので、まずご心配のないようお願いしたいと思います。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 今、町長から力強いお言葉を聞きまして、やはり森林に興味を持っているのは、恐らく70代から80代の方かなというふうに思います。そういった方、もし、こういう問い合わせがあれば、丁寧にお答えいただければなというふうによろしく願います。

続きまして3番についてですが、町の交流人口をふやす意味において、商工観光課並びに月山朝日観光協会は重要な役割を果たしています。ライフスタイル型観光事業で、ことし8月に行われました六十里越街道トレイルランニング、通称「ろくトレ」について、町内への経済効果と来年以降も継続して行われるのかについてお伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 「ろくトレ」で略称されます今回行われました六十里越街道トレイルランニング大会につきましては、本道寺から湯殿山神社本宮を經由しまして、鶴岡市の櫛引町の松根に

至る42キロの、いにしへの古道六十里越街道を舞台に8月19日に開催されたものであります。

この大会は山形県知事が会長を務めております。そして本町を含む関係首長等が副会長となる出羽三山「生まれ変わりの旅」推進協議会が主催しまして、本町の六十里越街道保存推進委員会が競技委員会を構成しまして、文化庁の日本遺産や出羽の古道六十里越街道会議からの補助を受けて実施されたものであります。

大会当日は、残暑厳しい時期にもかかわらず、東北六県や関東方面を主に、北は北海道、南は福岡県まで選手202名が参加されまして、神聖な出羽三山の霊気が漂う樹林を全員が無事に駆け抜けました。町といたしましても、主催団体の副会長として、また競技委員会の事務局として複数の課がかかわっていることから、主体的な支援体制をとってまいりましたが、国・県の関係公所を初め、町内の関係する各団体、個人の方々にも積極的なご協力をいただきましたことに敬意と感謝を申し上げます。

さて、ご質問の「ろくトレ」の町内の経済効果と、来年以降の継続についてであります。今後開催されます出羽の古道六十里越街道会議や六十里越街道保存推進委員会において初めて開催されました今大会が、町内へ及ぼした経済効果を含めて検証されるとともに次年度の開催についても検討されるものと考えておるところであります。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） せっかくの企画でございます。インターネットなどで見ましても、参加者の感想は続けてほしいなどの好意見があったようではございますが、やはり町内に宿泊をしていただくとか、町内で食事をしていただくとか、経済効果を狙った形で進めていっていったらいいなというふうに思います。

また、「ろくトレ」の事務局でありました観光協会についてですが、昨年4月から新しく専務さんを迎えて機能強化されていると思われませんが、今後の組織のあり方、例えば自立化とか、前から私も観光案内所などにおりまして、もっと動きやすくなるのではないかなどのご意見がありましたが、今そんなお考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、観光協会の自立、そして法人化等につきましては、これは以前からの懸案事項でありまして、早目に自立化させて法人化したいというのが町の方針でありまして、これまでもいろんな検討会を重ねながら、その方策について研究をしてきた経過がございます。県外のそういった自主自立、そして法人化になっている観光協会の視察やらも含めて行ってきまして、そしてさらにこの町の中でも、現在、商工観光と観光協会が一緒になっておりま

すんで、その事務の振り分け、こういったものをやりながら、今後、自立化した場合はどういった形での組織運営をするべきかという研究までもしたんですが、なかなか観光協会と町との意見が、本当は同じなんですが、なかなか踏み出せなかったというような点がござい
ます。それはやっぱり財政的な意味であります。財政的な意味もありまして、特に法人化すればそれなりの財政基盤がなければだめでありますんで、そのために観光業をどうするかと、そういったものを含めてこれまで検討しておりますんで、これは拙速にやるべき問題ではありませんので、まず環境をきちっと整えて、そして観光関係者の皆さんの理解も得ながらでないと、観光協会の会費ばり高くなつたと言われます。そういった意味でも非常に難しい問題でありますんで、その辺は、今考えているところでは、まずは自立化したいというのが、これはまず現在の考えであります。そのために専務を配置したということでもありますんで、よろしく申し上げます。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 観光につきましては、交流人口100万人を目指している西川町にとって重要なところでございますので、商工観光課、観光協会、さらなる強化をされまして、期待をしているところです。

続きまして4番目についてです。まとめの質問になりますが、総合産業を推進することによって、農業、林業、商工観光業にもかかわっていない業種、つまりはサラリーマンなどの方にとってどんな利点、つまり本町に住む優位性、住んでよかった、メリットがあるとお考えになりますかということと、企業誘致も難しい中、総合産業に携わり収益が上がれば一般財源もふえ、福祉や教育面もさらなる充実が期待でき、定住人口増加も見込めると思われます。後期基本計画に大きな期待を込めまして、町長のお考えを伺い、質問を終わらせていただきます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、総合産業とはどういうものかということをご理解をお願いしたいと思っておりますが、産業、1次産業、2次産業それぞれございますが、国の産業構造につきましてもそういった分類がなされて、そして町に来れば町の機関、要するに農協、商工会、観光協会、それぞれがばらばらと申しますか、それぞれの方針を立て、目指して、事業を推進してきたわけでありまして、それぞれの関係性をいかに持つかということが非常に重要でありまして、特に農業と観光がどうつながるんだとか、そういったこれまでの懸念があつて、観光にだけなぜ金を使うんだというような、そういったこともちまたではあつたわけでありまして、そ

うではなくて、観光を利用して、農業と関連して、農業の農産物をどういうふうに売るかとか、そして農業の農産物を観光の料理に使ってもらうとか、そういった意味で、それぞれの産業が少なからずあらゆる面につながっているわけでありまして。そのつながりをお互いが認識し合って、そしてお互いの事業を支援し合いながら、そして付加価値をつけながらやるというのがこの総合産業でありますんで、特に行政面ではそれぞれ縦割り行政と言われるように、なかなかそれぞれの産業間の調整がいかなかった場合もあったわけでありまして、そういった不都合な面をなくして、それぞれが、みんなが一緒になってやろうと。ですから、先ほどありますように、農業に関係ない人が、違った面での収入がどうあるのかとか、そういうのではなくて、農業なら農業を利用して自分たちの産業を関連付けて、そこに付加価値をつけて収入とすること、そういったことでありますんで、総合産業というのは、町内全員がかかわるといような、そういったことでありますんで、そういうご理解をお願いしたいと思っております。

ただ、今、国が進めています6次産業であります、6次産業と総合産業、これはまた違ってありますんで、今申し上げましたように、総合産業は全ての産業がかかわり合うところが6次産業は一つの製品、農産物なら農産物で結構であります、それに付加価値をつけて、そして収入を得ると。そういった面での横と縦のつながりの関係が若干違うところがありますんで、そういうふうに理解していただきたいと思っております。ですから、決して農業に力を入れれば観光業者にその利益の配分がならないというわけではなくて、そこをいかにつなぐかということでありまして、全ての人間がかかわって収益を上げる、これが総合産業でありますんでよろしく申し上げます。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 鶴岡市の温泉施設においてレジオネラ症が発症しました。当町の施設の安全対策と施設メンテナンスについてお伺いをいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 今ありましたように、町内温泉の安全性と機能強化であります、まずはレジオネラ菌等ではありますが、町内温泉施設のレジオネラ症に対する安全対策並びに施設のメンテナンスについてであります、議員ご指摘のとおり、ことしの8月末に鶴岡市内の温泉施設で70代男性一人がレジオネラ症を発症したとの報道がされましたが、そのため本町施設の水沢温泉館及び大井沢温泉館については、指定管理者であります西川町総合開発株式会社に対し、適正な管理状況について再度確認を行っております。

当温泉施設のレジオネラ菌の対応につきましては、厚生労働省が定めます循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルや村山保健所等の指導に基づき実施しているところがあります。具体的には、毎日、温泉閉館後には完全排水を行い、浴室、浴槽、脱衣所、トイレ等の清掃及び洗浄を行っておりまして、また月1回の定休日には、専門業者による浴室、浴槽、脱衣所、和室等の清掃及び洗浄、消毒を実施しております。さらには営業時間内の点検、見回りを行い、各施設の清掃実施を徹底、そしてレジオネラ属菌の消毒の遊離残留塩素濃度を維持できるよう、定期的な測定を実施するなど適正な衛生管理を実施しているところでもあります。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 毎日の掃除とか、お湯を流して洗うという作業を続けているわけですが、特に水沢温泉館につきましては、平成11年に開業し、木材をふんだんに使った入浴施設になっておりまして、私も時々施設のほうを利用しますが、やはり柱の壁が黒くなって、衛生面から、何か汚いなという言い方は大変失礼なんですけど、衛生上本当に大丈夫なんだろうかというふうに思われるところがありまして、海味温泉も浴室のリニューアル化をしておるわけですが、水沢温泉も大体20年近くなるころでありますので、ぜひ衛生面から考えて、浴室のリニューアル化というのを考えていただきたいなというふうに思います。

あと、2番も一緒にご質問をさせていただきますが、ただいま、私、水沢温泉の話をしましたけど、その温泉の役割についてお伺いしますが、私は、カラオケ、トレーニング施設等の機能強化を進め、セールスポイントとして利用拡大を目指し、また福祉政策の面から歌が歌える元気な高齢者をふやし、近年はストレスから来る病気の発症が多くなってきているとお聞きしますところから、町民の健康を守るためにも、そのストレスを発散できる場所としてカラオケ、トレーニング施設などを整備しまして、一緒にご提案をしながら進めていっていただきたいなということで、町長にご意見をお伺いいたします。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 水沢温泉のリニューアル、要するに内部改装でありますけど、これについては今現在そういった計画はございませんが、ただ、調査をやりながらと思っています。

ただ、水沢温泉の場合、前々から申し上げていますように、ボイラーがそろそろ時期かなというような、そういったことも念頭に置いておりまして、それも含めて今後の改善策をと思っております。

さて、水沢温泉の役割についてでありますけど、これまで水沢温泉を含めた町内温泉施設の

活用につきましては、議員ご指摘のとおり、高齢者の憩いの場としての活用のほか、町民健康温泉の日としまして、二十四節気と毎月26日、ふろの日の入浴料を町民の方は無料としまして、心身の健康増進及び町民同士の交流を図ることができるよう、事業を実施しているところであります。

温泉施設を活用しました健康づくり事業につきましては、温泉療法医である町の病院の副院長による健康教室の開催や、各地区が主体となったミニデイサービスは毎月のように開催されておりまして、保健師による健康体操や健康相談などを実施しているところであります。

ご提案いただきましたカラオケ、トレーニング施設等の機能強化であります。公衆温泉施設である性格上、一般のお客様のご利用もあることから、まず現在の大広間や小部屋棟の改修やスタッフの配置などが必要となることが想定されまして、まだ十分な検討が必要であると考えております。町民の健康寿命を延ばすための健康づくり事業は大変重要でありまして、温泉施設を活用した事業につきましては、今後、さらに内容も充実しながら、継続して実施いたしてまいりたいと思っております。

以上です。

伊藤議長 1番、大泉奈美議員。

1番（大泉奈美議員） 私も水沢温泉には開業から5年ほど勤務をいたしました。当時から近隣の温泉入浴施設、入浴者数だけで経営ができていたわけではありません。もちろん入浴者数をふやし、加えて、来ていただけるお客様に食べたり飲んだり、買い物をしてもらうなど、やっぱりさまざまな仕掛けをして売り上げを上げていくのが重要になると思われまして。しかしながら、やはり町民の健康を一番に考えていただき、これから迎える寒い冬を乗り切るためにも、安心・安全で有意義な時間を過ごせる施設として期待を込めまして、最後の質問になりますが、町長のお考えをちょっと伺いをしまして、質問を終わらせていただきます。

伊藤議長 答弁は小川町長。

小川町長 まず、温泉館の整備につきましては、これは町の中心的な施設、要するに産業も含めて、ここを起点として西川町のいろんな町民の皆さんの憩いの場であったり、そういったものを含めて、ここに建設したと思っております。まずは町民の皆さんの利用が一番だと思っております。そういった意味では接遇に対するいろんな皆さんのご意見などありますが、そういったものを含めて今後改善して、よりよく、言ってみれば大江町のようにカラオケの部屋があるとか、そういったところもあります。そういったところもあればい

いというような意見は大変ございますが、そういったもの含めてであります、さらなる皆
さんのご意見を伺いながら、そして先ほど言いましたように、ボイラーの交換等も含めて今
後の大きな課題も残っております、それを含めて、今後対応したいと思っております、
よろしく申し上げます。

伊藤議長 以上で、1番、大泉奈美議員の一般質問を終わります。

散会の宣告

伊藤議長 これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

平成30年第4回西川町議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年12月7日(金)午前9時30分開議

日程第 1 条例案・補正予算案の審議・採決

議第55号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議第56号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第59号 西川町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第60号 平成30年度西川町一般会計補正予算(第6号)

議第61号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第62号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第63号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 2 報告第10号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 3 請願の審査報告

日程第 4 議員派遣について

日程第 5 閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 6 意見書の提出について

発議第 5号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書

出席議員（10名）

1番	大泉奈美	議員	2番	大江広康	議員
3番	佐藤耕二	議員	4番	飯野咲子	議員
5番	佐藤幸吉	議員	6番	奥山敏行	議員
7番	青山知教	議員	8番	宮林昌弘	議員
9番	古澤俊一	議員	10番	伊藤哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	土田伸	君	町民税務課長	飯野勇	君
健康福祉課長	奥山純二	君	産業振興課長	工藤信彦	君
農業委員会 事務局 長	荒木俊夫	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	伊藤潔	君	会計管理者 兼 出納室長	松田真知子	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	片倉正幸	君	監査委員	高橋將	君

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

開議 午前 9時30分

開議の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

条例案・補正予算案の審議・採決

伊藤議長 日程第1、これより条例案・補正予算案の審議・採決を行います。

議第55号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第55号 西川町町税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本改正条例は、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、消費税10%の引き上げ時である平成31年10月1日に、これまでの自動車取得税が廃止され、新たに自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が新設されるため、これまでの軽自動車税は軽自動車税種別割となりまして、軽自動車税の税目は環境性能割と種別割に整理されることから、町税条例の一部を改正し規定の整備を図るものであります。

なお、軽自動車税環境性能割の課税徴収に当たっては、当分の間県知事が行うこととなっております。

それでは、新旧対照表にて進めさせていただきます。

1ページをごらんください。

第8条であります。納税証明事項に係る規定の改正でありまして、さきに申し上げました地方税法の改正によりまして軽自動車税に環境性能割が新設され、現行の軽自動車税の名称が種別割に定義され2種類となったことによる条文の整備を図るものであります。

第9条の2は延滞金の規定で、法改正に合わせまして規定条文の整備を図るものでございます。

2ページをごらんください。

第64条第1項は、軽自動車税の納税義務者を取得者に、環境性能割をその所有者に種別割を課する規定であります。

第2項は、本来の事業に用いる日本赤十字社を含まないとする規定の整備でございます。

第3項は、軽自動車税が種別割に定義されたことによる規定の整備を図るものであります。

3ページをごらんください。

第65条は、軽自動車税のみならず課税に係る規定を追加するものであります。

第65条の2は現行の第64条の2を新たにしたもので、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲を第1号から第5号までとする規定であります。

4ページのほうをごらんください。

第65条の3は現行第65条を新たにしたもので、商品等の軽自動車について課税を免除する規定であります。

第65条の4は、環境性能割の課税表示に係る規定を追加するものであります。

第65条の5は環境性能割の税率に係る規定を追加するもので、第1号については平成30年燃費基準達成車は1%、第2号においては平成27年燃費基準達成車を2%、第3号はそれ以外の三輪以上の軽自動車は3%の税率とするものでございます。

第65条の6は、環境性能割の徴収方法の規定の追加であります。

第65条の7は、環境性能割申告納付に係る規定を追加するものであります。

5ページのほうをごらんください。

第65条の8は環境性能割に係る申告等に関する過料の規制の追加、第65条の9は環境性能割の減免の新設に係る規定を追加するものであります。

5ページの下段から10ページのほうにかけまして、第65条から第72条につきましては規定の趣旨に変更はございませんけれども、軽自動車税環境性能割の新設に伴い、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されたことによる条文等の規定の整備を図るものでございます。

5ページ第66条は税率につきまして、6ページ第67条は賦課期日及び納期、第68条は徴収

の方法、第69条は申告または報告について、7ページに入りまして第70条は不申告等に関する過料、第71条は減免について、8ページ、第71条の2は身体障害者に対する減免について、9ページ、第72条は標識の交付等に関するものの名称変更されたことによる条文等の整備であります。

10ページのほうをごらんください。

条例附則の改正でございます。

条例附則第12条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間県知事が行うこととされたことによる規定の追加でございます。

附則第12条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免について、県知事が軽自動車税の環境性能割を減免する軽自動車に相当するものとして、三輪以上の軽自動車に対して減免することとされたことによる規定の整備であります。

附則第12条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告納付の受付等について、当分の間県知事が行うこととされたことによる規定の追加でございます。

附則第12条の5は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に要する経費を町が県に交付するとされたことによる規定の追加でございます。

附則第12条の6は、本則第65条の5で規定いたしました軽自動車税の環境性能割の税率を、営業用のものについては当分の間、第1号の税率を1%を0.5%に、第2号、2%を1%に、第3号、3%を2%とし、同条第2項では自家用のものについても第3号、3%を2%とする税率の特例規定の追加であります。

附則第13号は、グリーン化特例に係る規定における名称変更ほかの改正であります。

議案書のほうにお戻りいただき、改正附則をごらんください。

改正附則第1条、施行期日の平成31年10月1日は消費税10%への引き上げ期日に対応するものでございます。

同第2条は、軽自動車税の環境性能割の施行期日後に取得されたものに対する、適用する規定であり、第3号は、軽自動車税の種別割について平成32年度分から適用する経過措置をそれぞれ規定したものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 消費税が10%になりましたら、自動車所得税から種別割と環境性能割になるというようなことをございまして、種別割は大体どういう車種かわかりますけれども、環境性能割の車種というのは具体的にどういうものか、説明をお願いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は飯野町民税務課長。

飯野町民税務課長 環境性能割のものにつきましては、これまでの軽自動車税というようなことで、自家用車の通常の軽自動車とあとは営業用のバンのようなものと、これまで取得税となっていたものが今度町のほうの環境性能割というようなことで入ってくるというものでございます。

伊藤議長 ほかに質疑ありませんか。

4番、飯野咲子議員。

4番（飯野咲子議員） 本当に消費税が来年の10月から10%になるということで、今、国民も小さな業者の人も大変混乱しているんですけども、そういうことにつきまして町ではそういう声をどのようにお聞きでしょうか。

伊藤議長 条例に関したことでないもので、それは受け付けません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第55号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第56号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第56号 西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例は次の議案、議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中にもありますが、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の勤勉手当の改正並びに期末手当の支給月数の平準化に伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当並びに議員の期末手当の支給月数を改正するとともに、6月期、12月期の期末手当の支給月数の平準化を図るため改正しようとするものであります。

お手元の議案書並びに新旧対照表の15ページをごらんいただきたいと存じます。

新旧対照表の15ページ、見出しが期末手当となっております第4条第2項につきましては、町長、副町長及び教育長の期末手当について、12月期の支給月数を、100分の162.5から100分の167.5に改め、100分の5引き上げるものであります。

続きまして、見出しが議員の期末手当となっております第5条の5第2項につきましては、議員の期末手当について、町長と常勤の特別職の職員と同様に、12月期の支給月数を100分の162.5から100分の167.5に改め、100分の5引き上げるものであります。

議案書をごらんください。ただいまご説明を申し上げましたのが改正条例の第1条でありまして、末尾のほうに附則の規定がございますけれども、この附則第2項のとおり、第1条の規定は平成30年4月1日から適用するものであります。加えて、附則第3項のとおり、これまで支給されました給与については内払いとみなすものであります。

再び新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

新旧対照表の16ページ、見出しが期末手当となっております第4条第2項につきましては、町長、副町長及び教育長の期末手当について、6月期の支給月数を100分の152.5から100分の160に、12月期の支給月数を100分の167.5から100分の160にそれぞれ改め、支給月数の平準化を図るものであります。

続きまして、見出しが議員の期末手当となっております第5条の5第2項につきましては、議員の期末手当について町長と常勤の特別職の職員と同様に、6月期の支給月数を100分の152.5から100分の160に、12月期の支給月数を100分の167.5から100分の160にそれぞれ改め、支給月数の平準化を図るものであります。

再び議案書をごらんください。ただいまご説明を申し上げましたのが第2条でありまして、末尾の附則第1項のただし書き以降のとおり、平成31年4月1日から第2項については施行するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第56号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第57号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例は人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員等の初任給調整手当、宿日直手当、勤勉手当、給与、管理職手当、期末手当を改正しようとするものであります。

お手元の議案書並びに新旧対照表の17ページをごらんいただきたいと存じます。

新旧対照表の17ページ、見出しが初任給調整手当となっております第11条につきましては、医師等の初任給調整手当について、現行41万4,300円を41万4,800円に、現行5万700円を5万800円にそれぞれ改めるものであります。

続きまして、見出しが宿日直手当となっております第24条につきましては、職員の宿日直手当について、その業務ごとに現行4,200円を4,400円に、現行2万円を2万1,000円に、現行7,200円を7,400円に、18ページをお開きいただきまして、現行6,300円を6,600円に、現行3万円を3万1,500円に、現行1万800円を1万1,100円にそれぞれ改めるものであります。

続きまして、見出しが勤勉手当となっております第26条につきましては、職員の勤勉手当について再任用職員以外の職員にあっては現行100分の87.5を、6月期は100分の87.5に、12

月期は100分の92.5に、再任用職員にあっては現行100分の42.5を6月期は100分の42.5に、12月期は100分の47.5にそれぞれ改め、100分の5引き上げるものであります。

続きまして、別表第1、行政職給料表25ページをお開きいただきまして、別表第2、医療職給料表につきましては、職員の給料について改正し、初任給1,500円、若年層1,000円程度、その他200円、管理職層100円を基本にそれぞれ引き上げるものであります。

議案書をごらんいただきたいと存じます。

ただいまご説明を申し上げましたのが、改正条例の第1条でありまして末尾のほうに附則の規定がございますが、この附則第2項のとおり平成30年4月1日から適用するものであります。加えて、附則第3項のとおり、これまで支給された給与については内払いとみなすものであります。

再び新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

新旧対照表の46ページ、見出しが管理職手当となっております第12条につきましては、管理職の職員の管理職手当について、現行の支給割合を支給月額に乗じて得た額を定額に改めるものであります。

続いて、見出しが期末手当となっております第25条につきましては、職員の期末手当について、再任用職員以外の職員にあっては6月期の支給月数を100分の120から100分の127.5に、12月期の支給月数を100分の135から100分の127.5に、再任用職員にあっては6月期の支給月数を100分の65から100分の70に、12月期の支給月数を100分の75から100分の70にそれぞれ改め、支給月数の平準化を図るものであります。

続きまして、見出しが勤勉手当となっております第26条につきましては、職員の勤勉手当について、再任用職員以外の職員にあっては6月期の支給月数を100分の87.5から100分の90に、12月期の支給月数を100分の92.5から100分の90に、再任用職員にあっては6月期の支給月数を100分の42.5から100分の45に、12月期の支給月数を100分の47.5から100分の45にそれぞれ改め、支給月数の平準化を図るものであります。

再び議案書をごらんいただきたいと存じます。ただいまご説明を申し上げましたのが改正条例の第2条でありまして、附則第1項のただし書き以降のとおり平成31年4月1日から施行するものであります。附則の第4項につきましては、規則への委任規定であります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第57号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

片倉生涯学習課長。

〔生涯学習課長 片倉正幸君 登壇〕

片倉生涯学習課長 議第58号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

社会体育施設条例につきましては、昨年第2回定例会におきまして新町民体育館の供用等に伴う新たな使用料体系としての改正をご可決いただきまして、昨年9月1日の新体育館供用開始とともに適用いたしてきたところでございます。

今回の改正は、体育館アリーナの付属設備である暖房の使用料について一部改正を行うため提案するものであります。新旧対照表の48ページをあわせてごらんいただきたいと思います。現行の暖房使用料の区分に、暖房機器の半分を使用する場合の規定、1時間当たり1,000円として追加するものでございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第58号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第59号 西川町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第59号 西川町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

まず、名称についてでありますけれども、西川町定住促進住宅B棟を新たに設置するため、これまで建設済みで入居いただいている1棟6戸の棟を西川町定住促進住宅A棟に、また、現在建築中でこれから入居募集を行おうとする1棟4戸の棟を西川町定住促進住宅B棟とするものであります。

次に、位置についてでありますけれども、住居表示の統一、明確化を図るため、これまで分譲地として5区画5筆の代表地番として大字海味1288番地25としておりましたが、合筆し大字海味1288番地7と改めるものであります。

附則をごらん願います。

本条例の施行日は平成31年1月15日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第59号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第60号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 議第60号 平成30年度西川町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をごらんいただきたいと思います。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,813万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,937万4,000円といたすものであります。

歳出のほうからご説明を申し上げます。

予算書の11ページ、3歳出をごらんください。

初めに、人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づく給与の改正等に伴い、各款にわたり第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費の給与等に要する経費の組み替えを行うものであります。

給与等に要する経費以外につきましてご説明を申し上げます。

11ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、需用費25万9,000円を旅費へ組み替え、修繕料は役場第2庁舎給水管漏水修繕20万6,000円、役場本庁舎日直室1階2階3階及び地階への消防用設備修繕11万6,000円、役場本庁舎エレベーター、インターホン、バッテリー修繕6万円の計38万2,000円を追加、総務課管理使用の公用車ステップワゴン及びクラウンのエコカー減税対象外に伴い自動車車検時重量税1万3,000円を追加するものであります。

第5目企画費につきましては、町内公共施設等Wi-Fi設備整備に伴い通信運搬費35万7,000円、工事請負費200万6,000円をそれぞれ追加し、国民年金システム改修に伴い委託料32万4,000円を追加し、さらに総合行政ネットワーク（LGWAN）サーバー設定変更に伴い委託料64万8,000円を追加するものであります。特定財源の減額につきましては、社会保障、税番号制度、システム整備費補助金が地方交付税振りかえとなったことなどに伴うものであります。

第6目支所及び出張旅費につきましては、大井沢支所及び大井沢防雪活動センターのゼロックストーナー購入費1万9,000円を追加、同じく施設暖房用燃料費22万7,000円を追加、同じく光熱水費4万2,000円を追加するものであります。

12ページをお開きいただきまして、第2項第2目賦課徴収費につきましては、町民税務課管理使用の公用車サクシードの燃料費6万円を追加するものであります。

第4項第4目西川町議会議員補欠選挙費につきましては、今年4月15日に執行されました

西川町議会議員補欠選挙が町長選挙に合わせて投開票が行われたことに伴い、職員手当等減額するものであります。

第5項第3目経済センサス調査費につきましては、山形県交付金の増額に伴い消耗品費1万2,000円を追加するものであります。

13ページ下段の第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、障害者自立支援事業の所要額増額に伴い扶助費428万円を追加するものであります。特定財源につきましては、障害者自立支援給付費、負担金等であります。

第2目老人福祉費につきましては、平成29年度介護給付費及び地域支援事業費の精算並びに30年度地域支援事業費の増額に伴い、介護保険特別会計繰出金826万円を追加するものであります。

14ページをお開きいただきまして、第2項第3目母子福祉費につきましては、ひとり親家庭等医療給付事業の医療費増額に伴い、扶助費40万円を追加するものであります。特定財源につきましては、山形県ひとり親家庭等医療給付事業補助金であります。

第4款第1項第3目環境衛生費につきましては、小山鉦山鉦害防止坑内水中和処理施設の自動pH計交換に伴い委託料7万9,000円を追加するものであります。

15ページ中段の第6款第1項第4目農業振興費につきましては、町ぐるみ山菜きのこ産業振興プロジェクトの事業費精査に伴い、賃金、報償費、旅費及び役務費の合計75万9,000円を、需用費、委託料並びに使用料及び賃借料へ組み替え、さらに吉川地内の発芽胚芽米製造施設の温水器ポンプ修繕に伴い、修繕料19万5,000円を追加するものであります。

第5目畜産振興費の特定財源につきましては、仁田山放牧場の監視舎機械格納庫の風害修繕に伴う自動車建物等共済金であります。なお、修繕は既決予算で対応いたしております。

第7目農地費につきましては、大井沢小水力発電所の通電式典に要する費用として、シャトルバスの運転手賃金1万3,000円、燃料費6,000円、式典白布クリーニング手数料2,000円をそれぞれ追加し、また、大井沢小水力発電所の監視通信システムの保守サービス及び回線増に伴い、通信運搬費2万8,000円、労務費改定に伴い保守点検委託料3万8,000円、16ページをお開きいただきまして、建設事業費の変更増額に伴い負担金250万円をそれぞれ追加するものであります。

第7款第1項第2目商工振興費につきましては、小売店出店1社に対する起業支援事業補助金100万円を追加するものであります。

17ページ上段の第8款第1項第1目土木総務費につきましては、建設水道課管理使用の購

入予定公用車フォレスターのグレードアップに伴い、役務費 2 万6,000円を自動車重量税へ組み替えるものであります。

第 4 項第 1 目都市計画総務費につきましては、住宅建築支援事業補助金申請件数の増加に伴い、住宅建築支援補助金300万円を追加するものであります。

18ページをお開きいただきまして、第 9 款第 1 項第 2 目非常備消防費につきましては、西川町消防団女性消防隊が第71回日本消防協会定例表彰を受賞することに伴い、表彰式出席旅費12万1,000円を追加、消防ポンプ車の自動車車検時重量税 4 万1,000円を追加するものであります。

第 3 目消防施設費につきましては、吉川坂ノ上地内消火栓更新工事請負費87万5,000円を追加するものであります。

第10款第 1 項第 3 目教育振興費につきましては、スクールバスの燃料費100万円、同じく修繕料110万円、同じくバッテリー 2 個購入費 5 万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

第 2 項第 1 目学校管理費につきましては、西川小学校駐車場の除雪用除雪車のタイヤチェーン 4 本購入費19万2,000円を追加、同じく施設暖房用燃料費135万6,000円を追加、同じく屋外監視カメラ及び画像記録装置修繕料11万9,000円を追加、旧入間小学校解体工事請負費 57万円を旧入間小学校廃薬品処分及び用途変更申請用県証紙購入のための手数料並びに川土居小学校配管詰まり除去作業のための手数料として合計57万円を委託料へ組み替え、西川小学校の冷房設備増設工事設計監理業務委託料594万円を追加、同じく冷房設備増設工事請負費 1 億1,448万円を追加、同じくエレベーターバッテリー購入費16万2,000円を追加するものであります。特定財源につきましては、町有施設整備基金繰入金であります。

第 3 項第 1 目学校管理費につきましては、西川中学校の正面玄関扉のちょうつがいの取りかえ修繕料40万円を追加、同じく冷暖房設備改修工事設計監理業務委託料259万2,000円を追加、同じく冷暖房設備改修工事請負費4,320万円を追加するものであります。特定財源につきましては、町営施設整備基金繰入金であります。

20ページをお開きいただきまして、第 4 項第 3 目自然と匠の伝承館管理運営費につきましては、自然と匠の伝承館の施設用消耗品購入費 2 万1,000円、同じく施設用暖房燃料費12万2,000円、同じく光熱水費14万5,000円、同じくメノウ細作業室換気扇修繕料 1 万9,000円をそれぞれ追加し、さらに、大井沢自然博物館の収蔵庫用除湿器購入費 5 万円を追加するものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、東京オリンピックパラリンピックホストタウン構想に伴いカヌー競技振興負担金10万円を追加するものであります。

第5項第1目保健体育総務費につきましては、西川小学校の給食調理室用冷蔵庫等修繕料21万3,000円を追加するものであります。

21ページの第11款第2項第2目林業施設災害復旧費につきましては、今年8月5日から6日にかけての大雨被害に係る林道蒲谷地線路肩決壊復旧事業補助金の追加並びに事業費の精算に伴い、農林業災害復旧事業補助金143万6,000円を追加するものであります。

第13款第1項第2目基本財産取得費につきましては、小山のご出身で東京都にお住いの渋谷喜美夫様から20万円、海味にお住いの奥山和茂様から30万円のご寄附をいただきましたことに伴い、地域福祉基金積立50万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

8ページ、2歳入をごらんください。

ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事業の実施に伴い、第9款地方交付税4,293万2,000円、第13款国庫支出金104万9,000円、第14款県支出金361万8,000円、第16款寄附金50万円、10ページをお開きいただきまして、第17款繰入金1億5,000万3,000円、第19款諸収入3万円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 小学校中学校の冷房設備が今度整うわけですけれども、文科省のほうでもいろいろ国の補助も考えておったようなんですけれども、今回の補正には国の補助は該当しないというか、申請等はしなかったのかどうか、町の公共施設への基金からの充当になっていますけれども、その辺についてご説明をお願いします。

伊藤議長 答弁は佐藤総務課長。

佐藤総務課長 宮林議員のご質問にお答え申し上げます。

議員からもただいまございましたように、国ではことしの夏の猛暑を災害として捉えまして、熱中症対策としてエアコン設置のための冷房設備対応臨時交付金817億円を盛り込んだ平成30年度補正予算を国会に提出し、去る11月7日に補正予算が成立したところをご案内の

ところかと存じます。この臨時特例交付金は、平成31年4月1日現在での普通教室及び特別教室を対象とした交付金でございます。本補正予算の編成に当たりまして、議員からもございましたように、この臨時特例交付金の交付を受けた場合と、交付を受けないで過疎対策事業債を発行した場合の財政措置額を比較し検討を重ねてまいったところでございます。

交付金の交付を受けた場合、ご案内のとおり、1平方メートル当たりの交付単価に対象面積を乗じまして、さらに交付率3分の1を乗じて得た額が交付金として交付され、そのほかの特定財源として地方債の元利償還金の60%が地方交付税措置されます。補正予算債、具体的な名称で申し上げますと、学校教育施設等整備事業債という名称のようでございますけれども、これがあるところであります。ただし、補正予算債の発行可能額は交付金の対象事業費、つまり1平方メートル当たりの交付単価に対象面積を乗じて得た額、これから交付金の額を控除した額と、こういうことになります。したがって、事業実施単価が交付金の交付単価を上回った分並びに普通教室及び特別教室以外の面積分については補正予算債を発行することができないと、こういうことになります。加えまして、地方債の元利償還金の70%が地方交付税措置されます過疎対策事業債、これは発行できないと、こういうことになります。

一方、交付金の交付を受けない場合は、過疎対策事業債の発行が可能でありまして、総事業費が発行可能額ということになります。

以上のことから、交付金の交付を受けないで実施したほうが、交付を受けた場合と比較し、国からの財政措置額が多くなることから、過疎対策事業債の発行を今後検討、協議いたすこととしているものでございます。本補正予算では、その他の特定財源としまして、議員からもございましたように町有施設整備基金からの繰入金1億5,000万円を計上いたしておりますけれども、今後、過疎対策事業債につきまして、既に今年度、発行の同意を得ている対象事業の精査や追加発行について、県とも協議を重ねながら3月定例会の補正予算に特定財源の補正を盛り込むことも検討していたしてまいりたいというふうに考えておるところでございますのでご理解をいただきたいと存じます。さらに3月定例会には、本事業の平成31年度への繰越についても合わせて上程させていただくことも検討いたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

伊藤議長 ほかに質疑ありませんか。

3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 2点ほどお聞きしたいというふうに思います。

まず、16ページの商工費ですけれども、商工振興費に起業支援事業補助金、100万円の補正があったわけですが、先ほどの総務課長のお話では1社というふうにお聞きしたような気もするんですけれども、予算が150万ほど、当初予算が見られております。さらに補正を組んだということで、企業支援ということですから非常にいいことだと思いますけれども、何社くらい企業支援の補助金を出しているのか、お聞きしたいというふうに思います。

もう1点は、次のページ18ページになりますけれども、消防施設費ですけれども、今回吉川坂ノ上の消火栓更新工事というふうになっておりますけれども、消火栓のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、消火栓はもちろん町のほうで更新工事なりやるということですが、例えば消火栓を移設した場合、これへの地元負担があるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 7款商工費の起業支援の補助金の関係でございます、これまで起業支援のほう、どの程度というところのご質問でございます。

今回150万、起業支援のほうで支援していきたいというふうに考えている業者数につきましては、今のところ4社、今回の補正を含めまして4社というようなところで考えておまして、また現在、申請を上げたいというふうな業者さんもいらっしゃいまして、今後また補正なども検討したいと思っておりますけれども、そういったことからすると、今年度合わせまして5社程度の起業の申請があるものというふうに見ております。

伊藤議長 消防関係は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤耕二議員の質問2番目のご質問にお答えいたしたいと存じます。

消火栓の移設等に係る経費についてのご質問でございますけれども、おおよそ町内には300基弱の消火栓があるところでございますけれども、原則、個人のご都合により消火栓を移設される場合は一定程度のご負担をいただいているということがございます。ただし、公共的公用的な原因、理由によりまして移設が必要であると、移設せざるを得ないというケースですと町のほうで負担していると、こういう状況でございます。したがって、個々の事案によりまして私どものほうでも相談を受けながら対応いたしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

伊藤議長 3番、佐藤耕二議員。

3番（佐藤耕二議員） 起業支援事業補助金ですけれども、今後のことも考えて5社ということですが、なかなか誘致企業は見込まれない中で起こす企業があるということで、非常にうれしく思っておりますし、また、これからもこの補助金が有効に活用されると願っております。

それから、先ほどの消火栓の件ですけれども、具体的なお話をさせていただきますけれども、今の大井沢地域で中上町内会地域で水道管、石綿管の新設工事を行っております。それに伴って消火栓が数基ほどあるわけですが、その消火栓をやはり移設しているというような中で、地元負担金が発生しているというような話を聞いておりますけれども、その辺は当然今のお話ですと、町の都合でやったということですので個人の都合ではないと思っておりますけれども、その辺が定かな話ではないんですけれども、確認ということでぜひ答弁お願いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

具体的には大井沢中上地内の消火栓ということで、いまお話がありましたので、その移転しようとする原因等について、なお、私どものほうでも再度調査を行いながら対応確認を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

伊藤議長 9番、古澤議員。

9番（古澤俊一議員） 1点お聞きします。先ほどちょっと聞き逃したかわかりませんが、19ページの教育費の中の学校管理費などでございますけれども、この11節の修繕料、先ほど屋外監視カメラの修繕ということで聞いたと思っておりますけれども、最近やはり交通等々さまざま通り魔関係でも監視カメラという形が大変ふえてきておりますけれども、今回この修繕という形においては、まるっきり修繕の11万9,000円の費用がかかるのか、新規の場合は実際どのくらいの値段がするものか、そしてまた、今、小学校・中学校において、この監視カメラというものが何台設置されているのか、関係者の中では一応大体わかっているのかなと思っておりますけれども、お答えいただきたいなと思っております。

伊藤議長 答弁は、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 古澤議員のご質問にお答えいたします。

小学校の屋外監視カメラの修繕料ですけれども、現在小学校のほうには屋内監視カメラ3

台、屋外監視カメラ3台の合わせて6台設置しておりまして、そのうちの屋外のカメラが1台故障したということで、今回補正をしたところでございます。今、修繕しなければいけないものにつきましては別な機械をお借りしてということで、カメラのほうは6台稼働しているというような状態であります。

中学校のほうでも、監視カメラのほうはありますけれども、はっきり、申しわけありませんが、何台というふうにすぐ申し上げることができないので、後から調べてご回答申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤議長 9番、古澤俊一議員。

9番(古澤俊一議員) まあ、小中学校合わせて6台ずつ、中学校はちょっと何台かわからない、やはり、生徒を預かるものとしてはやはり、これはある程度は把握していただいております。必要があるなと強く思いますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。

伊藤議長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第60号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をします。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

伊藤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

先ほどの答弁保留を、安達学校教育課長より回答させます。

安達課長。

安達学校教育課長 先ほど古澤議員の質問について、中学校の防犯カメラの設置台数について申し上げます。

中学校につきましては、屋外カメラ2台設置しております。

以上です。

伊藤議長 続いて、議第61号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

飯野町民税務課長。

〔町民税務課長 飯野 勇君 登壇〕

飯野町民税務課長 議第61号 平成30年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をごらんください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,111万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,898万9,000円とするものであります。

4ページのほうをごらんください。

歳出から申し上げます。

第1款1項1目の一般管理費については、旅費及び需用費の経費の見直しにより、印刷製本費を旅費と燃料費として組み替えを行うものであります。

5ページのほうをごらんください。

第2款第1項療養諸費及び第2項高額療養費につきましては、今後、高額医療及び高額薬剤の支出が見込まれるため、一般被保険者の療養給付費として2,478万円を、同高額療養費として622万円をそれぞれ追加し、また、同様に支出の増額が見込まれる退職被保険者の高額療養費に同療養給付費から26万円を組み替えるものであります。

第6款第1項第1目保健衛生普及費につきましては、所得税法等の一部を改正する法律により医療費通知を確定申告に添付することが可能となったため、その通知作成委託料と郵送経費として11万4,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、4ページのほうをごらんください。

保険給付費の3,100万円は保険給付費と交付金で、保健事業費の11万4,000円については繰越金でそれぞれ対応するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第61号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第62号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔建設水道課長 伊藤 潔君 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第62号 平成30年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、それぞれ1億7,926万5,000円とするものであります。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。

2款1項1目管渠管理費の役務費に1万8,000円、委託料に14万6,000円を追加するものであります。間沢地内において、本管が閉塞し家屋床上に汚水が逆流する事故が発生したため、床上に置いてあった衣類、書籍等の処分手数料並びに本管清掃、床上の汚物清掃を委託するものであります。今後、汚水で汚れた床の張りかえ等が賠償金として発生するわけでありませぬけれども、賠償の範囲や施工時期について被害に遭われた方と現在協議中であり、今後ご提案させていただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

歳入については、繰越金で対応するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第62号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第63号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

奥山健康福祉課長。

〔健康福祉課長 奥山純二君 登壇〕

奥山健康福祉課長 議第63号 平成30年度西川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ890万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,195万8,000円といたすものであります。

歳出から申し上げますので、補正予算書の7ページをお開き願います。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、訪問型サービス事業費の増加に伴い100万円を追加し、5款1項3目償還金につきましては、平成29年度介護給付費国庫負担金及び地域支援事業交付金の実績報告に伴う返納金790万5,000円の追加、5款3項1目一般会計繰出金につきましては、介護給付費県負担金の再精算に伴い繰出金3,000円の追加であります。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5ページをごらんください。

3款2項2目地域支援事業交付金につきましては、訪問型サービス事業費の増額に伴う国庫補助金25万円の追加、4款1項2目地域支援事業支援交付金につきましては、同じく訪問型サービス事業費の増額に伴う支払基金交付金27万円の追加、5款1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費県負担金の再精算に伴う県負担金3,000円の追加、6ページをお開きください。

5款2項1目地域支援事業交付金につきましては、訪問型サービス事業費の増額に伴う県補助金12万5,000円の追加、7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、平成29年度介護給付費国庫負担金及び地域支援事業交付金の実績報告に伴い、過年度分の一般会計繰入金790万5,000円、2目地域支援事業繰入金につきましては、訪問型サービス事業費の増額に伴う一般会計繰入金35万5,000円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第63号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第10号

伊藤議長 日程第2、報告第10号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とし、報告を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

佐藤総務課長 報告第10号 損害賠償の額の決定についての専決処分につきましてご報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものであります。

お手元の報告書をごらんいただきたいと存じます。

事故発生日時につきましては、平成30年6月27日午後6時であります。

事故発生場所につきましては、西川町大字吉川227の28、西川中学校であります。

相手方につきましては、西川中学校の教職員であります。

原因、状況等につきましては、西川中学校の敷地にある側溝のグレーチングに教職員の運転する車両が乗り上げた際、グレーチングがゆがんでいたために、はね上がって側溝に落ちてしまい、車両も落輪し車両が破損したものであります。

事故の種類は物損。

町の過失割合は100分の100。

損害賠償の額につきましては19万6,787円。これにつきましては、全額、保険金で補填したものであります。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

請願の審査報告

伊藤議長 日程第3、請願の審査報告を議題とします。

請願第5号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、宮林昌弘議員。

〔総務厚生常任委員長 宮林昌弘議員 登壇〕

総務厚生常任委員長（宮林昌弘議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある請願審査報告書のとおりですが、朗読して委員長報告にかえさせていただきます。

1 件名

請願第5号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について

2 付託年月日

平成30年12月3日

3 審査の結果

願意は適当と認め「採択」

4 委員会の意見

本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって上記のとおり処理することを適当と認める旨決しました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議員派遣について

伊藤議長 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

閉会中の継続調査申出

伊藤議長 日程第5、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

伊藤議長 ただいま 8 番、宮林昌弘議員から発議第 5 号が提出されました。

ここで議案書を配付します。

〔議案書配付〕

伊藤議長 これを議事日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、議事日程第 6、発議題 5 号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書とします。

意見書の提出について

伊藤議長 追加日程第 6、発議第 5 号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 提出者の説明を求めます。

8 番、宮林昌弘議員。

〔8 番 宮林昌弘議員 登壇〕

8 番（宮林昌弘議員） ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書ではありますが、ただいま議事係長が朗読したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣（規制改革）であります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第 5 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

伊藤議長 以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、平成30年西川町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時10分